

平成29年

上砂川町議会会議録

第1回 定例会
予算特別委員会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成29年第1回定例会

第1号(3月9日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
吉川 洋の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	4
伊藤充章の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	4
伊藤充章の第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	4
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告	5
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	5
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	5
例月出納検査結果報告(12・1・2月分)	5
町長行政報告	6
教育長教育行政報告	6
議案第2号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について	6
議案第3号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第4号 公の施設に係る指定管理者の指定について	7
議案第5号 権利の放棄について	8
議案第6号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算(第7号)	9
議案第7号 平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)	14
議案第8号 平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	16
議案第9号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)	17
議案第10号 平成28年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)	18
町政執行方針	20
教育行政執行方針	25
散会の宣告	28

第 2 号 (3月10日)

議事日程	29
会議録署名議員	29
開議の宣告	29
会議録署名議員指名について	29
議案第 2 号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について (原案可決)	30
議案第 3 号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	30
議案第 4 号 公の施設に係る指定管理者の指定について (原案可決)	30
議案第 5 号 権利の放棄について (原案可決)	30
議案第 6 号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算 (第7号) (原案可決)	30
議案第 7 号 平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第2号) (原案可決)	30
議案第 8 号 平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (原案可決)	30
議案第 9 号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第3号) (原案可決)	30
議案第10号 平成28年度上砂川町水道事業会計補正予算 (第2号) (原案可決)	30
議案第11号 平成29年度上砂川町一般会計予算	32
議案第12号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算	32
議案第13号 平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	32
議案第14号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計予算	32
議案第15号 平成29年度上砂川町水道事業会計予算	32
予算特別委員会設置及び付託について	39
休会について	39
散会の宣告	39

第 3 号 (3月14日)

議事日程	41
会議録署名議員	41
開議の宣告	41
会議録署名議員指名について	41
町政執行方針に対する質疑	41
越前等	41
町長 奥山光一	42
数馬尚	43
町長 奥山光一	45
吉川洋	46
町長 奥山光一	47
教育行政執行方針に対する質疑	49

小澤一文	49
教育長 飯山重信	50
越前等	50
教育長 飯山重信	51
高橋成和	51
教育長 飯山重信	53
吉川洋	55
教育長 飯山重信	55
休会について	56
散会の宣告	57

第 4 号 (3月17日)

議事日程	57
会議録署名議員	57
開議の宣告	57
会議録署名議員指名について	57
予算特別委員会委員長報告	57
議案第11号 平成29年度上砂川町一般会計予算(原案可決)	57
議案第12号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算(原案可決)	57
議案第13号 平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算(原案可決)	57
議案第14号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計予算(原案可決)	57
議案第15号 平成29年度上砂川町水道事業会計予算(原案可決)	57
調査第1号 所管事務調査について(許可)	59
追加日程について	59
意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(原案可決)	59
閉会の宣告	60

平成29年第1回定例会予算特別委員会

第 1 号 (3月15日)

議事日程	61
委員長挨拶	61
開会の宣告	61
開議の宣告	61
町長挨拶	61
予算特別委員会の日程について	62
予算審査の方法について	62
予算審査資料の提出について	63

その他	6 3
議案第 1 1 号 平成 2 9 年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	6 3
散会の宣告	8 9

第 2 号（3月16日）

議事日程	9 0
開議の宣告	9 0
議案第 1 2 号 平成 2 9 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	9 0
議案第 1 3 号 平成 2 9 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	9 2
議案第 1 4 号 平成 2 9 年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	9 3
議案第 1 5 号 平成 2 9 年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	9 5
閉会の宣告	9 7

出席議員

議席 番号	氏 名	1 定				予 特	
		3. 9	3.10	3.14	3.17	3.15	3.16
1	小 澤 一 文	○	○	○	○	○	○
2	越 前 等	○	○	○	○	○	○
3	伊 藤 充 章	○	○	○	○	○	○
4	吉 川 洋	○	○	○	○	○	○
5	数 馬 尚	○	○	○	○	○	○
6	堀 内 哲 夫	○	○	○	○	○	○
7	横 溝 一 成	○	○	○	○	○	○
8	高 橋 成 和	○	○	○	○	○	○
9	大 内 兆 春	○	○	○	○	○	一

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3. 9	3.10	3.14	3.17	3.15	3.16
町 長	奥 山 光 一	○	○	○	○	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○	○	○	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○	○	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○	○	—	—
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○	○	○	○	○
監 査 事 務 局 長							
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○	○	○	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○	○	○	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○	○	○	○	○
住 民 課 長	斉 藤 昭 彦	○	○	○	○	○	○
福 祉 課 長	扇 谷 洋 子	○	○	○	○	○	○
地 域 支 援 推 進 室 長	永 井 孝 一	○	○	○	○	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○	○	○	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○	○	○	○	○
財 務 係 長	東 海 孝 司	—	—	—	—	○	○
建 設 課 主 幹	三 原 浩 明	—	—	—	—	○	○
水 道 係 長	西 井 洋 一	—	—	—	—	—	○
医 療 保 険 係 長	斉 藤 修 実	—	—	—	—	—	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3. 9	3.10	3.14	3.17	3.15	3.16
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○	○	○	○	○
書 記	藤 本 沙 希	○	○	○	○	○	○

平成 2 9 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 9 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 1 時 3 8 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
3 月 9 日～3 月 1 7 日
9 日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（吉川議員）
 - 3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（伊藤議員）
 - 4) 第 1 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（伊藤議員）
 - 5) 中空知広域市町村圏組合議会第 1 回定例会結果報告（副議長）
 - 6) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長）
 - 7) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
 - 8) 例月出納検査結果報告（1 2・1・2 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 議案第 2 号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 3 号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 4 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- 第 9 議案第 5 号 権利の放棄について
- 第 1 0 議案第 6 号 平成 2 8 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 1 1 議案第 7 号 平成 2 8 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 議案第 8 号 平成 2 8 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 9 号 平成 2 8 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 4 議案第 1 0 号 平成 2 8 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 2 号～第 1 0 号までは、提案理由・内容説明までとする。
- 第 1 5 町政執行方針
- 第 1 6 教育行政執行方針

○会議録署名議員

8 番 高 橋 成 和
1 番 小 澤 一 文

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。
理事者側につきましては、全員出席しております。
定足数に達しておりますので、平成 29 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立しましたので、開会いたします。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(大内兆春) 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長(大内兆春) 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、高橋副議長、1番、小澤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長(大内兆春) 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間にししたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大内兆春) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月17日までの9日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長(大内兆春) 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷しており、お手元に配付しているとおりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果について報告を求めます。吉川議員。

○4番(吉川 洋) 空知中部広域連合議会について。

平成29年2月24日午前10時、空知中部広域連合

広域介護予防支援センター情報管理室で開催をされましたので、ご報告をいたします。

議件としましては、議案第1号 平成28年度空知中部広域連合一般会計補正予算(第2号)、議案第2号 平成28年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算(第2号)、議案第3号 平成28年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算(第2号)、議案第4号 平成28年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算(第2号)、議案第5号 平成29年度空知中部広域連合一般会計予算について、議案第6号 平成29年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算について、議案第7号 平成29年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算について、議案第8号 平成29年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算について、議案第9号 空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例について、議案第10号 監査委員の選任についてでありました。

結果としましては、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決をされましたので、ご報告をいたします。

関係書類については、議会事務局に保管をしておりますので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。

○議長(大内兆春) 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果と第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果について一括して報告を求めます。伊藤議員。

○3番(伊藤充章) 砂川地区保健衛生組合議会。

平成29年第1回砂川地区保健衛生組合定例議会が平成29年3月3日、砂川市役所議会委員会室において開催されましたので、ご報告いたします。

議件につきましては、議案第1号 平成28年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算、議案第2号

平成29年度砂川地区保健衛生組合会計予算、議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について、報告第

1号 例月出納検査報告。

結果につきましては、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、砂川地区広域消防組合議会について。

平成29年第1回砂川地区広域消防組合議会定例会が平成29年3月3日、砂川市役所議会委員会室において開催されました。

議件につきましては、議案第1号 平成28年度砂川地区広域消防組合会計補正予算、議案第2号

平成29年度砂川地区広域消防組合会計予算、議案第3号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、報告第1号 例月出納検査報告。

結果につきましては、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 次、中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果について報告を求めます。高橋副議長。

○副議長（高橋成和） 中空知広域市町村圏組合議会について。

標記の件につき、平成29年中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成29年2月22日水曜日午前10時からです。

場所につきましては、滝川市議会議場、滝川市役所の10階となっております。

議件でございますが、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 監査委員の選任について、議案第2号 平成29年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出予算について、議案第3号 平成29年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出予算について、議案第4号 平成29年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出予算について、議

案第5号 平成29年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出予算について。

結果につきましては、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でご報告を終わります。

○議長（大内兆春） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果と第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果については私から報告いたします。

平成29年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

記、日時でございますが、平成29年2月22日水曜日午前11時から。

場所でございますが、滝川市議会議場、滝川市役所10階です。

議件について、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 監査委員の選任について、議案第2号 平成29年度石狩川流域下水道組合一般会計予算。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

平成29年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

記、日時でございますが、平成29年2月22日水曜日午後1時から。

場所でございますが、滝川市議会議場、滝川市役所10階であります。

議件について、議案第1号 平成28年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 平成29年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算、報告第1号 例月現金出納検査報告について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、

報告いたします。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の12、1、2月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（大内兆春） 日程第4、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成28年第4回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特段報告を申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願ひまして町長行政報告といたします。

以上でございます。

◎教育長教育行政報告

○議長（大内兆春） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

平成28年第4回定例会から本定例会まで、特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書をごらんいただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で町長行政報告及び教育長教育行政報告を終わります。

◎議案第2号

○議長（大内兆春） 日程第6、議案第2号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第2号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願ひいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第2号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の公布、施行に伴いまして消費税率の10%への引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されるとともに、関連する税制上の措置について所要の見直しが行われたことから、本町の税条例関係条項を改正するものであります。

改正の内容でございますが、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長を行うこ

と、また消費税率引き上げ時の平成29年4月1日から実施としておりました法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の環境性能割の導入時期を平成31年10月1日に変更すること、さらに軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更となったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例を延長する規定の整備を行うものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては資料ナンバー1の新旧対照表をご参照願いたいと思います。

以上が改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第3号

○議長（大内兆春） 日程第7、議案第3号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第3号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布、施行に伴い、上砂川町個人情報保護条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第3号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、平成27年9月の個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年5月30日から施行されることに伴い、本条例の関係条項を改正するものであります。

改正の内容でございますが、地方公共団体が独自にマイナンバーを利用する場合において情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携事務に関する規定の整備等がなされたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては資料ナンバー2の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

上砂川町個人情報保護条例（平成12年上砂川町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2項」の次に「（これらの規程を番号法第26条において準用する場合を含む。第27条第6項において同じ。）」を加える。

第20条の2中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例関係情報提供者」に改める。

第20条の3第1項第1号オ中「第28条」を「第29条」に改める。

附則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第4号

○議長（大内兆春） 日程第8、議案第4号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第4号 公の施設に係る指定管理者の指定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

提案理由といたしましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、生活館等に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第4号について内容の説明をいたします。

各町生活館等の管理につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び生活館の設置及び管理に関する条例に基づき、各町自治会を指定管理者として指定し、各町生活館、集会所の管理運営業務を行っておりますが、本年3月で3年間の指定期間が満了となることから、本年4月から指定期間を5年間に延長し、各町自治会が管理運営業務を行うために指定管理者の指定を承認いただくものであります。

指定管理者の選定につきましては、原則公募によるとされておりますが、生活館等については地域の集会施設との性格が強く、細部にわたる住民サービスの確保、向上を期する観点から公募によらず、各町自治会を指定管理者として指定いたしたく、ご提案申し上げますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

それでは、本文に参ります。公の施設に係る指定管理者の指定について。

1 指定管理者の名称、管理を行わせる施設の名称及び所在地

指定管理者の名称、管理を行わせる施設、施設の名称、施設の所在地。鶉本町自治会、鶉本町生活館、上砂川町字鶉240番地1。下鶉自治会、下鶉生活館、上砂川町字鶉74番地1。鶉自治会、鶉若葉生活館、上砂川町字鶉265番地。東鶉自治会、中央ふれあいセンター、上砂川町字鶉338番地1。緑が丘自治会、緑が丘集会所、上砂川町字鶉90番地1。朝駒町内会、朝駒集会所、上砂川町字上砂川3番地16。

2 管理を行わせる期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。

3 管理業務の範囲

- (1) 生活館等の施設及び設備の維持・管理
- (2) 利用の許可
- (3) 利用料金の収受
- (4) 上記業務に付随する業務

4 利用料金に関する事項

上砂川町生活館等の設置及び管理に関する条例（平成18年上砂川町条例第1号）第7条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第5号

○議長（大内兆春） 日程第9、議案第5号 権利の放棄について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第5号 権利の放棄について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

次のとおり権利を放棄する。

提案理由といたしましては、出資による権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第5号について内容の説明をいたします。

本議案につきましては、町が出資しております株式会社上砂川振興公社が商法第375条の規定による出資金を減資するに当たり、町の出資による権利の一部を放棄するものであります。

株式会社上砂川振興公社は、昭和61年10月に発行株式600株、資本金3,000万円で設立し、その後町からの増資を受け、特に平成18年度において温泉施設等の購入資金として7,600株、3億8,000万円を増資し、平成24年度には累積赤字解消分として1,952株、9,760万円の減資と運転資金等の確保のため400株、2,000万円増資しており、平成27年度末での発行株式は7,747株、資本金総額3億8,735万円となっております。

このたびの減資につきましては、資本金が1億円を超えると税の優遇措置を受けられないことから、経営安定を図るため6,000株、3億円を減資し、権利を放棄するもので、平成18年度に温泉施設等の購入資金として増資した7,600株、3億8,000万円のうち北海道より3億6,100万円を借り入れた未償還額1億3,473万8,000円を繰上償還するものでございます。この減資により発行株式は1,747株、資本金総額8,735万円となるものです。

なお、繰上償還する1億3,473万8,000円につきましては、本定例会一般会計補正予算においてお諮りさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

それでは、本文に参ります。次のとおり権利を放棄する。

1 放棄する権利

(1) 権利の種類 株式会社上砂川振興公社に対する出資による権利

(2) 権利の内容 出資金額3億8,735万円のうち3億円（発行総額7,747株のうち6,000株）

2 放棄する理由

株式会社上砂川振興公社が商法第375号の規定による出資金を減資するため、出資の権利を放棄する。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第6号

○議長（大内兆春） 日程第10、議案第6号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第6号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億9,500万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月9日提出

北海道上砂川町長 奥山 光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第6号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税1,600万円の追加で、1億7,202万7,000円となります。

1項町民税1,600万円の追加で、8,913万5,000円となります。

9款地方交付税8,962万円の追加で、17億4,047万3,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

12款使用料及び手数料235万5,000円の減額で、1億9,053万2,000円となります。

3項証紙収入235万5,000円の減額で、1,471万5,000円となります。

13款国庫支出金154万8,000円の減額で、2億3,575万円となります。

1項国庫負担金12万円の追加で、1億5,101万4,000円となります。

2項国庫補助金166万8,000円の減額で、8,359万6,000円となります。

14款道支出金145万4,000円の追加で、1億2,036万2,000円となります。

1項道負担金34万5,000円の追加で、1億249万7,000円となります。

2項道補助金110万9,000円の追加で、965万円となります。

15款財産収入45万円の追加で、1,529万8,000円となります。

1項財産運用収入45万円の追加で、1,526万7,000円となります。

16款寄附金3,858万7,000円の追加で、3,859万8,000円となります。

1項寄附金、同額であります。

17款繰入金9,113万8,000円の追加で、9億6,933万8,000円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入649万円の追加で、1億1,827万3,000円となります。

4項受託事業収入9万円の追加で、65万円となります。

5項雑入640万円の追加で、1億681万2,000円となります。

19款町債7,446万4,000円の追加で、3億5,086万4,000円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が3億2,130万円の追加で、40億9,500万円となります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、1款議会費4万5,000円の追加で、4,196万円となります。

1項議会費、同額であります。

2款総務費1億7,894万2,000円の追加で、12億6,753万9,000円となります。

1項総務管理費1億8,132万5,000円の追加で、12億2,872万5,000円となります。

4項選挙費239万6,000円の減額で、550万2,000円となります。

6項監査委員費1万3,000円の追加で、107万5,000円となります。

3款民生費1,354万9,000円の減額で、6億6,748万5,000円となります。

1項社会福祉費945万円の減額で、5億9,908万9,000円となります。

2項児童福祉費409万9,000円の減額で、6,779万2,000円となります。

4款衛生費654万9,000円の追加で、2億2,154万5,000円となります。

1 項保健衛生費693万6,000円の追加で、1億2,907万7,000円となります。

2 項清掃費38万7,000円の減額で、9,246万8,000円となります。

7 款商工費3,400万円の追加で、8,512万2,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費847万4,000円の減額で、2億6,277万3,000円となります。

1 項土木管理費363万円の追加で、9,976万1,000円となります。

2 項道路橋りょう費1,121万円の減額で、9,282万4,000円となります。

3 項住宅費89万4,000円の減額で、7,018万8,000円となります。

9 款消防費353万4,000円の減額で、2億3,990万5,000円となります。

1 項消防費、同額であります。

10 款教育費621万8,000円の減額で、2億922万2,000円となります。

2 項小学校費614万円の減額で、1億3,272万4,000円となります。

3 項中学校費50万円の減額で、4,240万1,000円となります。

5 項保健体育費42万2,000円の追加で、1,308万4,000円となります。

12 款公債費 1億3,353万9,000円の追加で、5億3,474万9,000円となります。

1 項公債費、同額であります。

歳出合計が3億2,130万円の追加で、40億9,500万円となります。

次ページであります。第2表、繰越明許費。2 款総務費、1 項総務管理費、事業名、多世代交流拠点施設整備事業、事業費3,980万円。合計3,980万円。

第3表、地方債補正。1、追加、起債の目的、多世代交流拠点施設整備事業、限度額、1,600万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、

4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

2、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。臨時財政対策、7,100万円、6,726万4,000円。職員住宅水洗化事業、280万円、全額減額であります。春日橋長寿命化補修事業、370万円、240万円。八千代橋長寿命化補修事業、190万円、270万円。町道下鶉中央線法面復旧事業、1,330万円、1,290万円。東鶉団地道路法面復旧事業、470万円、450万円。除雪車更新事業、820万円、1,140万円。鶉若葉台改良住宅水洗化事業、570万円、520万円。下鶉改良住宅改善事業、890万円、800万円。消防庁舎建設事業、7,170万円、7,120万円。中央小学校大規模改修事業、3,360万円、9,840万円。

事項別明細書15ページ、歳出でございます。このたびの補正予算につきましては最終予算であり、各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査であります。また、主なものは基金への積立金と公債費の繰上償還でございますので、予算額の読み上げとさせていただき、減額の大きいものと追加になる費目を中心に説明をさせていただきます。

3、歳出、1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費 4万5,000円の追加で、4,196万円となります。精査であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1億3,873万7,000円の追加で、9億8,364万9,000円となります。25節積立金は、ふるさと納税81件分をふるさとづくり基金に3,750万7,000円、公共施設等整備基金に1億円、財政調整基金に利息分として45万円、一般寄附金3件分を地域振興基金

に108万円積み立てするものであります。

5目財産管理費73万3,000円の減額で、4,815万7,000円となります。11節需用費は、はるにれ荘トイレ等の修繕料として94万4,000円計上するものであります。15節工事請負費につきましては、工事費の精査であります。

10目町民センター管理費107万4,000円の追加で、1,753万2,000円となります。町民センターエレベーターの修繕料であります。

11目地域振興費244万7,000円の追加で、1,276万円となります。中央バス路線維持助成金として244万7,000円を計上するものであります。

13目地方創生費3,980万円の追加で、7,767万8,000円となります。

資料ナンバー3をご参照願います。多世代交流拠点施設整備につきましては、国の補正予算である地方創生整備交付金を活用するため繰越明許費で実施するものであります。

1の概要であります。高齢者や子育て世代、障害者等が世代を超えて誰もが気軽に利用できるカフェ等の機能を備えた「多世代交流拠点施設(交流カフェ)」を整備し、定住人口の増加を図るものであります。

2の事業内容につきましては、2つの柱となっており、1つ目が子育て世代等の就労支援事業等で、地域で暮らす子育て中の母親の社会参加を支援するためのセミナーや開業を希望する方へ専門アドバイザーとのワークショップによる新たな産業の創出を図るもので、テレワークセミナーの開催等を実施するものであります。

2つ目は、高齢者等への生きがい提供事業及び施設運営等事業で、就労中の母親にかわって地域の高齢者が子供の面倒を見ることで生きがいを感じ、みずから支えられる側から支える側への意識転換が図られ、さらには交流カフェや高齢者、障害者、認知症サロンの開設、農産物や特産品の販売を行うものであります。交流カフェ、認知症サロン等の開設、ボランティアセミナーなどを行

うものであります。

予算書にお戻り願います。8節報償費は、ボランティアセミナー講師謝礼として20万円を計上、11節需用費は施設管理経費として125万円を計上、18節役務費は電話料等で11万円を計上、13節委託料は実施設計やテレワークセミナー委託料として463万円を計上、15節工事請負費は機械、電気設備を含めた工事費として3,150万円を計上、16節原材料費は10万円を計上、18節備品購入費は施設運営に係る管理備品購入費として200万円を計上、19節負担金、補助及び交付金は食品衛生講習会受講料として1万円計上するものであります。

4項選挙費、4目町議会議員選挙費239万6,000円の減額で、108万1,000円となります。精査であります。

6項監査委員費、1目監査委員費1万3,000円の追加で、107万5,000円となります。精査であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費466万3,000円の追加で、3億5,629万4,000円となります。20節、500万円の追加は、対象者数の増による精査であります。

2目老人福祉費51万7,000円の減額で、861万円となります。精査であります。

4目複合施設費18万2,000円の追加で、387万5,000円となります。ふれあいセンターストーブの修繕料であります。

5目介護保険費880万6,000円の減額で、9,989万9,000円となります。13節委託料は、マイナンバー制度に係る住基ネット接続業務料として17万1,000円、19節負担金、補助及び交付金は空知中部広域連合負担金の精査であります。

8目後期高齢者医療費184万7,000円の減額で、9,212万9,000円となります。精査であります。

9目臨時福祉給付金給付事業費57万5,000円の減額で、428万3,000円。

10目年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費255万円の減額で、494万円となります。いずれ

も事業終了に伴う精査であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費265万5,000円の減額で、3,704万3,000円となります。精査であります。

2 目保育所費144万4,000円の減額で、3,074万9,000円となります。認定こども園の基本設計の執行残であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費783万3,000円の追加で、1 億784万9,000円となります。19節負担金、補助及び交付金は、医師確保対策として福祉医療センターに360万円負担するものであります。28節繰出金は、水道事業会計に503万3,000円繰り出しするものであります。

2 目予防費58万3,000円の減額で、1,022万1,000円となります。

3 目環境衛生費31万4,000円の減額で、1,096万2,000円となります。いずれも精査であります。

2 項清掃費、2 目じん芥処理費38万7,000円の減額で、8,151万2,000円となります。精査であります。

7 款商工費、1 項商工費、2 目企業開発費3,400万円の追加で、4,880万5,000円となります。

資料ナンバー4をご参照願います。企業振興促進条例助成事業の概要であります。このたび誘致企業2社から申請があり、審査の結果、助成するものであります。

初めに、京セミ社の電子部品製造設備整備事業につきましては、LED照明、携帯端末、スマートフォンで使用する小型パッケージ製品の需要増加により、生産性及び生産効率の向上を図る必要があるため製造機器を整備するもので、設備投資内容は基盤にチップを接着させるマルチチップダイボンダー1,730万円など3台で合計5,551万8,000円の設備投資で、雇用計画は現在の84人から5人増の89人に増員するものであります。助成額は、設備投資額の30%から北海道の助成額を差し引いた1,400万円を助成するものであります。

次に、マイクログラス社の医療用製品製造設備

整備事業につきましては、医療機関等の病理検査で使用する高品質ミクロトームかえ刃の需要増加により、生産技術向上を図る必要があるため製造機器を整備するもので、設備投資内容はかえ刃の刃先を先鋭化するイオンプラズマ窒化処理装置7,600万円など合計9,130万円の設備投資で、雇用計画は現在の112名から5人増の117人に増員するものであります。助成額は、設備投資額の30%から北海道の助成額を差し引いた2,000万円を助成するもので、いずれも産業振興基金を充当するものであります。

予算書にお戻り願います。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費363万円の追加で、9,976万1,000円となります。下水道事業会計に363万円繰り出しするものであります。

2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費1,121万円の減額で、9,282万4,000円となります。精査であります。

3 項住宅費、2 目公営住宅建設費89万4,000円の減額で、2,689万8,000円となります。精査であります。

9 款消防費、1 項消防費、1 目消防費353万4,000円の減額で、2 億3,990万5,000円となります。精査であります。

10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費550万円の減額で、1 億1,963万円となります。

2 目教育振興費60万円の減額で、1,309万4,000円となります。

3 項中学校費、2 目教育振興費50万円の減額で、1,275万3,000円となります。いずれも精査であります。

5 項保健体育費、2 目体育施設費42万2,000円の追加で、938万6,000円となります。体育センター火災報知機センサーの修繕料であります。

12 款公債費、1 項公債費、1 目元金1 億3,488万4,000円の追加で、4 億9,062万4,000円となります。振興公社出資債繰上償還分として1 億3,475万8,000円、臨時財政対策債利率見直しに伴い14

万6,000円を計上するものであります。

2目利子134万5,000円の減額で、4,412万5,000円となります。臨時財政対策債利率見直しと一時借入金利子の精査であります。

次に、9ページ、歳入であります。2、歳入、1款町税、1項町民税、2目法人1,600万円の追加で、2,393万5,000円となります。誘致企業2社の決算納付の増でございます。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税8,962万円の追加で、17億4,047万3,000円となります。普通交付税については交付決定額を追加し、特別交付税については熊本地震災害や本年度は降雪量が少ないことから5,000万円を減額するものであります。

12款使用料及び手数料、3項証紙収入、1目証紙収入235万5,000円の減額で、1,471万5,000円となります。精査であります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金12万円の追加で、1億5,101万4,000円となります。精査であります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金1,879万5,000円の追加で、4,464万4,000円となります。確定額の計上であります。

2目民生費補助金312万5,000円の減額で、1,126万9,000円となります。精査であります。

4目土木費補助金1,733万8,000円の減額で、2,753万7,000円となります。歳出減に伴う精査であります。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金38万6,000円の追加で、8,714万4,000円となります。

2目保険基盤安定拠出金4万1,000円の減額で、1,535万3,000円となります。いずれも精査であります。

2項道補助金、1目総務費補助金43万円の追加で、48万円となります。確定額の計上であります。

2目民生費補助金67万9,000円の追加で、766万8,000円となります。歳入増に伴う精査であります。

す。

15款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金45万円の追加で、45万1,000円となります。歳出同額を計上するものであります。

16款寄附金、1項寄附金、1目寄附金3,858万7,000円の追加で、3,859万8,000円となります。歳出同額を計上するものであります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金9,813万8,000円の追加で、9億6,933万8,000円となります。1節、地域振興基金と2節、教育施設整備基金の繰り上げについては取りやめ、5節、産業振興基金と6節、減債基金を歳出同額繰り入れするものであります。

18款諸収入、4項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入9万円の追加で、65万円となります。精査であります。

5項雑入、5目雑入640万円の追加で、1億680万8,000円となります。精査であります。

19款町債、1項町債、1目総務債946万4,000円の追加で、1億3,416万4,000円となります。同意予定額を計上するものであります。

2目土木債70万円の追加で、4,710万円となります。

3目消防債50万円の減額で、7,120万円となります。いずれも精査であります。

4目教育債6,480万円の追加で、9,840万円となります。同意予定額を計上するものであります。

以上であります。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（大内兆春） そろいましたので、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第7号

○議長（大内兆春） 日程第11、議案第7号 平

成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第7号 平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ540万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,372万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月9日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第7号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税170万円の減額で、4,996万8,000円となります。

1項国民健康保険税、同額であります。

3款繰入金5,753万7,000円の減額で、4,745万2,000円となります。

1項一般会計繰入金33万7,000円の減額で、4,745万2,000円となります。

2項基金繰入金5,720万円の減額でございます。

4款諸収入6,463万9,000円の追加で、6,464万4,000円となります。

2項雑入6,463万9,000円の追加で、6,464万2,000円となります。

歳入合計が540万2,000円の追加で、1億6,373万9,000円となります。

2、歳出、1款総務費528万3,000円の追加で、1億6,345万5,000円となります。

1項総務管理費528万3,000円の追加で、1億6,111万9,000円となります。

2款諸支出金11万9,000円の追加で、17万4,000円となります。

1項償還金及び還付加算金、同額であります。

歳出合計が540万2,000円の追加で、1億6,372万9,000円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費528万3,000円の追加で、1億6,111万9,000円となります。19節負担金、補助及び交付金は、後期高齢者支援金等負担金などの減少により1,711万7,000円を減額し、25節積立金は歳入超過となる1,600万円について国民健康保険特別会計基金に積み立てるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、1目償還金11万9,000円の追加で、16万4,000円となります。精査であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、国民健康保険税、国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税40万円の減額で、4,801万8,000円となります。

2目退職被保険者等国民健康保険税130万円の減額で、195万円となります。いずれも被保険者数及び所得の減によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金33万7,000円の減額で、4,745万2,000円となります。

繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金5,720万円の減額でございます。当初予算に計上しており

ました基金繰入金の減額と一般会計繰入金を減額し、収支の均衡を図るものでございます。

諸収入、雑入、3目雑入6,463万9,000円の追加で、6,464万円となります。空知中部広域連合分賦金前年度精算金の追加でございます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第8号

○議長（大内兆春） 日程第12、議案第8号 平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第8号 平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ386万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,968万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月9日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第8号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料341万3,000円の減額で、4,630万5,000円となります。

1 項後期高齢者医療保険料、同額であります。

3 款繰入金47万4,000円の減額で、2,313万9,000円となります。

1 項一般会計繰入金、同額であります。

5 款繰越金2万4,000円の追加で、2万4,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が386万3,000円の減額で、6,968万3,000円となります。

2、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金386万3,000円の減額で、6,848万9,000円となります。

1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

歳出合計が386万3,000円の減額で、6,968万3,000円となります。

事項別明細書5 ページ、歳出でございます。3、歳出、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金386万3,000円の減額で、6,848万9,000円となります。後期高齢者医療広域連合負担金の精査でございます。

次に、4 ページ、歳入であります。2、歳入、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料271万2,000円の減額で、3,450万1,000円となります。

2 目普通徴収保険料70万1,000円の減額で、1,180万4,000円となります。いずれも被保険者数の減によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1 目事務費繰入金34万3,000円の減額で、266万8,000円となります。

2 目保険基盤安定繰入金13万1,000円の減額で、2,047万1,000円となります。いずれも精査でございます。

繰越金、繰越金、1 目繰越金2万4,000円の追

加で、2万4,000円となります。前年度繰越金を全額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第9号

○議長（大内兆春） 日程第13、議案第9号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第9号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,923万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年3月9日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第9号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款下水道使用料66万9,000円の追加で、3,293万4,000円となります。

1 項下水道使用料、同額であります。

4 款繰入金363万円の追加で、9,020万2,000円となります。

1 項一般会計繰入金、同額であります。

6 款町債400万円の減額で、2,330万円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が29万9,000円の追加で、1億4,923万3,000円となります。

2、歳出、1款下水道費102万2,000円の追加で、4,493万5,000円となります。

1 項下水道整備費102万2,000円の追加で、3,200万4,000円となります。

2 款公債費72万3,000円の減額で、1億419万8,000円となります。

1 項公債費、同額であります。

歳出合計が29万9,000円の追加で、1億4,923万3,000円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、資本費平準化債、補正前限度額、2,520万円、補正後限度額、2,120万円。

事項別明細書6 ページ、歳出でございます。3、歳出、下水道費、下水道整備費、1目総務管理費197万4,000円の追加で、2,235万7,000円となります。消費税及び地方消費税の確定精査でございます。

2 目下水道建設費95万2,000円の減額で、964万7,000円となります。精査でございます。

公債費、公債費、2 目利子72万3,000円の減額で、2,045万2,000円となります。借り入れ利率の変更によるものでございます。

次に、5 ページ、歳入であります。2、歳入、使用料及び手数料、使用料、1 目下水道使用料66万9,000円の追加で、3,293万4,000円となります。滞納繰り越し分の精査でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金363万円の追加で、9,020万2,000円となります。一般会計繰入金を追加し、収支の均衡を図るものがございます。

町債、町債、1目下水道事業債400万円の減額で、2,330万円となります。資本費平準化債の制度見直しによる精査でございます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第10号

○議長（大内兆春） 日程第14、議案第10号 平成28年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第10号 平成28年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

(総則)

第1条 平成28年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成28年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条及び平成28年度上砂川町水道事業会計補正予算(以下「補正予算」という。)(第1号)第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款水道事業収益、既決予算額1億3,612万6,000円、補正予算額603万3,000円、計1億4,215万9,000円。

第1項営業収益、8,735万2,000円、100万円、8,835万2,000円。

第2項営業外収益、4,877万4,000円、503万3,000円、5,380万7,000円。

(支出)

科目、第1款水道事業費用、既決予算額1億3,612万6,000円、補正予算額603万3,000円、計1億4,215万9,000円。

第1項営業費用、1億95万2,000円、35万2,000円の減額、1億60万円。

第2項営業外費用、3,507万4,000円、638万5,000円、4,145万9,000円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款資本的収入、既決予算額1億1万4,000円、補正予算額1,826万4,000円の減額、計8,175万円。

第2項企業債、3,870万円、1,210万円の減額、2,660万円。

第3項国庫補助金、1,291万7,000円、545万9,000円の減額、745万8,000円。

第4項他会計補助金、88万3,000円、70万5,000円の減額、17万8,000円。

次ページでございます。

(支出)

科目、第1款資本的支出、既決予算額1億5,288万3,000円、補正予算額1,826万4,000円の減額、計1億3,461万9,000円。

第2項建設改良費、5,250万円、1,826万4,000円の減額、3,423万6,000円。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた、企業債の限度額「3,870万円」を「2,660万円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 補正予算(第1号)第3条に定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「4,690万8,000円」を「5,194万1,000円」に改め、予算第8条に定めた、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「88万3,000円」を「17万8,000円」に改める。

平成29年3月9日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 奥山 光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、
よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求め
ます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示により
まして、議案第10号について内容の説明をいたし
ます。

3ページであります。平成28年度水道事業会計
予算実施補正計画書。収益的収入及び支出、収益
的収入、1款水道事業収益603万3,000円の追加で、
1億4,215万9,000円となります。

1項営業収益100万円の追加で、8,835万2,000
円となります。

1目給水収益100万円の追加で、8,821万円とな
ります。

2項営業外収益503万3,000円の追加で、5,380
万7,000円となります。

2目繰入金503万3,000円の追加で、5,194万1,0
00円となります。

収益的支出、1款水道事業費用603万3,000円の
追加で、1億4,215万9,000円となります。

1項営業費用35万2,000円の減額で、1億60万
円となります。

4目総係費35万2,000円の減額で、1,766万2,00
0円となります。

2項営業外費用638万5,000円の追加で、4,145
万9,000円となります。

1目支払利息及び企業債取扱費139万円の減額
で、2,866万2,000円となります。

2目雑支出862万2,000円の追加で、941万1,000
円となります。

3目消費税及び地方消費税84万7,000円の減額
で、338万6,000円となります。

次ページであります。資本的収入及び支出、資

本的収入、1款資本的収入1,826万4,000円の減額
で、8,175万円となります。

2項企業債1,210万円の減額で、2,660万円とな
ります。

1目企業債、同額であります。

3項国庫補助金545万9,000円の減額で、745万8,
000円となります。

1目国庫補助金、同額であります。

4項他会計補助金70万5,000円の減額で、17万8,
000円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出1,826万4,000円の
減額で、1億3,461万9,000円となります。

2項建設改良費1,826万4,000円の減額で、3,42
3万6,000円となります。

1目簡易水道等施設整備事業費、同額でありま
す。

事項別明細書5ページ、収益的支出でございま
す。収益的支出、水道事業費用、営業費用、4目
総係費35万2,000円の減額で、1,766万2,000円と
なります。委託業務の精査であります。

水道事業費用、営業外費用、1目支払利息及び
企業債取扱費139万円の減額で、2,866万2,000円
となります。一時借入金利息の精査でございます。

2目雑支出862万2,000円の追加で、941万1,000
円となります。消滅時効5年経過の水道料金を不
納欠損するものでございます。

3目消費税及び地方消費税84万7,000円の減額
で、338万6,000円となります。消費税及び地方消
費税の確定精査でございます。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、水
道事業収益、営業収益、1目給水収益100万円の
追加で、8,821万円となります。業務用使用量増
による精査でございます。

水道事業収益、営業外収益、2目繰入金503万3,
000円の追加で、5,194万1,000円となります。収
支不足分について一般会計繰入金を充当するもの
でございます。

次に、6 ページ、資本的支出であります。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1 目簡易水道等施設整備事業費1,826万4,000円の減額で、3,423万6,000円となります。工事費と設計費の執行残の精査でございます。

次に、資本的収入に参ります。資本的収入、資本的収入、企業債、1 目企業債1,210万円の減額で、2,660万円となります。

資本的収入、国庫補助金、1 目国庫補助金545万9,000円の減額で、745万8,000円となります。いずれも工事費の減額による精査でございます。

資本的収入、他会計補助金、1 目他会計補助金70万5,000円の減額で、17万8,000円となります。一般会計繰入金を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

まだ町政執行方針と教育行政執行方針が残っておりますが、残り時間では足りないようですので、ここで暫時昼食休憩といたします。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午後 零時 56 分

○議長（大内兆春） 昼食休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町政執行方針

○議長（大内兆春） 日程第15、町政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、平成29年度の町政執行方針を申し上げますので、お手元に配付しております町政執行方針1 ページをお開き願います。

平成29年第1 回上砂川町議会定例会の開会に当たり、私の所信と施策の大綱を申し述べ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、平成26年4月に町長の重責を担わせていただき3年が経過し、第18期町政最後の年を迎え

ようとしております。

この間、議員各位並びに町民の皆様のご支援・ご協力を賜り政策目標である、町民誰もが安心して暮らせる町づくりの実現に向け、課題解決を図りながら町政を執行してきたところであります。

日本の経済は、第3次安倍再改造内閣による成長戦略により、一億総活躍社会の実現に向けた経済の好循環、一人一人が生きがいを持てる生活の実現、安心につながる社会保障に取り組み、働き方や産業構造の一体改革を進める「未来への投資を実現する経済対策」を行っておりますが、国内景気は回復基調にあるものの、地域経済においてはその効果がいまだ実感できず地方を取り巻く環境は、依然として厳しい状況となっております。

本町におきましては、急速な人口減少と少子高齢化の進展が著しく、このことは町政運営に大きな影響を及ぼす最重要課題であり、早急な対応が求められることから、平成27年に策定いたしました「上砂川町まち・ひと・しごと総合戦略」のもと、子育て支援や高齢者支援、移住定住施策の推進に取り組んでいるところであります。

また、本町の財政状況につきましては、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤であり、国の財政状況によっては、さらに厳しい行財政運営を強いられる財政構造であります。

このことから、常に行財政改革の理念を忘れることなく、町民の価値観が多様化する中で、行政各分野での町民ニーズをしっかりと把握しながら、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、町の将来にとって何が有益なのかを常に意識しながら、将来に向け安定かつ持続可能な行財政運営がなされるよう、しっかりと将来を見据え、住民対話を大切にし、皆さんから寄せられた信頼と期待に応えるべく平成29年度からスタートする新しい総合計画による行政運営に努め、職員とともに「ゆめと希望にみちた輝くまちの実現」を目指し、全力で取り組んでまいり所存でありますので、一

層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、平成29年度の主要施策の大綱について申し上げます。

第一 健康で生き生きと暮らせる町

1. 安心して子供を産み育てる環境づくりの推進

子育て支援につきましては、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援の充実を図るため、高校生以下医療費無料化を初め、保育料の独自軽減、育児用品購入券贈呈事業など子育て世代の経済的負担軽減を継続するとともに新たに特定不妊治療費助成事業の実施と妊婦健診の超音波検査費用助成の拡充を図り、安心して子供を産み育てる環境づくりに努めてまいります。

保育園につきましては、子育て世代のニーズに対応するため、幼児教育を加えた保育所型認定こども園と子育て中の親子が集う子育て支援センターなどを設置した複合施設の整備について検討してまいります。

また、年長児を対象に小学校生活を見据え「学ぶ力」を育むステップアップ事業の充実を図ってまいります。

2. 地域共生社会づくりの推進

高齢者や子供、障害者福祉を包括的に支える地域共生社会づくりを目指し、高齢者や障害者が、住みなれた地域で安全で安心して暮らせるよう、在宅福祉サービスの充実を図ってまいります。

地域見守り活動につきましては、さらなる民間事業者との協定に努めるとともに社会福祉協議会等関係機関との連携によるネットワークの充実に努めてまいります。

また、障害者が可能な限り自立して生活ができるよう各種支援事業を進めるとともに、平成30年度からの第5期「障がい福祉計画」の策定に着手し、身体・知的・精神に難病を加えた障害者福祉施策の充実並びに体制整備について検討してまいります。

介護保険事業につきましては、介護保険法の改

正に伴い地域包括ケアシステムの推進の中で、包括的支援新規4事業を国等の交付金を活用して実施してまいります。

そのうちの生活支援体制整備事業につきましては、高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、民間介護事業所、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援するため、生活支援コーディネーター及び協議体さらにはボランティアの育成と被介護者への生活支援サービスの支援内容の充実を図ってまいります。

認知症施策推進事業につきましては、2区分され1点目の認知症初期集中支援事業は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた環境で暮らし続けられるために、「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。具体的には空知中部広域連合構成市町のうち浦臼町を除く1市4町により、砂川市立病院とサポート医の協定を締結し、各市町において支援チームを構成して、認知症やその疑いのある方と家族への訪問による受診勧奨・情報提供・相談・観察・評価の体制整備を図ってまいります。

2点目の認知症地域支援・ケア向上推進事業は、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークの形成により、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要であることから、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ってまいります。

在宅医療・介護連携推進事業につきましては、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者のために、在宅医療と介護を一体的に提供可能となるように居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進してまいります。

さらに地域ケア会議推進事業では、在宅医療・

介護の提供体制についての課題を抽出し整理をするとともに具体的対応策を検討し、在宅医療と介護が一体的に提供される体制のネットワークの構築を図ってまいります。

3. 生涯にわたる健康づくりの推進

健康づくりにつきましては、妊婦・乳幼児から高齢者まで各種健診を入り口とした保健指導による個別支援の充実を図り、健診未受診者によるがんや生活習慣病の重症化予防対策としては、健診機会のない若年者に対する若年者健診のさらなる体制整備と、未受診者訪問活動を推進してまいります。

高齢者の健康維持と介護予防対策につきましては、元気なときからの切れ目のない介護予防の実施と65歳以上の健診の事後指導並びに各地区で行われている住民主体の「いきいき百歳体操」を引き続き支援してまいります。

また、介護保険法の改正に伴う緩和された通所サービスの取り組みを行い、介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業との整合性を図り介護予防事業の見直しと充実を図ってまいります。

第二 あらゆる世代の人が豊かな心を育む町

1. 子供たちが健やかに成長する教育の推進

総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次代を担う子供たちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につける教育を支援してまいります。

学校教育につきましては、学力向上対策として、昨年度から実施しております公設学習塾の利用促進を図り、さらなる基礎学力の向上と定着を支援してまいります。

学校におけるICT化につきましては、昨年度は校舎内回線整備などハード部分を整備いたしましたので、本年度は教材等ソフトの導入を行い、タブレット端末機を使用した学習を支援してまいります。

いじめ問題については、「上砂川町いじめ防止等基本方針」に基づき、「いじめを絶対に見逃さない」という姿勢で早期発見・早期対応が実施できるよう支援してまいります。

教育環境整備につきましては、昨年度より中央小学校大規模改修を行っており、本年度は屋上防水・外壁塗装などの改修を実施してまいります。

2. 生涯にわたり学べる環境づくりの推進

社会教育につきましては、乳幼児期から高齢者までのさまざまな学習要求に応えつつ、あわせて文化・スポーツ活動の振興が図られるよう支援してまいります。

各町児童公園につきましては、年次計画のもと、遊具の更新整備を実施してまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

第三 安全で生活環境が整った町

1. 快適で住みよい環境づくりの推進

土地利用計画につきましては、各種計画との調整を図るとともに、新たな遊休地の利活用について検討してまいります。

道路整備につきましては、「道路ストック総点検調査」に基づき、町道の維持補修を実施するとともに、橋梁補修につきましては、橋梁長寿命化計画及び橋梁近接目視点検の結果をもとに補修計画の見直しを行います。

道道歩道整備につきましては、歩行者の安全確保を図るため、歩道未整備区間について、早期の完成に向け引き続き要請してまいります。

除排雪につきましては、より効率的な除排雪による生活道路の安全・安心対策や通行確保を図るための除排雪体制を維持してまいります。

路線バスにかかわる交通の確保につきましては、利用者の減少によるさらなる減便が予想されますが、地域住民の足を守るため、便数確保に努めるとともに、通院や買い物などの利便性を図るため、町内を循環する多目的バス等の運行につい

て検討してまいります。

水道事業につきましては、生活水の安定供給と安全確保を図るため、水道施設の適正な維持管理に努め、老朽化の著しい東鶉、鶉地区の配水管布設がえ整備を継続するとともに、浄水場の電気計装設備の更新整備を行います。

下水道事業につきましては、認可処理区域内の汚水管整備が完了したことから、今後も適正な維持管理と下水道普及に努めてまいります。

町営住宅につきましては、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、水洗化や屋根、外壁塗装など住環境整備を図るとともに、危険防止や景観に配慮し用途廃止住宅の計画的な除却を実施してまいります。

2. 安心安全に暮らせる町づくりの推進

消防、防災体制につきましては、地域の安全・安心の確保に努めるため、砂川地区広域消防組合内の連携強化を図るとともに、近年の大規模災害に発展するおそれのある異常気象に対応するための防災資機材等の整備を進め、消防団との連携・強化による水・火災の発生防除と被害の軽減に努めてまいります。

また、広く町民・事業所を対象にした救命講習会を開催し、救急技術の向上と傷病者の救命率の向上を図ってまいります。

地域防災につきましては、昨年8月の台風による災害対応の検証を行い、近年多発する大雨や土砂災害などに即応するため、地域防災計画・水防計画に沿った迅速かつ的確な防災体制を確立させるとともに、北海道が進める土砂災害警戒区域の指定に伴い、ハザードマップ等による住民への周知と防災意識の高揚啓発に努めてまいります。

また、災害時に適切な行動がとれるよう防災訓練等を継続するとともに、被災時の避難生活に備えた災害備蓄品についても計画的に整備してまいります。

さらに役場庁舎本館は、建築後60年を経過し老朽化が著しく、庁舎の耐震化が必要なことから、

建てかえに向けた検討を進めてまいります。

防犯対策につきましては、犯罪のない安心・安全な町づくりを推進するため、警察署や防犯協会などの関係機関と連携を強化するとともに、防犯カメラの増設をしてまいります。

交通安全対策につきましては、飲酒運転の撲滅と高齢者ドライバーの交通安全教室を含めた交通安全活動を警察署や交通安全推進委員会などと連携し実施し「交通事故死ゼロ」を目指した啓発に努めてまいります。

消費者保護対策につきましては、依然として高齢者を狙った悪質な訪問販売や特殊詐欺事件が発生していることから、消費者被害防止ネットワークを中心に、関係機関・団体との連携を強化し、消費者被害防止訪問講座の実施や町広報などによる啓発運動の推進により、消費者被害の防止に努めてまいります。

鳥獣対策につきましては、ヒグマやエゾシカなどの出没が相次いでいることから、猟友会などと連携を図り、捕獲、駆除に向けた対策を継続してまいります。

管理不全な危険建物につきましては、町民及び地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図るため、条例等に基づく所要の措置を講じ、環境整備を図ってまいります。

3. 優しい環境づくりの推進

ごみの分別収集につきましては、衛生協力会と連携し、環境に優しい循環型社会の形成を進めるとともに、資源のリサイクルとごみの減量化を推進してまいります。また、不法投棄の防止を図るため、監視カメラや看板の設置などにより、環境美化に努めてまいります。

し尿処理につきましては、下水道の普及により、収集車1台による計画収集を実施していることから、引き続き効率的な収集に努めてまいります。

第四 魅力と活力があふれる町

1. 活力ある商工業の振興

商工業の振興につきましては、商業者の自主性

が重要であることから、地元での購買促進を目的とした商業活性化推進事業等について引き続き支援するとともに、高齢者等へのきめ細やかなサービスの提供ができるよう商工会議所と連携を図り大型店にはない地域密着型サービス等への取り組みについて支援してまいります。

また、誘致企業を含む既存企業の体質強化と経営安定を図るため、商工会議所を初め関係団体との密接な連携により、国・道の各種支援制度を活用しながら企業のさらなる育成・助長に努めてまいります。

2. 安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進

新たな産業の構築につきましては、企業誘致に大きく依存するところであり、新たな企業の誘致に向け、道や関係機関と情報共有を図りながら積極的な活動に努めてまいります。

また、既存企業の事業拡大に伴う設備投資につきましては、平成27年度に拡充いたしました企業助成制度とあわせ国・道の支援制度を活用し支援するとともに広域連携や新たに開設いたしましたシェアハウスによる就業体験により、新規学卒者などの労働力の確保など企業支援に努めてまいります。

3. 観光資源の活用や魅力づくりの推進

観光につきましては、上砂川岳温泉「パンケの湯」を中心に豊かな自然環境などの資源を有効に活用するとともに、本町最大のイベントであります仮装盆踊り花火大会につきましては、町民の期待と町外観光入り込み客による経済波及効果も大きいことから引き続き支援し、交流人口の増加を図ります。

魅力づくり、地域活性化対策につきましては、新たな産業やイベントの創出は、町の魅力づくりと地域の活性化につながることから、将来を担う若年層や関係機関・団体の参画により、今後の町づくりに対する機運や醸成づくりに努めてまいります。

また、特産品の開発につきましては、振興公社

においてニジマスの薫製や薫製しょうゆ・ポン酢の販売に取り組んでおりますので、特産品としての品質向上と量産体制の構築を支援するとともに、複製したソースカツ丼の各種イベントでの販売に努めてまいります。

第五 みんなでつくる町

1. とともに行動する町づくりの推進

町民が主体性を持つ町づくりにつきましては、自治会連絡協議会等と連携し地域活動を支援するとともに、町づくり町民会議や関係機関・団体との意見交換等を通して町民のニーズを把握しながら、行政に対する町民の意向反映については、あらゆる機会を通じて行政情報の共有化を図り、町民が参加し意見を出しやすい環境整備を進め、地域課題の解決に向け努め、将来に希望の持てる町づくりを推進してまいります。

地域コミュニティ活動につきましては、人口減少と高齢化により活動が停滞傾向にあることから、「地域サポート制度」による職員派遣を継続し、自治会活動が衰退しないよう、地域と行政が連携した町づくりに努めるとともに地域の担い手となる人材づくりの事業につきましても、自治会と連携を図りながら検討してまいります。

町広報及び町ホームページにつきましては、町の最新情報を伝える重要な情報発信源であることから、情報収集と的確な情報発信に努めてまいります。

人口減少・移住定住対策につきましては、上砂川町まち・ひと・しごと総合戦略や重点プロジェクトによる、子育て・教育・高齢者の各施策の充実や住環境の整備等による定住対策の強化を図るとともに首都圏などでのPR活動による移住対策を推進してまいります。

また、地域で暮らす人たちが、世代を超えて地域の身近な場所で楽しみながら仲間づくり・居場所づくりが図れるよう「多世代交流拠点施設交流カフェ」を整備してまいります。

2. 持続可能な財政運営の推進

本町の財政運営につきましては、自主財源である町税の伸長は見込めず、依然として地方交付税に依存する脆弱な財政基盤であることから、効率的な財政運営に努めるとともに、人口減少問題等に対し、長期的な視点に立った施策により、町民の生活を守り、若い世代の雇用や定住対策に重点的な予算措置をしております。

また、これまでの既成概念にとらわれず、新たな町の創生を目指し、将来にわたり持続可能な財政運営を見据えつつ、かつ町民目線に立った事業施策の選択と集中による施策の重点化を図り、必要とされる事業施策に対し積極的に取り組んでまいります。

追加補正を含めた今後の財政運営につきましては、年度途中においても優先すべき課題や住民のニーズを見きわめながら、効果的な事業の実施に努め、健全で効率的な財政運営がなせるよう努めてまいります。

3. 広域的連携の推進

広域的な連携につきましては、行政の効率化と町民の利便性向上のため広い観点で検討が求められ、人口減少社会を踏まえ、引き続き中心市である滝川市、砂川市とした定住自立圏の連携による医療、福祉、教育などの生活機能の確保に努めてまいります。

また、行政各般にわたり、多種多様な観点により効率的な事務事業の推進を図るため、さらなる広域連携、広域行政の推進に努めてまいります。

以上、平成29年第1回定例会に当たりましての私の所信を申し述べましたが、地方行政を取り巻く環境は、全国的な人口減少により大変厳しい状況であり、私たちは常に機敏で柔軟な対応を迫られるものであります。

本年度は基幹産業であった石炭産業の閉山・撤退から30年を経過し、新たな町づくりのために重要な年であります。多くの課題を抱えての行財政運営となりますが、町民の皆さんの声を聞き、将来に向け最良の選択をしていく姿勢が求められる

ことから、創意工夫と新たな発想のもと、知恵と勇気を持って町づくりを進め、町民の皆さんが将来に向け、夢と希望を持ち、住みなれた上砂川町で安心して暮らせる町づくりに、職員と一丸となり全力で取り組んでまいり所存であります。

最後に、議員各位並びに町民の皆さんの町政に対する、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成29年度町政執行方針といたします。

なお、本年度予定している主要施策につきましては、第7期総合計画の5つの柱に沿って別冊によりお示ししておりますので、ご高覧いただきご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で町政執行方針を終わります。

◎教育行政執行方針

○議長（大内兆春） 日程第16、教育行政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政執行方針を申し述べます。お手元に配付の教育行政執行方針を読み上げ、ご提案いたします。

平成29年第1回定例町議会の開会に当たり、平成29年度の教育行政の執行方針を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

本年度は、総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次世代を担う子供たちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につける教育に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤として、基礎・基本の「確かな学力」の定着と「豊かな心」、そして「健やかな体」の育成に努めてまいります。

(1) 学習指導の充実

学校教育につきましては、基礎学力の向上と定着を図るために学校以外においても、学習できる場として設置した公設学習塾について、児童生徒に積極的に活用するよう促してまいります。全国学力調査について、平成28年度では小学校算数Aの平均点が全国平均を上回りましたが、その他の教科及び中学校においては、全国平均との差が再び広がったことから、学校の教職員で構成される学力向上検討委員会や、学校全体で学力調査結果の分析を行い、課題点を明確にした上で、個々の習熟度に対応したきめ細かな学習指導を行うとともに、引き続き朝読や漢字の書き取りを行う朝学習などを実施してまいります。さらに小学校においては、夏休み合宿ゼミや中学校においても、英語、数学検定などの各種検定受験料の助成事業の継続により、学習への取り組み意欲を向上させながら基礎学力の定着と向上を図ってまいります。

また、児童・生徒に将来の職業への目標意識を持たせるための「学び応援事業」と、高い文化に触れられる機会を提供する「芸術鑑賞事業」を継続してまいります。

さらに、放課後子ども教室の充実のほか、加配教員や巡回指導教員を活用し、複数の教員による授業を行い児童・生徒に合わせた指導をすることにより、全体の学力の底上げを図ってまいります。

家庭学習の推進につきましては、就学児健診時に保護者に対して、家庭学習や生活習慣の重要性について説明する「就学予定児童保護者家庭学習説明会」を本年度も実施するとともに、児童・生徒みずからが目標を立てて取り組む生活リズムチェックシートを実施し、生活習慣の改善に努めます。家庭に対しては、家庭学習の心構えや大切さを印刷したクリアファイルを児童生徒に持たせ、学校だよりなどを入れ保護者に渡すことにより、家庭学習の啓発を行うとともに、毎日宿題を出すなど学校と家庭が連携し、家庭学習の習慣化に努め、家庭の教育力向上を図ってまいります。

教職員の資質向上につきましては、学力の向上には教職員の専門性や指導力を高める必要があることから、各種研修への参加を促すとともに、研究集会や公開授業等を開催するなど、「教師力」「学校力」向上に学校全体で取り組み強化を図ってまいります。

学校運営につきましては、開かれた学校と信頼される学校づくりを目指すため「町民参観日」を継続し保護者のみならず町民に公開するとともに、学校評議員制度の積極的活用と、住民と保護者が一定の権限を持って学校運営に参画する学校運営協議会制度いわゆるコミュニティスクール制度についても研究検討を進めていくこととし、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる環境づくりを進めてまいります。

児童・生徒の育成につきましては、平成30年度より順次指導教科となる道徳について、特に中学校にて前年度から継続して道徳教育に係る指導方法等の研究実践に取り組んでまいります。

また、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的に、「頑張った児童・生徒顕彰」制度により児童・生徒のやる気を促進してまいります。

英語教育につきましては、平成32年度より小学校3・4年生において外国語活動として授業に組み込まれ、5・6年生については正式教科となることが予定されていることから、教職員で組織する学力向上委員会などを活用しながら指導方法等の研究に着手することといたします。また、現行の英語教育に対しまして、英語指導助手による中学校における正しい発音や正確な聞き取り能力の指導のほか、小学校5・6年生については、基礎学力の向上を目指すとともに、そのほかの学年や保育園児にあっても、英語になれ親しむための授業を継続してまいります。

小中学校のICT化につきましては、タブレット型端末を授業に活用することとし、昨年度校舎内の回線整備などのハード部分を行ったことか

ら、本年度においては教材ソフトの導入を行い、児童生徒にとって理解しやすい授業となるよう活用し、学力向上に努めてまいります。

フッ化物洗口事業につきましては、虫歯の予防に効果があることから、小学校において引き続き実施してまいります。

学校給食につきましては、保護者負担の軽減を図るため給食費の半額助成やパンと米飯の加工賃全額公費負担を継続してまいります。

高校生がいる家庭への支援につきましては、本年度も保護者の負担軽減を図るため「高校等就学費等助成事業」を継続してまいります。また大学などに進学する際費用の一助として利用されている奨学資金貸付制度について、貸付金額の増額、返還期間の延長、全部または一部返還免除規定の新設など制度の拡充により、大学などへの進学を希望される学生や家庭を支援してまいります。

福井県福井市鶉地区との小学生相互交流事業につきましては、昨年度は本町の小学校5・6年生4名が福井市鶉地区を訪問し、鶉小学校の児童や地域の方との交流を行いましたので、本年度は、鶉小学校の児童を受け入れ、引き続き鶉地区との交流を図ってまいります。

特別支援教育につきましては、障害のある児童・生徒に対し、学校における日常生活動作や学習活動上のサポートのため小学校に特別教育支援員を引き続き配置するとともに、砂川市ことばの教室に通学している保護者に対し、通学費助成を継続してまいります。

小学校と保育園の交流事業につきましては、運動会、芸術鑑賞事業、中央小フェスティバルでの交流を継続してまいります。

(2) 児童・生徒の指導

いじめ問題につきましては、「上砂川町いじめ防止等基本方針」に基づき、道教委のいじめアンケート調査だけでなく、方針に基づき「いじめを絶対に見逃さない」という姿勢で学校独自の取り組みを行うなどして早期発見・早期対応に努めて

まいります。

また、遅刻や欠席がふえるなど児童・生徒からのサインを見逃さないよう徹底するとともに、参観日を活用した保護者懇談などを行い、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止に努めてまいります。

不登校となっている児童・生徒につきましては、学級担任が中心となり家庭訪問等で日常生活の動向把握及び接点を保ちつつ、スクールカウンセラーの活用を継続し、児童・生徒にとって居場所となる学校を目指して細やかなケアに努めてまいります。

(3) 教育環境等の整備

教育環境につきましては、中央小学校が建設以来26年を経過しており、老朽化が著しいことから昨年度より2カ年事業により大規模改修を実施しており、本年度は屋上防水・外壁塗装・給食用ボイラー用煙突などの外部改修を中心に実施いたします。

そのほか教育支援につきましては、教材費の助成のほか、部活動の各種大会等参加経費、スキー学習リフト代及びバス代経費、スポーツ振興センター傷害保険掛金などの全額公費負担を継続し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

2. 社会教育の推進

世代に応じてみずから学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

(1) 社会教育の充実

学校支援地域本部事業につきましては、地域ぐるみで子供の教育を推進するため、今後もより多くの町民ボランティアが学校に通う子供たちのためにさまざまな支援を行うことができる体制の整備に努めてまいります。

読書活動については、昨年度に策定した「こどもの読書活動推進計画」に基づき、学力や感性を醸成する礎となる本の楽しさをより多くの子供たちに広めるため、「絵本DEココロ」を通して絵本の楽しさを伝えるなど読み聞かせ事業を充実

させてまいります。

また、本年度は子供の発達段階に合わせた絵本の選び方ガイドを作成し、乳幼児健診時に配付するなど乳幼児期からの読書活動の定着化と図書室の利用促進を図ってまいります。

各町の遊園地につきましては、整備計画に基づき、本年度も該当地区と協議を行いながら整備を進めてまいります。

年代別事業につきましては、第6次社会教育中期計画に基づき、通年実施している少年期の「ヒップホップダンス教室」などの体験活動については継続してまいります。青年・成人期の学習活動については、翌年度からの実施に向け、内容について検討してまいります。

高齢者の学習につきましては、これまでは寿学級において介護予防に特化した講座内容で実施していましたが、本年度は昨年行ったアンケート結果に基づき、時代や社会の変化に対応した多種多様な内容にて開催してまいります。

(2) 芸術・文化の振興

芸術・文化の振興については、町民の文化活動の中心的組織である文化協会が行う郷土の芸能祭や、児童生徒作品展も同時開催で行っている郷土の美術祭に、より多くの町民が参加・出品できるよう町広報及びホームページでPRをし、個々の文化活動の成果を発表する場の提供を支援し、上砂川の文化振興を図ってまいります。

子ども鶉籠真太鼓につきましては、現在休止中であり、指導を受けた子供たちもほとんど町内にいないことから今後のあり方について関係者と協議してまいります。

上砂川町の唯一の郷土芸能である「上砂川獅子神楽」につきましては、引き続き普及活動及び指導者の育成について支援してまいります。

(3) スポーツの振興

社会体育の振興につきましては、体育協会主催事業であります「全町混合ミニバレーボール大会」を引き続き支援・協力するとともに、小学生を対

象とした「スーパードッジボール大会」につきましては、子ども会育成連絡協議会の協力を得まして、引き続き開催いたします。

また、ニュースポーツにつきましては、町民の健康増進の観点から各団体の意見を聞きつつ、近隣市町の先進的な取り組みなどを参考にしながら軽スポーツの導入を検討してまいります。

以上、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

執行に当たりましては、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、万全を期し最善の努力をしてまいりますので、町議会議員並びに町民の皆さんの格別なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で教育行政執行方針を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、明日午前10時から本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

どうもご苦勞さまでございました。

（散会 午後 1時38分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

平成 2 9 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3 月 1 0 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 4 8 分 散 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 議案第 2 号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第 3 号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 4 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 5 議案第 5 号 権利の放棄について
- 第 6 議案第 6 号 平成 2 8 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 7 議案第 7 号 平成 2 8 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 8 号 平成 2 8 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 9 号 平成 2 8 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 0 議案第 1 0 号 平成 2 8 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 2 号～第 1 0 号までは、質疑・討論・採決とする。
- 第 1 1 議案第 1 1 号 平成 2 9 年度上砂川町一般会計予算
- 第 1 2 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 第 1 3 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度上砂川

町後期高齢者医療特別会計予算

- 第 1 4 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
- 第 1 5 議案第 1 5 号 平成 2 9 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 議案第 1 1 号～第 1 5 号までは、予算の大綱・提案理由・内容説明までとし、予算特別委員会に付託する。
- 第 1 6 予算特別委員会設置及び付託について

○会議録署名議員

8 番 高 橋 成 和
1 番 小 澤 一 文

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 29 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定に

よって、8番、高橋副議長、1番、小澤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第 2号 議案第 3号 議案第 4号
議案第 5号 議案第 6号 議案第 7号
議案第 8号 議案第 9号 議案第 10号

○議長（大内兆春） 日程第2、議案第2号から日程第10、議案第10号につきましては、既に提案理由及び内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、議案第2号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3、議案第3号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第4号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようなので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第5号 権利の放棄について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 権利の放棄については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第6号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第7号 平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第8号 平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第9号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第10号 平成28年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成28年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第11号 議案第12号 議案第13号
議案第14号 議案第15号

○議長（大内兆春） 日程第11、議案第11号から日程第15、議案第15号までにつきましては、関連性がございますので、一括議題とし、提案理由及び予算の大綱、内容説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第11号 平成29年度上砂川町一般会計予算から日程第15、議案第15号 平成29年度上砂川町水道事業会計予算まで一括議題といたします。

それでは、議案第11号から議案第15号につきまして提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第11号 平成29年度上砂川町一般会計予算から議案第15号 平成29年度上砂川町水道事業会計予算まで提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成29年度各会計予算書1ページをお開き願います。議案第11号 平成29年度上砂川町一般会計予算。

平成29年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ28億2,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

次のページでございます。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金、補助及び交付金(退職手当組合負担金に限る)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月9日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

次に、105ページをお開き願います。議案第12号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算。

平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,454万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月9日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

続きまして、117ページをお開き願います。議案第13号 平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,257万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月9日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

続きまして、127ページをお開き願います。議案第14号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計予算。

平成29年度上砂川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,882万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、3,000万円と定める。

平成29年3月9日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

続きまして、147ページをお開き願います。議案第15号 平成29年度上砂川町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成29年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数1,708戸

(2) 年間給水量37万639立方メートル

(3) 1日平均給水量1,015立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億3,396万2,000円。第1項営業収益8,841万円。第2項営業外収益4,555万2,000円。

支出、第1款水道事業費用1億3,396万2,000円。第1項営業費用1億221万1,000円。第2項営業外費用3,165万1,000円。第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,402万7,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

次のページでございます。

収入、第1款資本的収入1億192万7,000円。第1項出資金5,282万7,000円。第2項企業債3,370万円。第3項国庫補助金1,401万4,000円。第4項他会計補助金138万6,000円。

支出、第1款資本的支出1億5,595万4,000円。第1項企業債償還金1億685万4,000円。第2項建設改良費4,910万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。起債の目的、簡易水道等施設整備事業。限度額、3,370万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,116万6,000円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、4,365万2,000円とし、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、138万6,000円、企業債償還金のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,282万7,000円とする。

平成29年3月9日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 奥山光一

以上、議案第11号から議案第15号まで提案理由を申し上げましたが、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き予算の大綱、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして、議案第11号、平成29年度一般会計予算から議案第15号、平成29年度水道事業会計予算まで一括して内容の説明をいたします。お手元に配付しております各会計予算の大綱を読み上げ、説明とさせていただきますが、その後予算書本文に入らせていただきます。

それでは、平成29年度各会計予算の大綱1ページでございます。平成29年度予算編成方針でございます。

本町の財政状況は、財政健全化計画の着実な実行により一定の成果を上げたものの、依然として地方交付税に大きく依存する状況が続いておりますが、引き続き効率的な財政運営に努めるとともに、住民のニーズに即した事業施策を集中的に行うことにより、他の町にはない魅力ある町づくりを推進してまいります。

特に人口減少問題に対し、長期的視点に立った施策を実施することにより町民全体の生活を守るとともに、若い世代の雇用や定住対策に重点的に予算措置をしてまいります。

これまでの既成概念にとらわれず、新たな町の創生を目指し、将来にわたり持続可能な財政運営を継続し、町民目線に立った事業施策の選択と集中を俯瞰的視点で捉え、必要とされる事業施策に対し限られた財源の有効活用を図り、第7期上砂川町総合計画及び上砂川町総合戦略に基づき予算編成を行ったところであります。

その結果、予算規模につきましては、5ページにまとめておりますが、一般会計で28億2,700万円、4特別会計で6億8,586万円、合計が35億1,286万円となっております。

以下、平成29年度各会計予算の概要についてご説明いたします。一般会計予算の概要でございます。本年度の一般会計予算規模は28億2,700万円で、前年度比3.3%、8,960万円の増となりました。具体的な事業につきましては、地域ケアシステムの構築により新規の包括的支援事業を運用し、医療、介護及び生活支援を行うサービスを有機的に連携するネットワークを形成し、町内各地域における支援体制の構築及び運用を図ってまいります。また、認定こども園の開設に向けた実施設計業務、中央小学校大規模改修工事、公営住宅水洗化工事や屋根改善工事など、町民が安心、安全に暮らすことができる事業予算を措置いたしました。

次ページであります。歳入の概要でございます。6ページもあわせてごらん願います。町税は、個人町民税や固定資産税など、前年度比1.8%減の1億5,321万2,000円としました。

地方譲与税は、地方譲与税から特例交付金までは前年度交付額を勘案し、計上しました。

地方交付税は、普通交付税で14億1,000万円、特別交付税で2億2,300万円を見込み、前年度対比1.9%増の16億3,300万円としました。

国庫支出金は、橋りょう長寿命化補修事業補助金の減と改良住宅改善事業及び緑が丘団地除却事業に対する補助金や障害者自立支援費に対する負担金などの増との相殺により、前年度比1.3%減

の1億9,437万9,000円としました。

道支出金は、参議院議員選挙費委託金の減と障害者自立支援費に対する負担金や各種医療給付費などの増との相殺により、前年度比0.1%減の1億1,332万9,000円としました。

諸収入は、包括的支援事業費や介護予防事業費など、前年度比39.4%増の9,089万1,000円としました。

町債は、消防施設整備事業債や除雪車更新事業債の減と教育施設整備事業債などの増との相殺により、前年度比7.7%減の2億3,850万円としました。

次に、歳出の概要でございます。人件費は、議員報酬や職員の給料、諸手当など、前年度比4.2%減の5億5,491万4,000円としました。

扶助費は、障害者自立支援費など、前年度比7.9%増の3億3,170万1,000円としました。

公債費は、平成28年度まで借り入れしました長期債の元利償還金と一時借入金利子により、前年度比10.6%減の3億5,855万6,000円としました。

物件費は、庁舎及び各公共施設の管理経費など、前年度比8.0%増の3億702万3,000円としました。

補助費等は、各団体及び一部事務組合負担金など、前年度比7.3%増の5億5,149万4,000円としました。

投資的経費は、中央小大規模改修費や町営住宅改善事業費など、前年度比11.0%増の3億7,927万7,000円としました。

貸付金は、中小企業融資貸付金により、前年度比4.7%減の1,025万円としました。

繰出金は、国民健康保険事業特別会計など4特別会計繰出金合計で、前年度比9.0%増の2億6,249万2,000円としました。

次ページであります。続きまして、各特別会計予算の概要でございます。5ページもあわせてごらん願います。国民健康保険事業特別会計は、空知中部広域連合への分賦金など、前年度比17.8%増の1億8,454万1,000円としました。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療に係る北海道後期高齢者医療広域連合への分賦金など、前年度比1.3%減の7,257万6,000円としました。

下水道事業特別会計は、下水道施設の管理経費など、前年度比1.0%減の1億3,882万2,000円としました。

水道事業会計は、収益的収支では人件費や長期債償還利子など、資本費では水道施設整備事業など、収益、資本費合計で前年度比1.6%増の2億8,991万6,000円としました。

一般会計及び各特別会計の詳細な概要につきましては、予算審議の中で各担当よりご説明申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。また、平成29年度の主要事業につきましては、8ページから13ページに記載しておりますほか、執行方針別冊にも掲載しておりますので、ご参照願います。

それでは、本文に入ります。初めに、議案第11号、一般会計予算でございます。予算書3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。

次ページであります。第1表、歳入歳出予算。

1、歳入、1款町税1億5,321万2,000円、1項町民税7,088万4,000円、2項固定資産税5,254万3,000円、3項軽自動車税627万円、4項町たばこ税1,820万円、5項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税1,400万円、1項地方揮発油譲与税300万円、2項自動車重量譲与税1,100万円。

3款利子割交付金50万円、1項利子割交付金、同額であります。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金10万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

6款地方消費税交付金4,100万円、1項地方消費税交付金、同額であります。

7款自動車取得税交付金300万円、1項自動車取得税交付金、同額であります。

8款地方特例交付金10万円、1項地方特例交付金、同額であります。

9款地方交付税16億3,300万円、1項地方交付税、同額であります。

10款交通安全対策特別交付金10万円、1項交通安全対策特別交付金、同額であります。

11款分担金及び負担金746万5,000円、1項負担金、同額であります。

12款使用料及び手数料1億8,329万5,000円、1項使用料1億6,541万5,000円、2項手数料246万3,000円、3項証紙収入1,541万7,000円。

13款国庫支出金1億9,437万9,000円、1項国庫負担金1億4,811万5,000円、2項国庫補助金4,500万9,000円、3項国庫委託金125万5,000円。

14款道支出金1億1,332万9,000円、1項道負担金1億123万2,000円、2項道補助金845万7,000円。次ページであります。3項道委託金364万円。

15款財産収入1,661万8,000円、1項財産運用収入1,658万7,000円、2項財産売却収入3万1,000円。

16款寄附金1万1,000円、1項寄附金、同額であります。

17款繰入金1億7,340万円、1項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入9,089万1,000円、1項延滞金、加算金及び過料1万1,000円、2項町預金利子5万円、3項貸付金元利収入1,025万円、4項受託事業収入65万4,000円、5項雑入7,992万6,000円。

19款町債2億3,850万円、1項町債、同額であります。

歳入合計が28億2,700万円であります。

2、歳出、1款議会費4,256万4,000円、1項議会費、同額であります。

2款総務費1億7,620万6,000円、1項総務管理費1億5,156万2,000円、2項徴税費550万5,000円、3項戸籍住民基本台帳費1,786万4,000円、4項選挙費17万1,000円、5項統計調査費4万2,000円、6項監査委員費106万2,000円。

3 款民生費 7 億 4,252 万 6,000 円、1 項社会福祉費 6 億 5,094 万 5,000 円、2 項児童福祉費 9,097 万 7,000 円、3 項生活保護費 36 万 4,000 円、4 項災害救助費 24 万円。

4 款衛生費 2 億 3,019 万 3,000 円、1 項保健衛生費 1 億 2,656 万円、2 項清掃費 1 億 363 万 3,000 円。

5 款労働費 310 万 1,000 円、1 項労働費、同額であります。

次ページであります。6 款農林水産業費 154 万 7,000 円、1 項林業費、同額であります。

7 款商工費 4,558 万 7,000 円、1 項商工費、同額であります。

8 款土木費 3 億 30 万 3,000 円、1 項土木管理費 9,989 万 7,000 円、2 項道路橋りょう費 9,337 万 7,000 円、3 項住宅費 1 億 702 万 9,000 円。

9 款消防費 1 億 5,966 万 1,000 円、1 項消防費、同額であります。

10 款教育費 2 億 9,739 万 2,000 円、1 項教育総務費 1,340 万 2,000 円、2 項小学校費 2 億 2,915 万 6,000 円、3 項中学校費 3,629 万 7,000 円、4 項社会教育費 798 万 8,000 円、5 項保健体育費 1,054 万 9,000 円。

11 款災害復旧費 1 万 3,000 円、1 項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12 款公債費 3 億 5,855 万 6,000 円、1 項公債費、同額であります。

13 款職員費 4 億 6,635 万 1,000 円、1 項職員費、同額であります。

14 款予備費 300 万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が 28 億 2,700 万円であります。

次ページであります。第 2 表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。臨時財政対策、7,100 万円、普通貸借又は証券発行、4.0% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合につ

いてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

過疎地域自立促進特別事業、5,100 万円、同上、同上、同上。

下鴨改良住宅改善事業、1,080 万円、同上、同上、同上。

緑が丘団地除却事業、1,100 万円、同上、同上、同上。

中央小学校大規模改修事業、9,470 万円、同上、同上、同上。

合計 2 億 3,850 万円。

次に、議案第 12 号、国民健康保険特別会計予算でございます。106 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算。1、歳入、1 款国民健康保険税 4,490 万 8,000 円、1 項国民健康保険税、同額であります。

2 款使用料及び手数料 1 万 2,000 円、1 項手数料、同額であります。

3 款国庫支出金 2,723 万 8,000 円、1 項国庫補助金、同額であります。

4 款繰入金 1 億 1,237 万 8,000 円、1 項一般会計繰入金 5,037 万 8,000 円、2 項基金繰入金 6,200 万円。

5 款諸収入 5,000 円、1 項延滞金及び過料 2,000 円、2 項雑入 3,000 円。

歳入合計が 1 億 8,454 万 1,000 円であります。

2、歳出、1 款総務費 1 億 8,438 万 6,000 円、1 項総務管理費 1 億 8,315 万 8,000 円、2 項徴税費 12 万 8,000 円。

2 款諸支出金 5 万 5,000 円、1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

3 款予備費 10 万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が 1 億 8,454 万 1,000 円であります。

次に、議案第 13 号、後期高齢者医療特別会計予算でございます。118 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料4,781万3,000円、1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2款使用料及び手数料1,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金2,454万8,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入21万4,000円、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項預金利子1,000円、3項雑収入21万1,000円。

歳入合計が7,257万6,000円であります。

2、歳出、1款総務費168万円、1項総務管理費49万8,000円、2項徴収費118万2,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金7,058万6,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3款諸支出金21万円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

4款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が7,257万6,000円であります。

次に、議案第14号、下水道事業特別会計予算でございます。128ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款分担金及び負担金94万5,000円、1項受益者分担金、同額であります。

2款使用料及び手数料3,277万4,000円、1項使用料、同額であります。

3款繰入金8,970万1,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入2,000円、1項延滞金及び過料1,000円、2項雑収入1,000円。

5款町債1,540万円、1項町債、同額であります。

歳入合計が1億3,882万2,000円であります。

ちょっと印刷のミスがありまして、130ページをご参照願います。2、歳出、1款下水道費3,636万2,000円、1項下水道整備費2,769万7,000円、

2項下水道維持費866万5,000円。

2款公債費1億236万円、1項公債費、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が1億3,882万2,000円であります。

129ページにお戻り願います。第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。流域下水道事業、300万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

資本費平準化債、1,240万円、同上、同上、同上。

次に、議案第15号、水道事業会計予算でございます。150ページをお開き願います。平成29年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益1億3,396万2,000円、1項営業収益8,841万円、1目給水収益8,826万8,000円、2目その他の営業収益14万2,000円、2項営業外収益4,555万2,000円、1目受取利息及び配当金2万円、2目繰入金4,365万2,000円、3目他会計負担金183万円、4目雑収益5万円。

次ページであります。収益的支出、1款水道事業費用1億3,396万2,000円、1項営業費用1億221万1,000円、1目原水及び浄水費1,675万8,000円、2目配水及び給水費1,558万9,000円、3目業務費143万円、4目総係費1,439万6,000円、5目減価償却費5,378万5,000円、6目資産減耗費24万3,000円、7目その他の営業費用1万円。2項営業外費用3,165万1,000円、1目支払利息及び企業債取扱費2,630万1,000円、2目雑支出131万4,000円、

3目消費税及び地方消費税403万6,000円。3項予備費10万円、1目予備費、同額であります。

次に、資本的収入及び支出に参ります。次ページであります。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入1億192万7,000円、1項出資金5,282万7,000円、1目負担区分に基づかない出資金、同額であります。2項企業債3,370万円、1目企業債、同額であります。3項国庫補助金1,401万4,000円、1目国庫補助金、同額であります。4項他会計補助金138万6,000円、1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出1億5,595万4,000円、1項企業債償還金1億685万4,000円、1目企業債償還金、同額であります。2項建設改良費4,910万円、1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

以上で内容の説明を終わらせていただきますが、一般会計及び各特別会計の事項別明細書につきましては後日担当課長からご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で予算の大綱、内容の説明を終わります。

◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（大内兆春） 日程第16、予算特別委員会の設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案された議案第11号から議案第15号までについて、委員会条例の規定により8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第15号までについては、8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置された予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員8名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申し合わせによりまして総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には吉川議員、副委員長には越前議員を指名いたします。

◎休会について

○議長（大内兆春） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日11日から13日の3日間、議案調査等のために休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、11日から13日までの3日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の13日につきましては午前10時より常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、14日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（散会 午前10時48分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

平成 2 9 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 1 4 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 1 時 2 7 分 散 会

○議事日程 第 3 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑

○会議録署名議員

8 番 高 橋 成 和
1 番 小 澤 一 文

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 29 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、8 番、高橋副議長、1 番、小澤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎町政執行方針に対する質疑

○議長（大内兆春） 日程第 2、町政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参

っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 越 前 等 議 員

○議長（大内兆春） 初めに、2 番、越前議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2 番（越前 等） 平成 29 年第 1 回定例会に当たり、町政執行方針について 2 つの点で質問させていただきます。初めての質疑ですから、ふなれで皆様にご迷惑かける部分もありますと思いますが、よろしくお願いいたします。

第 1 は、健康で生き生きと暮らせる町づくりで、1、安心して子供を産み育てる環境づくりの推進で、認定こども園と支援センターの設置に関して何点かお伺いいたします。

1、現在の保育園の幼児の人数をお伺いします。

2、なぜ認定こども園へ移行するのか、理由をお聞きします。

3 として、認定こども園の設置に際して父母、子供たちにどのようなメリット、デメリットが生まれるのかお伺いいたします。

4 として、子ども子育て支援センターの設置の目的と内容をお伺いいたします。

5 として、複合施設の設置に伴い、子ども・子育て新制度に係る国の補助金などの今後の予定はどうなっているのか、町の負担金はどう試算しているのかお伺いいたします。

次に、第 3、安全で生活環境が整った町、1、快適で住みよい環境づくりの推進、除排雪問題についてお伺いいたします。除排雪問題は、年々高齢化が進む当町に関しては大きな問題となってい

ると思いますが、ことしは雪が少なく、臨時職員の技術者（オペレーターなど）の収入保障はどうなっているのでしょうか。本年度の技術者の確保はできたのでしょうか。

次に、除排雪業者への業務委託単価とそこで働く従業員の単価をお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの2番、越前議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 2番、越前議員の1件目のご質問、健康で生き生きと暮らせる町についてお答えいたします。

初めに、認定こども園につきましては幼児期の学校教育、保育を一体的に行う幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ幼保連携型、認可幼稚園と保育所機能を持つ幼稚園型、認可保育所と幼稚園機能を持つ保育所型、幼稚園、保育所いずれの認可もない教育、保育施設による地方裁量型の4タイプが認められており、本町においては既存の認可保育所双葉保育園に幼稚園機能を加える保育所型タイプを整備しようとするものであります。

1点目のご質問、現在の保育園児数でございますけれども、3月1日現在での入園児数は54人となっており、内訳といたしましてはゼロ歳児が3人、1歳児が9人、2歳児5人、3歳児12人、4歳児11人、5歳児14人で、都市部において問題となっております待機児童数はゼロであります。

次に、2点目の現在の保育所をなぜ認定こども園に移行するのかとのご質問でございますけれども、本町においては保育所機能を有する双葉保育園がございますが、幼稚園はなく、幼児教育を希望する保護者は町外の幼稚園を利用せざるを得ない状況となっており、学力向上には幼児教育が大変重要であることから、幼稚園と保育所の両方の機能を備えた認定こども園を整備することで幼児期からの教育を希望する保護者のニーズに応えるため移行するものであります。

3点目のご質問、認定こども園の設置に際してのメリット、デメリットについてですが、幼児教育の受け皿ができることから、保護者の就労に関係なく利用でき、また保護者が就労状態となった場合でも引き続き通いなれた園を継続して利用できるという大きなメリットがあり、デメリットにつきましては既存の保育所機能は維持いたしますので、特にないと推察しております。

4点目の子ども子育て支援センターの設置目的と内容につきましては、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など子供や子育てをめぐる環境が大きく変化し、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感が増大していることから、子育て相談や親子の交流の場として地域の子育て支援機能の充実を図り、子供の健やかな育ちを支援する体制づくりの一環として子育て支援センターを設置するものであります。現在双葉保育園内において子育て支援室で開催しております入園前の地域の親子を対象としたおひさまルームなどを子育て支援センターにおいて開催することで地域に点在する親同士、子供同士の交流の場を提供するとともに、地域子育て支援拠点としての機能充実を図り、育児相談や支援、地域の子育て関連情報の提供、さらなる交流の促進などの支援を検討しているところであります。

最後に、5点目のご質問、複合施設設置に伴う子ども・子育て支援制度に係る国の補助金、町の負担金についてでございますが、認定こども園は平成31年の開設を目指し、平成28年度において基本設計を、平成29年度には実施設計を行うこととしております。施設建物に当たっての国の補助金につきましては、本町のような公立の認定こども園を対象とした国の補助金はありませんので、財源につきましては交付税措置のある有利な起債の活用や児童館部分につきましては国の間接補助金であります次世代育成支援対策施設整備交付金を予定しているところであります。町の負担額については、現在基本設計段階であり、平面プラン等が

示されましたら改めて議会にお諮りし、実施設計に反映することとしておりますので、現段階での負担額については算出できていないという状況であります。

以上を申し上げ、1点目の答弁とします。

次に、2件目のご質問、安全で生活環境が整った町づくり、除排雪問題についてお答えいたします。

初めに、本町の除排雪体制につきましては、冬期間の暮らしを快適に過ごし、住民生活に支障が生じないよう町有除雪車両8台、委託除雪車両3台の計11台の除雪車両により除排雪体制を構築し、除排雪作業は通常15センチ以上の降雪時に午前1時30分から主要幹線道路及び生活関連道路等の通行を確保するため、町道113路線29.5メートルと団地内及び私道等道路5.4メートルの総延長34.9メートルを除排雪要領に基づき実施しております。

これに従事する技術オペレーターにつきましては、夏は道路維持作業を行う通年雇用の運転手2名、冬期間のみの臨時除雪運転手4名、委託路線の除雪運転手4名と除雪作業員4名の計14名体制で業務に当たっております。

各作業員の単価につきましては、道単価をもとに地域状況を考慮し設定しており、道路維持除雪運転手が町直接雇用でございますけれども、日額1万3,150円、臨時運転手が日額1万2,150円、委託路線につきましては除雪車両の大きさや委託形態の種類によって1時間当たり単価が1万3,824円、9,288円、2,268円の3種類で、除雪作業員については日額7,440円となっているところであります。

なお、委託業者における単価については町のほうでは現在押さえておりませんので、答弁は控えます。

また、ことしの降雪量は過去最少であり、2月末現在で降雪量は3メートル95センチと過去10年間の平均である7メートル80センチと比較し、お

よそ半分であります。

技術者や作業員の生活を守るだけの収入が保障されているのかというご質問でありますけれども、除雪車のオペレーターや作業員の確保は他の自治体同様大変苦慮していることから、人材を確保する観点から排雪業務などに従事させ、最低限の収入が確保できるように配慮をしているところであります。

また、高齢化が進む本町の除排雪問題は大変大きな課題であり、特に苦情の多い除雪車が通過した後に残った雪や住宅の出入り口の境に残った雪の処理につきましては、各除雪車両間で連携、連絡を図りながら対処しているところであります。

いずれにいたしましても、さきに申し述べましたとおり、オペレーターや作業員は高齢化や人材不足により確保が大変困難となっており、それは本町だけの問題ではなく、他市町村においても同様に苦慮しているところであります。また、企業においても同様の状況にありますが、今後も住民要望を踏まえつつ、冬期間の暮らしをより住みやすくするため、効率的な除排雪体制に努めるとともに、快適な道路環境づくりと、さらには人材の育成確保に努めてまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○2番（越前 等） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 数 馬 尚 議員

○議長（大内兆春） 次に、5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 私は、平成29年第1回定例会に当たり、町政執行方針について3点の質問をさせていただきます。

1点目でございますが、町政執行方針5ページ、

第1、健康で生き生きと暮らせる町、3の生涯にわたる健康づくりの推進についてであります、町が実施している特定健康診査の受診率向上対策についてご質問をいたします。

40歳から74歳までの公的医療保険加入者を対象として実施している特定健康診査については、脳卒中や心筋梗塞などの生活習慣病の予防と2次検診による重症化を防ぎ、増大する医療費を抑制する効果からしても極めて大切な予防対策事業と思っております。しかし、残念ながら担当者の努力にもかかわらず、町の参考資料によりますと受診率は30%台前半で推移しており、町の目標値40%に届いておりません。

一方、国においては医療費適正化の取り組みとして平成30年度から保険者努力支援制度を実施することとしており、国から示された項目について一定の基準値を達成した保険者には特別調整交付金として財政支援するとしており、受診率については国の定める基準60%から40%が示されております。しかし、基準値が高いことから当町においてはこれを達成することは非常に難しいと思われまます。

そこで、さらに受診率を高める方策として特定健診の無料化を実施されてはいかがでしょうか。平成28年度上砂川町の保健活動資料によりますと、これまでも無料化の要望があったように記載されておりますし、奈井江町での国保運営協議会で聞いた情報によりますと空知中部広域連合に加入している市町で未実施は上砂川町のみと聞いておりますので、当町においてもぜひ実施されまますよう町長のご所見を伺いたいと思ひます。

2点目ではありますが、後期高齢者健康診査の検査項目及び無料化についてお尋ねいたします。満75歳になりますと国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行するわけですが、後期高齢者医療保険では国保の特定健診よりも健康診査の検査項目が少なくなると言われまして確認したところ、貧血検査、腎機能検査、心電図、医師の診察等がな

くなっておりました。高齢になっても皆さん自分の健康状態を心配して健康診査を受けるわけであり、74歳まで必要であった検査項目が75歳になったら必要なくなるということはありませんと思っております。年齢に関係なく必要な検査を受けてもらい、病気の芽を早く摘んでいつまでも健康で長生きしてもらうことが町政執行方針5ページの3、生涯にわたる健康づくりの推進だと考えているところでございます。

以上のことから、後期高齢者健康診査につきましても国保の特定健診と同一項目で実施していただきたいことと、さらに無料化についても空知中部広域連合加入市町で実施しているところがあると聞いておりますので、当町でもぜひ実施していただきたく、町長のご所見をお伺いします。

次、3点目でございますが、行政と地域自治会との情報共有化という点についてお伺いいたします。今次町政執行方針の中にも各所にこれからの町づくりを推進するためには、行政と地域がお互い持ち寄っている情報を共有することが大切だと記述されております。私は、以前にも地域自治会に対する住民異動情報の提供について質問いたしました。個人情報保護法との関係から答えてもらえませんでした。しかし、これから町づくりを進めていく上で地域自治会の役割はますます重要になると思ひているところでございます。

昨年12月と本年1月に開催された町社会福祉協議会社協評議員会においても活動の基本となる社会福祉法の改正により、平成29年度から地域団体の代表者が社協の役員として今よりも直接的なつながりを持って各種活動に参画することとされておりますので、与えられたこの役割を果たしていくためには行政と地域が今までよりも一層緊密に情報を共有する必要があると痛感いたしました。また、評議員会に出席された他の委員さんからも私と同様の意見が出されておりました。そこで、次の事項について質問をさせていただきますので、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

地域自治会に対して、1、住民の転入転出異動情報の速やかな提供、転入の場合は家族構成がわかるもの。

2番目に、在宅福祉推進のために必要な情報の提供。

以上のご質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの5番、数馬議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 5番、数馬議員のご質問、第1、健康で生き生きと暮らせる町、3、生涯にわたる健康づくりの推進についてであります、1件目のご質問と2件目のご質問は関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

初めに、特定健康診査につきましては、メタボリックシンドロームに着目し、肥満や糖尿病、高血圧などの生活習慣病の発症を未然に防ぐため、国保加入者の40歳以上75歳未満の方を対象に実施しており、後期高齢者健康診査につきましては重症化を未然に防ぐため、75歳以上の方を対象に実施しております。

健診内容であります、身体測定、血圧測定、血液化学検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査などの15項目が共通の検査項目として実施しておりますが、議員のご指摘のとおりその他心電図、腎機能検査などの10項目については特定健診のみ実施している状況であります。

健診費用につきましては、特定健診1人当たり費用7,452円で、課税世帯は800円、非課税世帯の方にあつては500円の自己負担で、後期高齢者健診については1人当たり費用が5,000円で、一律500円の自己負担をいただき実施しているところであります。

受診率は、本年度の1月末で特定健診が38%、後期高齢者健診が11.6%となっているところであります。

ご質問の受診率を高める方策としての健診の無

料化と後期高齢者健診の検査項目の拡充についてであります、広域連合管内の状況といたしましては、特定健診につきましては本年度から雨竜町と浦臼町が無料化したことにより本町を除く1市4町が無料化しており、後期高齢者健診につきましても本年度新十津川町が検査項目を新たに拡充したことから、本町を除く1市4町が検査項目の拡充と無料化を実施しているところであります。

健診は、病気の予防と医療費の抑制においては有効な予防事業であり、医療費の適正化を図る上で受診率の向上は大変重要だと考えております。無料化の実施につきましては、現在実施している住民健診の自己負担の見直しを考えておりますので、実施に向け早急に検討してまいります。また、検査項目の拡充につきましても追加項目分が町単費での負担となりますが、他市町の状況を勘案し、検討してまいりたいことを申し上げ、答弁といたします。

次に、3件目のご質問、第5、みんなでつくる町、1、ともに行動する町づくりの推進、行政と地域自治会との情報共有化についてお答えいたします。

1点目の住民異動情報の提供につきましては、平成21年第2回定例会において答弁しておりますが、住民に関する個人情報保護に関する法律の施行に伴い、本町においても平成12年に個人情報保護条例を設けたことに加え、個人のプライバシーの一層の保護を目的に平成14年の住民基本台帳法の改正により、より厳しく規制され、個人情報の集積する行政機関における情報の適切な取り扱いが求められていることから、自治会に対しましては住民異動に関する情報を提供できなくなっているところであります。このため、平成14年8月からは広報委員に対する住民異動通知もやむなく廃止をしたところであります、住民の異動に伴い、広報紙を正確に届けられないなどの事例が発生したため、広報委員が担当する地域に限ってのみ、プライバシーの侵害に至らないと考

えられる最低限の情報として異動年月日、異動事由、住所、世帯主の4情報のみ、月1回の広報配付時に連絡事項として広報委員の皆さんへ情報を提供しているものであり、行政事務の執行に当たりましても個人情報の取り扱いが厳しく制限されていることから、現行法令下で情報提供は大変難しい状況にあります。

次に、2点目の在宅福祉推進のための必要な情報の提供であります。社会福祉協議会において在宅福祉推進事業として生活支援体制整備事業の実施に伴い、要支援者一人一人に見守り活動や援助活動を各町小地域ネットワークと連携したボランティアによる支援など在宅福祉事業の取り組みを進めており、各町自治会との連携強化が必要となっております。これら社協が中心となり、自治会や関係団体のご協力を得ながら実施する事業においては、社協から必要な情報提供がなされるよう努めてまいりますとともに、町広報でのお知らせなど周知方法についても検討してまいりたいと考えております。

また、地域での自主的な防災活動を担っていただく際には、災害時の要援護者支援の必要性から行政と地域組織の情報共有が不可欠でありますことから、避難者行動要支援者名簿の登録に関しましては個人の生命、身体または財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められたときに情報提供を可能とする承諾を得ておりますので、災害時等での情報提供は可能となっていることを申し上げます。

本町におきましては、医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援するための地域包括ケアシステムの構築を推進しておりますが、高齢者を地域で支えるためには住民組織やボランティアの活動がより重要でありますことから、各関係団体の負担軽減を図りながら、さらなる連携強化に努めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○5番（数馬 尚） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（大内兆春） 次に、4番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（吉川 洋） 平成29年第1回定例会におきまして、町政執行方針に対しまして2点の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目、第1、健康で生き生きと暮らせる町、地域共生社会づくりの推進について質問をさせていただきます。以前にも質問をいたしましたが、介護用品、日用品支給券事業についてお尋ねをいたします。昨年までは、介護度4以上の非課税の方を対象としておりましたが、29年度の事業を見ますと介護度3以上、非課税世帯の対象をなくし、今までから見ますと改善をされたというふうに認識をしております。ただ、自宅介護をされている世帯の実態を考えますと、もう少し交付方法、また交付金額等を考えてもいいと思うところでございます。

大人用おむつの一月のかかる金額は、いろいろ差はあるかと思いますが、1,600円から2,000円前後の商品を少なくとも一月に10個から多い人は15個ぐらい必要というふうに聞いております。金額にしますと、毎月1万8,000円前後から2万8,000円前後の負担があると聞きました。支給券交付事業の年間予算は54万円と昨年から見ますと18万円がふえており、一定の改善評価をすることでございますが、一方育児券支給には140万と予算の開きを感じるところであります。

また、支給方法も細かく分けて支給しております。また、年齢等、また支給対象者の置かれている状態を考えてのことと思っておりますが、せめて年三、四回に分け、使用方法も毎月限定ではなく、まとめ

て利用できるようにすることもあっていいと思うところがございます。

高齢者や障害者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう保健福祉の充実を図りますと訴えているのならば、せめて一月の支給が5,000円以上の支給をできるような充実を図り、より一層対象者に寄り添った保健福祉を願うところですが、町長のお考えをお聞きし、質問といたします。

次、2点目、第4、魅力と活力があふれる町、3、観光資源の活用や魅力づくりの推進について。本町の唯一の観光施設でありますパンケの湯の充実を図り、より一層の観光客の増員を図るための支援は大変必要なことと私も思うところですが、またもう一つ数少ない観光資源であります旧上砂川駅舎の設備の改善、充実を望むところでございます。ここ数年、町内の方を中心に写真展の開催や、またバンド等のライブ行事が年間数回開催されており、民間の方が懸命に駅舎の有効利用をして来町者をふやすための努力をしております。しかしながら、その都度主催する方々から言われることを聞いてみますと、駅舎内にトイレがなく、また冬期間は水道も使用できないので、大変不便を感じているとのことであります。数少ない観光資源をより一層活用をふやすためにも駅舎内施設の改善と充実を望むところですが、この点について駅舎の利用を含めた今後の展望について町長のお考えをお聞かせいただきたく、質問といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの4番、吉川議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 4番、吉川議員の1件目の質問、第1、健康で生き生きと暮らせる町、2、地域共生社会づくりの推進についてお答えいたします。

初めに、介護用品等支給券交付事業につきましては、施設介護で介護保険の対象となる紙おむつ

などの排せつ用品が在宅介護では自己負担となっていることから、在宅介護支援事業として町の単独施策である家族介護用品等介護支援事業を平成25年度より開始したもので、本事業は重度の要介護者を居宅において介護する低所得者の家族に対し、紙おむつ等の介護用品購入券を支給することで経済的負担の軽減を図り、在宅での介護を支援する制度であります。

この制度につきましては、平成27年第3回定例会において議員より事業内容の見直しについてのご質問があり、介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステム構築の中で検討するとお答えし、このたびの介護保険制度の改正に合わせ制度の一部を見直しし、拡充したものであります。

内容といたしましては、本町の人口構成を見ると2人に1人が65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし高齢者も多く、対象を介護家族に限定しており、利用者が限られていたことから、制度見直しでは対象者を介護家族のみからひとり暮らしでおむつ等用品を使用する高齢者本人まで拡充し、非課税世帯のみとしていた所得要件も廃止し、介護度につきましても要介護4、5から要介護3までに拡充したところであります。

支給方法については、6カ月分、年2回の支給として、使用期間を1カ月単位としておりますが、これは在宅高齢者におきましては体調により入院もしくは施設入所といった状態の変化も想定されることからの利用期間設定としているものであります。

支給額につきましては、在宅で暮らす方が一月に介護用品等で使用する金額は議員のご指摘のとおり1万8,000円から2万8,000円程度となっていることから、支給金額につきましては近隣市町等の調査も行い、月使用金額のおおむね1割、3,000円と設定してきたところであります。

支給額の増額についてのご質問ではありますが、本年度新たに制度の拡充をスタートしたばかりであり、平成30年度に介護保険制度の見直しも予定

されていることから、地域包括ケアシステムの構築、推進、さらには平成31年10月の消費税引き上げなども考慮しながら、他市町村の状況も注視し、検討してまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

次に、2件目のご質問、第4、魅力と活力あふれる町、3、観光資源の活用や魅力づくりの推進についてお答えいたします。本町の観光振興につきましては、観光客などの交流人口を増加させるため、本町最大のイベントであります仮装盆踊り花火大会や雪ん子まつりに対する支援を行っており、本町唯一の観光施設である上砂川岳温泉パンケの湯につきましては温泉周辺でイベント等を開催しているところであります。

ご質問の旧上砂川駅、悲別駅でございますけれども、この駅はかつてテレビドラマの舞台となったことから放映後ライダーを中心に多くの観光客が訪れていたため、平成6年5月のJR函館本線上砂川支線の廃線後、存続を求める要望も多くあり、平成7年に現在地に移転したところであり、近年の利用状況であります。町民による写真展やプロ、アマチュアバンドなどによるライブのほか、石炭画家である早川氏の遺作展など年三、四回の利用があるほか、冬期間につきましては雪ん子まつりの会場として使用しており、そのほか現在も約400名程度の方がその駅を訪れております。移設後、駅舎を利用したイベント等の開催の要望が寄せられたことから、事前申し込みにより利用に供しているところであります。

駅舎内にトイレがなく、また冬期間は水道も使用できず、大変不便であるとのこと指摘ですが、駅舎やその周辺で開催されるイベントのときのトイレにつきましては隣接する活性化センターやさわやかトイレを利用させていただいており、冬期間の水道の使用につきましては凍結防止のため現在閉栓をしており、冬季のイベントである雪ん子まつりでは活性化センターより水をくみ、対応させていただいております。

数少ない観光資源をより一層活用するため、施設の改善と充実とのご要望と駅舎の利用を含めた展望についてのご質問であります。トイレの設置につきましては駅舎内にはトイレを設置するスペースがなく、また駅舎屋外に新たに設置する場合には景観への配慮も必要と考え、また駅舎まで下水道管渠や給水管の敷設が必要となり、トイレの新設と合わせた経費が1,000万円程度見込まれることから、今後の利用状況を鑑み、費用対効果も勘案しながら検討することといたします。駅舎における水道の利用につきましては、水道の開栓は冬期間でも可能でありますので、事前申し込みにより都度開栓し、使用できるように対応してまいります。

今後の駅舎の利用につきましては、多世代交流拠点施設の建設を本年度予定していることから、現段階では公的行事等の開催計画はありませんが、数少ない上砂川町のシンボリック建物でありますので、どのような活用方法があるのか、再度検討してまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。4番、吉川議員。

○4番（吉川 洋） 介護用品の支給の利用方法なのですけれども、実際使っている方が多分情報の行き違いなのだろうと思いますけれども、一月に3,000円分しか使えないというふうに理解をしている方がいらっしゃるようですので、今の答弁では二月分というようなことでしたよね。だから、6,000円使えるというのかな。

○議長（大内兆春） 町長。

○町長（奥山光一） 一月3,000円の助成をするということで、それは大体使う方について多い方は3万ぐらい使うということで、その1割程度ということで3,000円を定額で設定しておりますので、町から助成されるのは3,000円だということで、またそれは一月単位で、年2回ですので、6

カ月ごとに交付しているということですから、1万8,000円ずつ年2回交付しているところです。

○議長（大内兆春） 吉川議員。

○4番（吉川 洋） 済みません。そうしたら、その6カ月分をまとめて利用してもいいという考えでいいのですか。そうではないですね。毎月3,000円ずつということですよ。

○議長（大内兆春） 町長。

○町長（奥山光一） 一月3,000円です。それを6カ月分まとめて支給しているということですので、一月当たりになると3,000円は3,000円ということになります。

○議長（大内兆春） 吉川議員。

○4番（吉川 洋） そうしたら、支給券は3,000円しか使えないという理解でいいですね。使う側にすると、大変使い勝手が悪いのです。毎月こうしなければいけないということで、できればそれを例えば2カ月分、6,000円分を一回に使えるとかいうような仕組みを今後考えていただけないかどうか、それは要望としてお話しさせていただきたいと思います。

○議長（大内兆春） 再々ですから、以上で打ち切ります。

以上で町政執行方針の質疑を終了いたします。

◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（大内兆春） 日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思います。

◇ 小澤一文議員

○議長（大内兆春） 初めに、1番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（小澤一文） 初めての質問でございますので、よろしく願いいたします。

では、通告に従いまして、ICT教育について質問をいたします。

初めに、上砂川町教育委員会報告の平成29年度教育行政執行方針によれば、平成28年度全国学力・学習状況調査の結果が掲載されています。上砂川町は、中央小学校6年生21名、中学校3年生15名が参加をしたところでございます。教科は、小学生が国語A、B、算数A、B、そして中学生は国語A、B、数学A、Bです。ちなみに、A問題は知識、B問題は活用力を見る問題となっております。結果から申しますと、小学校算数A以外は全国平均、北海道平均を下回る残念な状況でございました。また、本調査は昨年度にも行われておりまして、ほぼ同様の結果となっております。私は、この結果を率直に申しましてまことに残念であると言わざるを得ません。学校、家庭、行政が密に連携し、取り組んできた教育環境が果たして生かされてきたのかどうか、ここは検証が大事ではないかと申し上げるところでございます。

しかしながら、公設学習塾、放課後子ども教室や夏休み学習ゼミなどさまざまな支援をし、児童生徒の基礎的、基本的な知識をしっかり身につける教育に取り組んできたと考えています。さらに、新年度より小中学校においてタブレット端末機を使ったICTによる授業が開始いたします。私は、このICT教育の導入が児童生徒の学習意欲を向上させ、また基礎学力の定着を図るものと大いに期待をしているところでございます。教育環境を大きく変える機会となり、児童生徒一人一人の学習に対する姿勢は前向きに取り組んでいただけるものと確信しております。ぜひとも学校サイド、行政サイドにおいてはしっかりとしたビジョンを共有し、きめ細かな対応をしていただきたいと思います。決して国が決めたことだからというような事務的な部分ではなく、熱意を持ってICT教育に取り組み、基礎学力の底上げに寄与していただきたいと思います。

子供たちは、町の宝であり、希望であります。子供たちが元気に成長することはもちろんですが、子供たちが安心して希望を持って学習できる

充実した教育環境を築いていくのが我々大人の役目であります。これを踏まえて質問いたします。

ICT教育を導入することにより、教育現場は大きく変わろうとしています。支援の施策も現状に即したものであるべきと考えます。支援の施策に関しては、従前どおりの対応となるのか、また新たな支援策を検討されているのか、所見を求め、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大内兆春） ただいまの1番、小澤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 1番、小澤議員のご質問、ICT教育導入についてお答えいたします。

初めに、小中学校の学力の現状についてご説明申し上げます。議員ご指摘のとおり、小中学校の児童生徒の学力については近年改善傾向にあったものの、平成28年度の全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果は小学校算数Aは全国平均を上回りましたが、そのほかの教科では下回り、差が再び開いた状況でございます。この結果を受け、教育委員会といたしましては各学校の管理職を通して結果分析をしっかりと行い、担任、担当教科の教員だけでなく、学校全体で改善に向け努めるよう指示をしております。また、教育委員会としては学力向上対策事業として夏休み合宿ゼミの実施や公設学習塾の設置などを行い、学力の底上げができるよう支援を行っているところでございます。

小中学校のICT教育につきましては、平成21年度に教育用パソコンを整備し、情報教育を推進しており、また福井市鶉地区とのインターネットを活用した交流も実施しているところでございます。このたびの小中学校へのタブレット端末機の配置につきましては、さらなる学力向上支援策の一環として児童生徒の基礎学力の定着、向上と社会の情報化に即した教育の推進を目的に、関連機器整備に向け、平成28年度当初より各学校の教職員と教育委員会事務局職員で構成されるICT活

用検討委員会において活用方法、学習ソフトの検討がなされ、平成28年度の12月補正予算において端末器購入経費や校舎内の回線整備経費の予算計上を行い、平成29年度当初予算にて関連ソフト経費の計上をしているところでございます。

議員のお考えのとおり、子供たちが安心して、そして希望を持って学習できる場の提供については我々の役目と考えますので、学力向上に寄与される各学校でのICT化につきましてはICT活用検討委員会や学校と意思疎通をしっかりと図り、単にタブレットを活用した授業を行うだけでなく、より効果が出るよう学校全体で随時指導方法や活用方法の検証も行いながら進めていき、あわせて現在国ではデジタル教科書の導入を検討していることから、国の教育のICT化に係る方針などの情報収集に努め、学校に機器整備が必要となるならば支援をしてまいりたいと考えていますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます、答弁といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○1番（小澤一文） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 越 前 等 議 員

○議長（大内兆春） 次、2番、越前議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（越前 等） 平成29年第1回定例会に当たり、教育行政執行方針につきまして質問させていただきます。

学校給食助成に対する考えをお伺いいたします。上砂川町では、学校給食の半額助成を行っていますが、昨今給食費を全額補助する自治体がふえてまいっております。子育て支援策を進める上で、当町でも行っていただきたいと思っております。この中で、全額補助をした場合の予算は幾らぐらい

かかるのでしょうか。給食を無償化している全道の自治体は、三笠、美瑛、足寄など8自治体がございます。

以上で終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの2番、越前議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 2番、越前議員の学校給食助成に対する考えについてお答えいたします。

義務教育における学校給食については、学校給食法に基づき実施されており、その学校給食法第11条に運営経費は自治体が、それ以外は保護者負担と明記されており、これに基づき学校給食費が保護者に負担を求める法的な根拠となっております。

小中学校の給食費の助成につきましては、議員ご指摘のとおり現在全国で少なくとも55市町村、北海道でも三笠市を含む8市町が子育て支援や若年者移住定住対策の一環として給食費の無償化を行っております。本町におきましても平成24年度から子育て支援と移住定住対策として給食費の半額助成を実施しております。

議員ご質問の給食費の全額補助についてであります。平成29年度当初予算において給食費半額助成を行うべく小学校で143万4,000円、中学校では106万円の予算計上をしていることから、全額助成となれば単純にその倍でありますから、小中学校合わせて498万8,000円の経費が必要になります。

本町では、このほかにも児童生徒に対しまして教育行政執行方針にも触れさせていただきましたが、パンと米飯の加工賃全額公費負担を行っているところであり、そのほかにも小中学校の教材費や修学旅行への助成、さらには小学校のスキー授業のバス代やリフト代の助成など保護者の負担軽減に努めておりますことから、今後子育て世代や若年者の移住定住の動向や保護者の経済動向を見きわめながら学校給食費への助成のあり方につい

て検討してまいりますことを申し上げ、答弁にさせていただきます。

以上です。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○2番（越前 等） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時03分

○議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 高橋成和 議員

○議長（大内兆春） 次に、8番、高橋副議長、ご登壇の上ご発言を願います。

○副議長（高橋成和） 平成29年第1回定例会に当たり、教育行政執行方針の質問をさせていただきます。

質問の1件目ですが、学校以外において算数と数学の基礎学力の定着と向上を目的に始まりました公設学習塾も開設から1年が経過しましたが、これまでの経過についてお伺いいたします。

初めての試みということもあり、大変なご苦労もあったかと思いますが、夏休みの合宿も含め、委託先である英数学館の先生の授業で着実に学力向上の成果は出ているのではないかと保護者からも子供からもよい評判を聞いております。これまでの保護者アンケートや学校側からの公設塾に対する意見はどのようなものがあるかお聞かせ願います。

私もお話を聞いておりますが、学校の授業終了時刻と塾の開始時間の空き時間がない状況や開催場所について自宅から町民センターまで通うのに遠くなる子供たちもいたのではないかと感じております。教育長にも何度かこの件についてはお話しさせていただいておりますが、これまでは児童

を一旦学校から帰宅させて町民センターの会議室で行っておりましたが、そうなると子供たちにとっては学習意欲があっても距離や送迎の問題で開始時間に間に合わないから、塾を予約していても行くのを諦める子がいたとお伺いしております。放課後、一旦自宅には戻らず、学校でそのまま塾を開催できるような仕組みにすることができないのか、これまでの学校側との話し合いも含めて教育委員会としての今後の考えをお聞かせ願います。

2点目ですが、算数、数学の授業においては1学年において1カ月平均2こまの授業であり、十分だと感じますが、条文中にも記載されておりますとおり平成32年度より小学校3、4年生が外国語活動となり、5、6年生について英語が正式教科になることが決まっております。英語の基礎学力の向上という目標を明確に記載されておりますので、3年後に備え、公設学習塾の中にも英語の授業を取り入れてみてはいかがかと思いますが、町としての考えをお伺いいたします。

3点目ですが、現在本町のような小規模校であっても不登校の児童や生徒が何名か見受けられます。こういった児童生徒の学習不足のケアというのが今後も必要になってくるかと思われませんが、親や教職員以外で今回委託されている英数学館の先生方もそういった子供たちのケアに力を入れているとお聞きしておりますが、子供たちへのサポートについては今後情報共有していく、取り組んでいく予定はあるのかお伺いいたします。

次に、2、社会教育の推進の(1)、社会教育の充実の中の条文中で読書活動について、子どもの読書活動推進計画が策定されましたが、社会教育委員の会議の中でも他市町の事例をお伺いしながら有識者の中でさまざまな意見がありました。今後この推進計画を進めていくに当たり、やはり図書館に司書が必要だというお話がありました。現在町内在住の学識経験者の方の協力を得て絵本DEココロなどの事業はされております

が、やはり幼児から全ての年代を見るとというのは難しいと聞いておりますし、子育ての町を強く推進していくのであれば図書館に司書が今後必要なのではないかと思いますが、教育委員会の考えをお伺いいたします。

次に、図書館司書の専門業務だけで人材を探すというのは、人件費の問題や他市町の話をお伺いしていると失敗しているケースもあるようですので、非常に難しいかと思いますが、司書の業務と兼務しながら生涯学習、社会教育を通じて町民に対する教養の向上や生活文化を推進することを目的に社会教育コーディネーターを配置することができないでしょうか。

私は4年前、福井市の鶉地区の鶉公民館を議会において視察した際、福井市が取り入れている半官半民の運営方式で職員さんがさまざまな場面においてコーディネーター役となり、住民と一体となり自主自立の精神で事業を行っていることを知りました。また、福井市内には50カ所の公民館が点在し、館長を除き平均2名、月曜、祝日は休みで午前9時から午後9時まで非常勤職員として勤務されております。地区の人口の規模は関係なく配置されていて、少ない地域の例ですと小学校のスイセン植栽事業のご縁で地区人口が1,000人の僻地集落である越廼地区の公民館を過去に訪問しましたが、事業や団体活動について大変中身が濃い内容で数多く開催されており、半官半民の運営方法で理想的な地域コミュニティ機能の形成がされておりました。

本町には公民館はありませんが、休日を問わず生涯学習、社会教育、地域活動で力を発揮できるコーディネーターを育てることが今後必要だと感じます。形は違いますが、似たような例として現在地域おこし協力隊の5名の隊員の活動を間近で見えておりますと、3年という限られた任期ですが、まさに半官半民の精神のもと、新たな発想で事業展開されております。これから募集する協力隊のメンバーの適性や意向もありますが、地域の中に

において生え抜きでコーディネーターを育てていくのも一つの案かと思えますし、自主自立に向けた町づくりを目指す上で斬新な発想で新しい取り組みもできるのではないかと感じているところです。地域コミュニティの保持を目指すという明確な目標がある中で人材を配置できれば、学習指導の充実にも記載されておりますが、コミュニティスクール制度の実現に向けても目標が見えてくるのではないかと思います。町として、今後そういった人材を配置するお考えがあるかお伺いたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの8番、高橋副議長の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 8番、高橋議員の1件目の質問、学校教育の推進、(1)、学習指導の充実、公設学習塾についてお答えいたします。

公設学習塾につきましては、小中学校の基礎学力の向上を目的に昨年5月から富良野市の民間学習塾に業務委託をし、小学校5年生以上の児童生徒を対象に1こま60分の授業を月2回程度、算数、数学を各学年とも年間で19回行っている事業でございます。

1点目、これまでの保護者アンケートや学校側からの公設塾に対しての意見はどのようなものがあるかについてであります。事業開始前の事前のアンケート調査では町内での学習塾開設には多くの保護者が関心を持っていましたが、実際には参加登録者は26名で、3割弱程度の子供しか参加していないという状況にあります。そういった中、昨年9月に委託事業者が実施した参加登録児童生徒の保護者へのアンケートにおいて、公設学習塾の設置に関しては92%の方がよいとの回答で、次年度以降の継続については100%の方が継続を望んでおります。また、公設塾の設置した1時間という学習時間については75%の方がちょうどいいと答えていますが、実施回数については67%の方

が足りないと回答しています。子供の学校生活や家庭生活で不安に思うことについて、参加登録児童生徒の保護者のほとんどの方は学力、学習、進路状況と答えていることから、学習環境に対する関心があることがわかりました。また、学校におきましては設置以降も児童生徒に積極的に参加を呼びかけて、追加で数名の子供たちが参加するようになったところでもあります。

また、実施場所の町民センターにつきましては、議員のご指摘にもありますように場所を各学校に変えることで参加を考える児童生徒もいるように聞いておりますので、学校と委託事業者と教育委員会で各学校での実施に向け協議を行い、公設塾の開校が可能となったことから、平成29年度当初から各学校で行うこととして準備を進めておりますことをご報告いたします。

各学校においては、学力の底上げのため、より多くの子供たちを参加させたいという考えでありますので、教育委員会といたしましても少しでも多くの子供たちが参加できるよう委託事業者とともにアンケートを行いながらニーズ把握等に努め、事業を推進していくことといたしますので、ご理解願います。

次に、2点目、3年後に備え、英語の授業を取り入れてみてはいかがかについてお答えいたします。現在小学校5、6年生は英語指導助手のジャレット先生と担任が週1回、年間35時間の外国語活動を行っているところであります。議員ご指摘のとおり、小学校の英語につきましては学習指導要領の改訂により平成32年度から小学校5、6年生については正式教科となることから、過日各学校管理職に新年度から学力向上検討委員会を活用して早急に英語の指導方法や授業時数の確保について検討するよう指示をしたところであります。

公設学習塾につきましては、1点目の答弁でも触れさせていただきましたが、昨年5月から算数、数学について開始したばかりでありますので、教育委員会といたしましてはまず現在行っている算

数、数学について児童生徒の参加者向上と定着化を図り、あわせて事業効果の検証を行う中で英語などの新しい科目の追加について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、3点目、不登校の児童生徒の対応を委託事業者と情報共有しながら取り組んでいく予定はあるかについてお答えいたします。現在不登校の児童生徒につきましては、2月末現在中学校に4名ほどおり、学級担任を中心に学校の教師が週1回は安否確認を兼ねて教材プリントや連絡帳を届けたりして学校とのつながりを切らぬよう努めております。

不登校生徒の学習不足のケアにつきましては、教室に入れないが、学校には来ることができる場合につきましては保健室に登校してもらうなど別教室において個人授業または教材プリントでの学習を行っており、学校に登校できない生徒に対してはプリントにて学習を進め、要望がある場合は教師が自宅にて指導することとしております。また、担任や養護教諭、管理職、スクールカウンセラーを通して心のケアに努めてもいるところであります。

議員ご指摘の委託事業者との連携ですが、委託事業者は全ての子供の学習権を保障という趣旨で塾生のうち学校に行かなくなった不登校生徒の学習指導や保護者向けの子育て相談会を行っているようでございます。このボランティア活動は、委託事業者の代表がボランティアで実施しているとのことで、不登校の子供の家庭に対し、民間だからできるかわり方で解決に向け、活動をしているとお話を聞いております。本町においても不登校の子供に対しては、学校が中心となり、スクールカウンセラーやケースによっては児童相談所とともに生徒の保護者などと相談を行い、解決に向け対応しているところであり、各自治体、学校の対応方針もあることから、スピード感を持って問題解決に向けるためとはいえ、いきなり民間の委託事業者との連携については各種課題があろうか

と考えるところであります。

教育委員会といたしましては、不登校児童生徒が現実にいることから、今後も町及び学校を初めとした関係機関と連携をさらにとりながら、一人でも不登校となる子供がいなくなるよう不登校対策に取り組んでいく中で委託事業者の実施している対応を提示していただきながら、関係者とどのような関係がいいのか協議を行っていき、不登校対策の構築を検討していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2点目の質問、社会教育の推進の(1)、社会教育の充実、社会教育コーディネーターの配置についてお答えいたします。

1点目のご質問の図書室に司書が今後必要なのではないかについてお答えいたします。本町では、町民センター図書室を図書館に準じる機能を持つ町の読書振興の中核と位置づけておりますが、現在図書室に司書の配置がなく、町民センター、体育センター管理人が両施設の受付業務とあわせ図書の貸し出しなどの業務を行うなど、専門の知識を持った者がいない中で他市町の図書館事務を参考にしながら運営をしているのが実情であります。図書館事業につきましても他市町で司書が主体となって展開しているように、年齢別の各対象に向けた読書振興のための各種事業を実施すべきところですが、現在は町内の学識経験者の協力を得て小学生を対象に絵本DEココロ事業の実施をしております。

平成28年度子どもの読書活動推進計画を策定するに当たって、議員も委員となられている社会教育委員の会からさまざまな建設的なご意見をいただきましたが、その実現に当たって、また現状を好転させるために専門職である司書がいればといったご意見を頂戴したのは議員のご質問のとおりでございますが、図書室の利用状況や貸し出し実績を考慮いたしますと議員もおっしゃられたように、すぐに司書の配置は難しいと考えております。今後においては、読書は学習の面でも人間形成に

も大きな役割を担えるものと考えますことから、当町と同規模の自治体を参考に司書の配置の有無、運営状況、各種事業の取り組み内容を参考にしながら、よりよい図書室となるよう検討させていただきたいと考えていますので、ご理解願います。

続いて、2点目、司書兼社会教育コーディネーターではどうかについてお答えいたします。地域コミュニティの保持、活性化は本町にとって喫緊の課題であると認識しております。その中で、議員のご指摘にございました地域から募った公民館主事が中心となり、住民と協働で地域をつくっていくという福井市の事例につきましても、当町と比較しますと先進的な取り組みと思うところがございます。しかしながら、福井市でそのような市内50カ所に公民館を配置されていることや非常勤職員が配置されていることについて、福井市の公民館の機能や役割、職員の役割と当町には今は公民館はございませんが、その役割については違いがあるのではないかと考えるところであり、一概に福井市を参考に職員を配置することはできないのではないかと考えているところでもあります。今後は、福井市における公民館のあり方、コーディネーターの業務内容、地域のかかわりぐあいを研究させていただき、地域の活性化や社会教育事業の推進につながるのであれば検討させていただくことを申し上げ、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○副議長（高橋成和） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（大内兆春） 次に、4番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（吉川 洋） 第1回定例会に当たり、教

育執行方針について質問をさせていただきます。

第2、あらゆる世代が豊かな心を育む町、1、子供たちが健やかに成長する教育の推進についてということで質問させていただきます。

現在、日本の子供の傾向、課題として自尊感情の乏しさや規範意識の低下、そして自己統制の未熟といった問題点が指摘をされております。また、基本的な生活習慣の確立が不十分であるとも言われております。そのような状況を考え、平成31年より中学校において道德教育を取り入れることとなったというふうに考えておりますが、そこで教育行政執行方針の中に道德が正式な指導科目になることから、道德教育にかかわる指導について他の自治体に先駆け、研究実践に取り組むとありますが、事業費を見ますと予算措置ができておりません。このような状態では、実際に実践的な研究を早急に取り組むことができるのか、大変疑問に思うところであります。人として社会性を持ち、力強く育ち、成長する子供たちのためにも必要な取り組みと思うところですが、道德教育について教育委員会としての今後の具体的な計画をお聞かせをいただきたく、質問とさせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの4番、吉川議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 4番、吉川議員のご質問、第2、あらゆる世代が豊かな心を育む町、1、子供たちが健やかに成長する教育の推進についてお答えいたします。

中学校における道德教育について、平成31年度より正式な指導科目となり、それに向け研究実践に取り組むとあるが、平成29年度当初予算にて関連予算の計上がない中での今後の具体的な取り組みについてであります。初めに道德学習の現状から述べさせていただきます。

道德については、上砂川中学校では文部科学省で作成した道德教育用教材「私たちの道德」を使用し、担任の教師が授業を行っております。その

ような中で、平成27年3月に学習指導要領の一部改正があり、中学校において道徳は平成31年度より評価を伴う正規の教科となることから平成27年4月以降、中学校内において指導計画の見直しに着手したところです。平成28年度版町政執行方針主要施策に記載させていただいておりますが、道徳教育に係る指導方法について研究実践を取り組むために町費にて新たに副読本「心つないで」を中学校の全学級分購入し、授業に活用しながら教職員が共通理解を図られるよう道徳教育の推進を担当する教師が中心となって指導計画の再構築を行っているところであります。また、昨年度においては町民参観日において全クラスで道徳の授業を公開するなど、道徳教育の充実にも取り組んでいるところでもあります。

なお、平成28年度当初予算にて購入した副読本「心つないで」については、今後も新入生が活用できるよう学級内保管とし、それを継続活用しながら引き続き指導方法等の研究実践に取り組むことから、平成29年度当初予算においては特段の予算計上は行わなかったところです。

議員ご指摘のとおり、思いやりや規範意識などを育てる上で道徳の授業の役割は大きいものと考えますので、学校においては単に副読本を読み、感想文を書くだけにとどまることなく、多様な価値観について個人個人で考え、クラス全体で議論していく授業とするなど、評価を伴う正規の教科とする次期の学習指導要領に対応できるよう授業の形態や指導方法などの研究実践を進めていただき、また教育委員会といたしましても学校において指導計画のスムーズな実行が可能となるよう支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げ、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○4番（吉川 洋） ありません。ありがとうございました。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

◎休会について

○議長（大内兆春） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日15日と16日の2日間、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、15日と16日の2日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の15日、16日につきましては、予算特別委員会を開催して付託の案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、17日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いたします。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（散会 午前11時27分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

平成 2 9 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3 月 1 7 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 1 3 分 閉 会

○議事日程 第 4 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 予算特別委員会委員長報告
議案第 1 1 号 平成 2 9 年度上砂川町一般会計予算
議案第 1 2 号 平成 2 9 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 1 3 号 平成 2 9 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 1 4 号 平成 2 9 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
議案第 1 5 号 平成 2 9 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 報告に対する討論・採決とする。
（質疑は省略とする。）
- 第 3 調査第 1 号 所管事務調査について
（追加日程）
- 第 4 意見書案第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

○会議録署名議員

8 番 高 橋 成 和
1 番 小 澤 一 文

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は 8 名です。横溝議員におかれましては、多少おくれますので、ご了解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

理事者側につきましては、全員出席しております。

す。

定足数に達しておりますので、平成 29 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午後 1 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、8 番、高橋副議長、1 番、小澤議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議案第 1 1 号 議案第 1 2 号 議案第 1 3 号
議案第 1 4 号 議案第 1 5 号

○議長（大内兆春） 日程第 2、予算特別委員会委員長報告について議題といたします。

お諮りいたします。予算特別委員会に付託いたしました議案第 11 号から議案第 15 号までについては、一括して予算特別委員長より審査結果の報告を願ひ、その後議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会に付託いたしました議案について、その審査結果を委員長より一括報告することに決定いたしました。

それでは、吉川予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願ひいたします。

○**予算特別委員長（吉川 洋）** おはようございます。それでは、予算特別委員会の報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本特別委員会に付託になりました議案第11号 平成29年度上砂川町一般会計予算ほか特別会計4件について、3月15日、16日の2日間にわたり慎重なる審査を行った結果、報告書のとおり決定をいたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略させていただきます。

初めに、議案第11号 平成29年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定をいたしました。

次に、特別会計について報告をいたします。議案第12号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第13号 平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第14号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計予算、議案第15号 平成29年度上砂川町水道事業会計予算について、それぞれ討論、採決の結果、全て原案可決すべきものと決定をいたしました。

以上、全会一致をもって可決されましたことをご報告申し上げます。

以上です。

○**議長（大内兆春）** 以上で予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。付託されました各議案につきましては、特別委員会において十分審議がなされておりますので、質疑を省略して直ちに討論、採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大内兆春）** 異議なしと認めます。

それでは、順次討論、採決を行ってまいります。

議案第11号 平成29年度上砂川町一般会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大内兆春）** 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大内兆春）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成29年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第12号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大内兆春）** 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大内兆春）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第13号 平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大内兆春）** 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大内兆春）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のと

おり可決いたしました。

議案第14号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第15号 平成29年度上砂川町水道事業会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成29年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

◎調査第1号

○議長（大内兆春） 日程第3、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、総務文教常任委員長及び厚生建設常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第72条及び第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおり

これを許可してまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（大内兆春） ただいま議長の手元に意見書案1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第1号

○議長（大内兆春） 日程第4、意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について議題といたします。

8番、高橋副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（高橋成和） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成29年3月17日

上砂川町議会議長 大内兆春様

提出議員 高橋成和

賛成議員 吉川洋 伊藤充章

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

意見書案第1号

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求め

られている中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、前回の統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

上砂川町議会議員 大内 兆 春

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 地方議会議員の

厚生年金制度への加入を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了しましたので、平成29年第1回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時13分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

平成29年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月15日（水曜日）午前10時00分 開会
午後1時53分 散会

○議事日程 第1号

委員長挨拶

町長挨拶

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他

議案第11号 平成29年度上砂川町一般会計予算

◎委員長挨拶

○委員長（吉川 洋） おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

10日の定例会本会議におきまして予算特別委員会が設置をされ、私が委員長に指名をされました。委員各位のご協力をいただき、本特別委員会を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

予算特別委員会に付託されました案件は、平成29年度一般会計予算及び4本の特別会計予算で、一般会計が28億2,700万円、特別会計を合わせますと35億1,285万5,000円となり、前年度と比較しますと1億1,971万5,000円の増となる予算でございます。内容を見ますと、本町の重要施策であります人口減少対策では若い世代の雇用や定住対策に重点を置き、加えて認定こども園等複合施設の建設事業、中央小学校大規模改修といった投資的経費など重要施策が計上されておりますことから、本特別委員会といたしましてもそのあたりを踏まえ、十分な論議を重ねていただき、効率的に議事を取り進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、大変簡単ではございますが、委員各位の

ご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

◎開会の宣告

○委員長（吉川 洋） ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立をいたしました。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○委員長（吉川 洋） 直ちに会議を開きます。

◎町長挨拶

○委員長（吉川 洋） ここで奥山町長からご挨拶をいただきます。

○町長（奥山光一） おはようございます。予算特別委員会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨日は執行方針での質疑において大変貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。本日より2日間の日程で総合戦略などに基づき、各施策の具体的事業を盛り込みました平成29年度一般会計予算のほか4特別会計のご審議をいただきますが、委員の皆様のご活発なご審議をお願い申し上げます。

さて、平成29年度の予算編成に当たりましては、執行方針や予算の大綱でも申し上げましたが、本町の財政状況は地域経済の低迷や人口の減少により税収等の大幅な伸長は望めず、依然として地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤であります。本町の最重要課題であります人口減少対策、

さらには若い世代の雇用の創出及び子育て環境の充実化を図り、移住定住対策を推進するとともに、高齢者や支援を必要とする方々が引き続き安心して住み続けることができるよう医療、介護等の生活支援を行うことのできる地域支援体制を構築し、運用してまいります。

予算の概要でございますけれども、平成29年度一般会計予算は28億2,700万円の予算規模となりまして、特別会計の6億8,586万円と合わせまして総額35億1,286万円ほどで、防災の拠点施設である消防庁舎建設事業の減と中央小学校大規模改修事業費及び認定こども園建設に向けた実施設計事業費の増との相殺により全会計合計いたしまして前年度対比3.5%、1億1,972万円の増となったところで、年度途中におきましても引き続きさまざまな機会を通じまして町民の皆さんや団体の要望等も拝聴し、優先すべき課題につきましては補正予算にて対応してまいりたいというふうを考えているところでございます。今後におきましても多くの課題を抱えての行財政運営となりますが、夢と希望に満ちた輝く町の実現を目指し、職員と一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位のご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年度の予算の内容につきましては、この後各担当から申し上げますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎予算特別委員会の日程について

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議題の（1）、予算特別委員会の日程について内野議会事務局長から説明をいたします。

○事務局長（内野博之） それでは、お手元に配付の審査日程表に基づきまして説明させていただきます。

予算特別委員会次第書の次のページをごらんいただきたいと思います。審査日程は、本日15日と16日の2日間を予定しております。本日は、審査の方法、審査資料要求などについて協議していただき、その後平成29年度一般会計予算から審査をいたします。初めに歳出を審査していただき、その後歳入の順で進めてまいります。予定といたしましては、本日で一般会計の審査を全て終え、16日は国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業の各特別会計と水道事業会計について審査をしていただきたいと思います。以上2日間の日程で付託になりました案件について審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（吉川 洋） ただいまの説明に対して質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、日程については説明どおりといたします。

なお、委員会開催の通知は改めていたしませんので、間違いのないようご参集を願います。

◎予算審査の方法について

○委員長（吉川 洋） 次、議題の（2）、予算審査の方法について内野議会事務局長から説明をいたします。

○事務局長（内野博之） それでは、予算審査の方法について説明をいたします。

3月10日の本会議において提案理由、予算の大綱、内容の説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書により款ごとに担当課長から内容の説明をしていただくこととなります。

説明手順は、本年度予算額、前年度比較、財源内訳を説明し、引き続き節の説明に入りますが、時間の関係上、経常的な経費や前年度と比較して多少の増減の場合は説明を省略し、前年度に比べ

て大きく変わったところ、あるいは制度、施策の見直し、重要な事業等について説明していただきます。質疑につきましては、款の説明が終了した後、原則的には目ごとに行うことといたしますが、場合によっては一括して行うこともございます。また、討論、採決につきましては議案ごとに行うことといたします。

なお、説明員者には一般会計、特別会計ともに担当課長にお願いし、補助者といたしまして主幹及び係長の出席をお願いしております。

以上、審査方法についての説明といたします。

○委員長（吉川 洋） ただいまの説明に対して質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、審査方法については説明どおり進めてまいります。

◎予算審査資料の提出について

○委員長（吉川 洋） 議題の（3）、予算審査資料の提出について、何か必要な資料がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

◎その他

○委員長（吉川 洋） 議題の（4）、その他ですが、委員のほうから何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

◎議案第11号

○委員長（吉川 洋） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

議案第11号 平成29年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

歳出から審議に入ります。1款議会費から審査

をいたします。内容の説明を求めます。内野議会議務局長。

○事務局長（内野博之） それでは、議会費につきまして説明をいたします。

予算書の32ページをごらんいただきたいと思います。1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額4,256万4,000円、前年度比較85万2,000円の増で、財源は全て一般財源でございます。主な増減につきまして説明いたします。3節職員手当等、本年度予算額871万8,000円、前年度比較で20万3,000円の増は、議員期末手当につきまして人事院勧告に準じて一般職員同様に改定したことによるものでございます。4節共済費、本年度予算額828万2,000円、前年度比較で26万7,000円の減は、議員共済組合の公費負担金の負担率の改定によるものでございます。9節旅費、本年度予算額168万5,000円、前年度比較で94万5,000円の増は、議員道外政務調査旅費の計上によるものでございます。その他につきましては、昨年とほぼ同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（吉川 洋） 以上で1款議会費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。32ページ、33ページの1款議会費全般について質疑を受けます。質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

以上で1款議会費について質疑を打ち切ります。

次、総務費、34ページから46ページ、2款総務費に入ります。総務費については、米田総務課長、浅利企画課長、斎藤住民課長、斎藤教育次長、西村税務出納課長、内野監査事務局長に順次説明を求めてまいります。初めに、米田総務課長、お願いします。

○総務課長（米田淳一） それでは、総務費のうち総務課が所管いたします予算につきましてご説明申し上げます。

34ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額5,471万4,000円、前年度比較で819万9,000円の増、財源は全て一般財源でございます。本目は、行政全般の管理経費を計上するものでございます。主な増減につきまして説明を申し上げます。4節共済費でございますが、本年度予算額823万7,000円、前年度比較で52万4,000円の増及び7節賃金で本年度予算額874万5,000円、前年度比較で247万9,000円の増となっております。いずれも嘱託職員1名の雇用による増でございます。8節報償費でございます。本年度予算額59万円、前年度比較で10万6,000円の増で、平成27年度から実施をしております外部講師を招いた職員の接遇研修を初めとした各種研修を引き続き実施するための講師謝礼でございます。35ページへ参りまして、13節委託料ですが、本年度予算額1,251万1,000円、前年度比較で433万5,000円の増となっております。主な要因でございますが、庁舎管理におきまして昨年10月より電話交換手を廃止、ダイヤルインを導入したことにより約300万円が減額となったこととマイナンバーの利用事務開始に伴いまして平成28年度において庁内システムのセキュリティー対策を施したことに伴いますサーバーなどの保守委託料で約680万円が増額となったことによる相殺でございます。14節使用料及び賃借料ですが、本年度予算額261万3,000円、前年度比較で45万4,000円の増でございます。人事給与システムの更新によるものでございます。18節備品購入費、本年度予算額118万3,000円、前年度比較で38万3,000円の増でございます。役場庁舎内にAED機器を設置することに伴います増で、現在本町公共施設におきますAEDの設置施設は町民センター、小中学校各1台と町立診療所及び上砂川岳温泉パンケの湯の5カ所でありまして、29年度におきまして

は役場庁舎及び保育園に新たに設置することとし、計7カ所となるもので、保育園の設置経費につきましては民生費にて関係予算を計上しております。

36ページをお開きいただきまして、2目文書広報費、本年度予算額523万7,000円、前年度比較で80万2,000円の減でございます。財源内訳は、その他特定財源で20万円、一般財源が503万7,000円でございます。総務課の所管といたしまして、13節委託料で町例規類集整備業務259万2,000円、前年度比較で77万8,000円の減となっております。昨年度行政手続法などの改正により町例規の整備を行い、それら業務の終了によるものでございます。

3目財政管理費、本年度予算額215万9,000円、前年度比較で499万1,000円の減でございます。財源は、全て一般財源でございます。13節委託料におきまして、昨年度計上しておりました新公会計の導入に向けました支援業務委託の終了によるものでございます。

4目会計管理費、本年度予算額76万6,000円、前年度比較で4万7,000円の減、財源は全て一般財源でございます。本目は、出納業務に係る経費を計上するもので、12節役務費の証紙売りさばき手数料の減によるものでございます。

37ページへ参りまして、5目財産管理費、本年度予算額1,296万6,000円、前年度比較で2,074万9,000円の減でございます。財源内訳は、全額その他特定財源でございます。本目は、町有財産の管理経費を計上するものでございます。減額の要因は、昨年度終えました旧消防庁舎の除却工事費2,075万円の減によるものでございます。

6目企画費、本年度予算額1,163万9,000円、前年度比較で829万5,000円の増、財源はその他特定財源で900万円、一般財源が263万9,000円でございます。本目は、主に防災関連の経費と関係加盟団体などの負担金を計上するものでございます。東日本の震災以降、本町では避難所で用います毛布やストーブ、発電機、食料品などの整備を進め

ており、平成28年度におきましては白米など主食となります非常食や育児用ミルクなどを整備し、29年度におきましては11節需用費におきまして副食となります缶詰の総菜などを整備する予定でございます。また、次ページへ参りまして18節備品購入費におきましては、町内企業のスフェラー社が開発いたしました球状太陽光シートを屋根に施しまして蓄電池システムを備えました防災テント一式900万円をふるさとづくり基金を活用しまして災害備蓄品として購入する予定でございます。このテントは、縦約3.5メートル、横約5.3メートルの設営が容易な組み立て式テントで、太陽光シートによります蓄電池の日中の発電量約32ワットでテント内の照明や放送用設備、また携帯電話の充電などを十分に賄えるものであり、また100ボルトの電源から蓄電池に直接充電することも可能で、交流電源、直流電源を確保できる移動式バッテリーとして使用することも可能な仕様でございます。このテントを用いまして災害時、屋外におきます現地対策本部や簡易避難所として活用を図るものでございます。

次に、7目公平委員会費でございます。本年度予算額7,000円、前年度同額でございます。公平委員3人分の報酬でございます。

39ページへ参りまして、9目諸費でございます。本年度予算額323万円、前年度比較で100万円の増で、財源は全て一般財源でございます。本日は、表彰関係の予算や弔慰金、また会議、来客用など他の費目に属さない予算を計上するものでございます。8節報償費におきますふるさと納税返礼につきましては、これまで都度補正対応してまいりましたが、納税に対します返礼の状況を精査の上、当初予算に計上するものでございます。

続きまして、ページ飛びまして45ページをお開き願いたいと思います。45ページでございます。選挙費でございます。1目選挙管理委員会費、本年度予算額16万2,000円、前年度比較で1万6,000円の増は、19節負担金、補助及び交付金におきま

して研修会などへの参加経費の増でございます。

2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円で、前年度同額でございます。

次のページへ参りまして、昨年度計上しておりました参議院議員選挙費及び町議会議員選挙費につきましては廃目でございます。

以上、2款総務費におきます総務課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） 総務費のうち、企画課の所管事項についてご説明申し上げます。

36ページをごらんください。2目文書広報費でございます。広報の作成経費を計上しております。1節報酬で本年度予算額48万円の計上で、前年度比較で2万7,000円の減は、広報配付世帯数の減によるものでございます。その他につきましては、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、40ページをごらんください。11目地域振興費でございます。本年度予算額1,625万6,000円、前年度比較で912万9,000円の増でございます。財源は、その他特定財源といたしまして73万7,000円、一般財源は1,551万9,000円でございます。増額の主な要因でございますが、9節旅費で空知地域創生協議会において参加する首都圏のプロモーション用の旅費として41万4,000円、本年2月にオープンいたしました就業・観光等体験宿泊施設、シェアハウスの運営経費として11節需用費で消耗品や光熱水費等111万円の増の161万5,000円、12節役務費で電話料や手数料など17万4,000円増の19万1,000円、13節委託料で除雪や清掃委託料として92万7,000円のほか、炭鉱閉山から30年の節目を迎えることから、炭鉱の歴史を後世に伝えるための記念映像作成業務として500万円など592万7,000円増の634万9,000円、14節使用料及び賃借料では就業体験用自動車借り上げ料として10万円、16節原材料で10万円増の14万5,000円、18節

備品購入費で10万円、19節負担金、補助及び交付金では中空知5市5町で実施する就業促進事業やUIJターン促進事業に対する中空知定住自立圏負担金として70万円、空知総合振興局と管内市町が連携し実施する交流人口拡大や移住定住促進事業に対し、北海道空知地域創生協議会負担金として50万円など120万円増の402万円を計上したところでございます。

次に、42ページをごらんください。12目地域おこし協力隊事業費でございます。本年度予算額2,082万3,000円、前年度比較で1,112万9,000円の増でございます。財源は、全て一般財源でございます。本目については、地域おこし協力隊6名の人件費と活動経費を計上しており、増額の主な要因ですが、人件費においては1節報酬で616万8,000円増の1,228万8,000円を計上、3節職員手当等で110万8,000円増の222万8,000円、共済費で106万4,000円増の213万1,000円を計上したところでございます。活動経費については、8節報償費で各種イベント用として16万円、9節旅費でふるさと回帰フェアなどの参加旅費20万4,000円増の46万4,000円を計上しております。11節需用費では、消耗品や印刷製本費のほか、新協力隊員の住居の修繕料など219万円増の254万円、14節使用料及び賃借料ではパソコン等の事務機器の借り上げ料など26万4,000円増の83万2,000円を計上したところであります。その他につきましては、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、46ページをごらんください。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございます。本年度予算額4万2,000円、前年度比較で15万8,000円の減でございます。財源は、全て国・道支出金でございます。減額の主な要因ですが、経済センサスにおける調査項目の減で、1節報酬で10万2,000円減の1万5,000円の計上、11節需用費で5万2,000円減の2万4,000円の計上となっております。

以上、総務費における企画課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。
続きまして、斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、2款総務費のうち住民課が所管します事項についてご説明をいたします。

予算書は38ページでございます。8目交通安全対策費、本年度予算額697万2,000円、前年度比較63万2,000円の増で、財源は全て一般財源でございます。本目は、交通安全指導員8名、婦人交通指導員3名、交通安全推進員1名にかかわる経費及び交通安全指導車等にかかわる経費を計上しております。11節需用費137万9,000円の計上で、前年度対比76万3,000円の増につきましては、防犯カメラの増設経費の増でございます。その他につきましては、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、44ページでございます。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額1,786万4,000円の計上で、前年度比較519万4,000円の減、財源内訳は国・道支出金52万5,000円、その他特定財源200万円、一般財源1,533万9,000円でございます。11節需用費37万6,000円の計上で、前年度対比12万4,000円の減につきましては、隔年で購入しております改ざん防止用紙等の印刷費の減によるものでございます。45ページでございます。14節使用料及び賃借料1,294万8,000円の計上で、前年度対比509万3,000円の減でございますが、これにつきましては住基システム利用料のうち戸籍事務に係るシステム経費分のみを計上したことによる減でございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

以上で2款総務費のうち住民課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。
続きまして、斎藤教育次長。

○教育次長（斎藤琢也） それでは、教育委員会が所管いたします総務費関係についてご説明申し

上げます。

39ページをお開き願います。10目町民センター管理費でございます。本年度予算額1,679万3,000円、前年度と比較いたしまして53万5,000円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源が30万円、一般財源が1,649万3,000円でございます。主な項目についてご説明申し上げます。7節賃金でございますが、本年度予算額176万9,000円、前年度と比較いたしまして50万7,000円の増となっておりますが、これは学校支援地域本部事業のコーディネーターの報償費で組んでいた予算を賃金に組み替えたことによる増でございます。11節需用費、本年度予算額595万円、前年度と比較いたしまして45万円の減となっておりますが、燃料費及び電気料の減によるものでございます。40ページをお開き願います。13節委託料でございますが、本年度予算額827万4,000円、前年度と比較いたしまして47万8,000円の増は、隔年実施で昨年行いました照明器具清掃業務がことしはガラスサッシ清掃に変わったことの差し引きによるものでございます。

以上で2款総務費に係る教育委員会所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、西村税務出納課長。

○税務出納課長（西村英世） それでは、総務費のうち税務出納課が所管いたします予算につきまして説明させていただきます。

予算書43ページをお開き願います。2項徴税费、1目税務総務費でございます。本年度予算額12万9,000円、前年度比較で8,000円の増、財源は全て一般財源でございます。本目は、固定資産評価審査委員の報酬、税務業務にかかわります旅費と需用費を計上するものでございますが、11節需用費におきまして税に関する書籍類の購入、消耗品費で8,000円の増となるものでございます。

次に、2目賦課徴収費でございますが、本年度予算額537万6,000円、前年度比較で12万円の増と

なっております。財源内訳は、国・道支出金が35万6,000円、一般財源181万1,000円でございます。主な増減でございますが、本年度は徴収業務用車両の整備及び車検に係る経費といたしまして11節需用費におきまして冬タイヤの更新と車検整備経費で7万円、12節役務費におきまして車検手数料と自賠責保険料で3万9,000円、44ページの中段になりますが、27節公課費におきまして自動車重量税9,000円を計上し、合計で11万8,000円の増額となるものでございます。

以上で税務出納課が所管いたします予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、内野監査事務局長、お願いします。

○監査事務局長（内野博之） それでは、監査委員費につきまして説明いたします。

46ページでございます。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額106万2,000円、前年度同額で全て一般財源でございます。本費目は、監査業務にかかわります経費でございます。

以上でございます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で2款総務費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。目ごとに質疑を受けてまいります。

まず初めに、34から36ページ、1項総務管理費、1目一般管理費について質疑を受けます。質疑のある方はご発言を願います。数馬委員。

○5番（数馬 尚） 34ページの一般管理費の報酬なのですけれども、医師相談報酬10万円というのは、これは何でしょうか。去年はなかったと思うのですけれども。

○委員長（吉川 洋） お願いします。

○総務課長（米田淳一） 医師相談報酬10万円でございますが、昨年12月の定例会でもお諮りをいたしまして補正予算計上させていただきましたところではありますが、職員のストレスチェックにかかわります医師の相談報酬でございますが、スト

レスチェックにつきましては年1回の義務化により次年度以降におきましてもストレスが高いと判定された方のうち、希望する方には医師の面接指導を実施する必要がありますことから、かかる経費を計上していくものでございます。

○委員長(吉川 洋) よろしいですか。

○5番(数馬 尚) わかりました。

○委員長(吉川 洋) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切ります。

それでは次、36ページから38ページ、2目文書広報費、3目財政管理費、4目会計管理費、5目財産管理費、6目企画費について一括質疑を受けたいと思います。質疑のある方はご発言願います。ございませんか。

○5番(数馬 尚) 昨年もあったのでしょうか。38ページの上段のほうの企画費の北海道防災航空隊員負担金、これはどこに何をするために出しているのでしょうか。

○委員長(吉川 洋) 答弁願います。米田課長。

○総務課長(米田淳一) 北海道防災航空隊員負担金でございますけれども、これにつきましては平成29年度、新年度から全道の各自治体に対しまして北海道で運用しております防災ヘリコプターの搭乗員にかかわります人件費を道内の全自治体で案分して負担を求められてきているものでございます。新年度で新たに計上するものでございます。

○委員長(吉川 洋) 数馬委員、よろしいですか。

○5番(数馬 尚) はい、終わります。ありがとうございます。

○委員長(吉川 洋) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切ります。

次、38ページから40ページ、7目公平委員会費、

8目交通安全対策費、9目諸費、10目町民センター管理費について一括質疑を受けたいと思います。ご発言を願います。高橋委員。

○8番(高橋成和) ちょっと質問というか、確認のために、交通安全対策費の中で婦人交通指導員の3人配置というのがこれがどっちに、報酬と賃金、ちょっとその中身を教えていただければなと思うのですけれども。

○委員長(吉川 洋) 答弁願います。

○住民課長(斎藤昭彦) 婦人交通指導員につきましては、賃金のほうにたしか含まれて……済みません。失礼いたしました。報酬のほうに3名分ということで計上してございます。

○委員長(吉川 洋) 高橋委員。

○8番(高橋成和) ありがとうございます。何年前か、1年ぐらい前でしたっけ。ちょっと婦人交通指導員の方が病気になるれたりとかで、何か人手が、人材を探しているとか、そういう話があったのですけれども、あの後改善されたのですか。どうなのか、感じだけちょっと。

○委員長(吉川 洋) 斎藤課長。

○住民課長(斎藤昭彦) 実は、今委員ご指摘のあった後、なかなか広報でも募集したのですが、ちょっと補充ができない状態で代替の方をお願いをしておりましたのですが、4月から今その代替でやっていただいていた方が交通指導員としてやっていただけるようなお話をいただいておりますので、その方にやっていただければ3名体制で4月以降できるかなと考えております。

○委員長(吉川 洋) 高橋委員、いいですか。

○8番(高橋成和) はい。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切ります。

次、40ページから43ページ、11目地域振興費、12目地域おこし協力隊事業費について一括質疑を

受けたと思います。質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

それでは次、43ページから44ページの2項徴税費全般について質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次、44ページから45ページ、3項戸籍住民基本台帳費全般について質疑を受けたいと思います。質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次、45ページ、46ページ、4項選挙費全般について質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次、同じく46ページ、5項統計調査費、6項監査委員費について一括質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

それでは、以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

次、民生費に入りたいと思います。3款民生費に入ります。民生費については、扇谷福祉課長、斎藤住民課長、永井地域支援推進室長に順次説明を求めてまいりたいと思います。初めに、扇谷福祉課長、お願いします。

○福祉課長（扇谷洋子） それでは、3款民生費のうち福祉課が所管いたします予算につきまして主な増減を中心に説明申し上げます。

予算書47ページをお開き願います。3款民生費、

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額3億4,610万3,000円、前年度比較で1,620万7,000円の増、財源内訳は国・道支出金2億1,785万4,000円、起債1,400万円、その他特定財源300万円、一般財源1億1,124万9,000円でございます。48ページをお開き願います。13節委託料653万6,000円の計上で、前年度比較702万1,000円の減となっております。減額の主な要因は、前年度計上しておりました社会福祉協議会等生活支援コーディネーター業務が5目介護保険費に費目変更することにより減、障害福祉システム105万円は総合行政システム、2款3項1目戸籍住民基本台帳費からの費目変更によるものでございます。20節扶助費でございますが、2億6,672万4,000円の計上で、前年度比較で2,030万2,000円の増となっております。増額の主な要因は、介護用品支給事業が2目老人福祉費、8節報償費からの費目変更による増、障害者自立支援給付費2,182万2,000円の増はサービス利用者の増加によるものでございます。

2目老人福祉費、本年度予算額878万9,000円、前年度比較13万8,000円の減、財源内訳は国・道支出金25万6,000円、起債610万円、その他特定財源21万2,000円、一般財源222万1,000円でございます。本目は、主に高齢者福祉に関する経費を計上しております。8節報償費は579万5,000円の計上で、前年度比較22万7,000円の減となっております。前年度計上しておりました介護用品支給事業につきまして、1目社会福祉総務費、20節扶助費に費目変更したことから減となるものでございます。49ページに移ります。13節委託料61万4,000円の計上で、前年度比較20万8,000円の増となっております。高齢者配食サービス業務の委託業者の増により配食サービスの充実を図るものでございます。19節負担金、補助及び交付金83万2,000円の計上で、前年度比較17万7,000円の減となっております。老人クラブ会員の減少によるものでございます。

次に、3目社会福祉施設費、本年度予算額688

万9,000円、前年度比較28万1,000円の増で、財源は全て一般財源でございます。本目は、東山高齢者住宅、中央集会所、各町生活館に係る経費を計上しております。50ページをお開き願います。11節需用費68万1,000円の計上で、前年度比較16万1,000円の増となっております。修繕料におきまして、各町生活館等の防災設備等の修繕による増でございます。13節委託料401万5,000円の計上で、前年度比較12万円の増は、隔年で実施しております東山高齢者住宅のガラス清掃業務によるものでございます。

次に、4目複合施設費、本年度予算額378万3,000円、前年度比較9万円の増で、財源は全て一般財源でございます。本目は、東鶉児童館と中央ふれあいセンターに係る経費を計上しております。児童館運営に係る児童厚生員賃金やふれあいセンターの自治会への管理委託経費が主なものでございます。7節賃金218万1,000円の計上で、前年度比較5万1,000円の増となっております。児童厚生員の賃金単価改定及び有給休暇分の増によるものでございます。

52ページをお開き願います。7目介護予防費、本年度予算額640万6,000円、前年度比較60万1,000円の増で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。本目は、空知中部広域連合からの委託によります高齢者の介護予防に関する各種事業経費を計上しております。事業実施に当たっての臨時職員賃金や委託料が経費の主なもので、各種リハビリ専門職等、高齢者の機能の維持、向上のための指導や要介護になる可能性が高い高齢者に対し、閉じこもり予防のための交流会や高齢者の筋力維持を目的としました百歳体操などが主な事業でございます。53ページ、13節委託料127万8,000円の計上で、前年度比較23万円の増となっております。健康運動指導士等の回数増によるものでございます。14節使用料及び賃借料67万5,000円の計上で、前年度比較40万5,000円の増となっております。地域で行う認知症予防、介護予防のため

の機器のレンタル使用料が増となるものでございます。

54ページをお開き願います。9目臨時福祉給付金給付事業費、本年度予算額1,921万9,000円、前年度比較1,436万1,000円の増で、財源は全て国・道支出金でございます。資料ナンバー8をご参照ください。消費税が8%の引き上げによる影響を緩和するための簡素な給付措置、臨時福祉給付金の支給を前年度に引き続き平成31年9月までの2年半分を一括支給するために必要な予算を計上するものでございます。支給対象者につきましては、基準日であります28年1月1日に本町の住民基本台帳に登録され、平成28年度分の町民税均等割が課税されない人でございます。ただし、生活保護を受けている人、課税者に扶養されている人は対象外となっており、支給対象予定者は1,170人を見込んでおります。本町における支給時期につきましては、本年4月から8月までとしております。予算につきましては、19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額1,755万円、前年度比較1,404万円の増となっております。給付額が1人3,000円から1万5,000円と変更になったことによる増でございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費につきましては、事業終了につき廃目としております。

55ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額3,800万4,000円、前年度比較169万4,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金2,552万6,000円、その他特定財源20万円、一般財源1,227万8,000円でございます。本目は、子育て支援としての育児用品購入券贈呈事業や保育園で実施のおひさまルーム事業、児童手当、乳幼児医療及びひとり親家庭等医療費などの経費を計上しているものでございます。20節扶助費は3,488万9,000円の計上で、前年度比較247万1,

000円の減となっております。児童手当2,765万5,000円につきまして、支給対象となります中学生までの子供の数の減によりまして243万5,000円の減となるものです。

次に、2目保育所費でございます。本年度予算額5,297万3,000円、前年度比較で3,441万円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金76万5,000円、その他特定財源3,086万9,000円、一般財源2,133万9,000円でございます。7節賃金1,467万6,000円の計上で、前年度比較408万2,000円の増となっております。増額の主な要因は、嘱託保育士1名の採用と臨時調理員の勤務時間調整に伴う賃金の増でございます。56ページ、お開き願います。11節需用費775万5,000円の計上で、前年度比較109万6,000円の増となっております。増加の主な要因は、消耗品費につきましてステップアップ事業の充実のための教材等14万2,000円の増と食糧費につきましては給食提供数の増によるものとなっております。修繕費2万円の増につきましては、ストーブ分解掃除分によるものでございます。13節委託料2,782万5,000円の計上で、前年度比較2,752万円の増となっております。資料ナンバー9をご参照ください。平成31年度開設に向けた認定こども園建設に伴う実施設計費用2,750万円を計上するものでございます。28年度に基本設計を終了しております。18節備品購入費64万5,000円の計上で、前年度比較54万5,000円の増となっております。さきに説明がありましたAED保育園分39万円と修理不能となっております給食調理器具等を計上しているものでございます。19節負担金、補助及び交付金123万4,000円の計上で、前年度比較118万7,000円の増となっております。本町の子供が通う砂川市に所在する天使幼稚園が平成29年度より新制度に移行することにより、本町から通う子供の施設給付費として支払う負担金となっております。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額1万円、前年度同額、財源は全て一

般財源でございます。

次に、2目扶助費、本年度予算額35万4,000円、前年度同額で財源は全て一般財源でございます。生活困窮世帯に対します福祉燃料扶助の経費を計上するものでございます。

57ページ、4項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額24万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。災害見舞金の予算を計上するものでございます。

以上で3款民生費に係ります福祉課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○委員長（吉川 洋） それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

次、斎藤住民課長、お願いいたします。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、3款民生費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書は48ページでございます。1目社会福祉総務費、20節扶助費のうち重度心身障害者医療費につきましては、前年度実績を勘案し、55万2,000円増の933万2,000円を計上しております。28節繰出金5,037万8,000円につきましては、国民健康保険特別会計にてご説明をいたします。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、51ページをお開き願います。5目介護保険費、本年度予算額1億2,801万1,000円、前年度比較1,930万6,000円の増で、財源内訳はその他特定財源3,019万7,000円、一般財源9,781万4,000円でございます。包括的支援事業につきましては、地域包括ケアシステム構築の推進に伴い、関係予算を介護保険費に計上するものでございます。内容についてご説明いたしますので、資料ナンバー

7をごらん願います。包括的支援新規4事業についてでございます。1の概要ですが、(1)、生活支援体制整備事業につきましては、高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業など多様な事業主体による重層的な生活支援や介護予防サービス提供体制の構築を支援するため、本町におきましては平成28年4月から生活支援コーディネーター2名を社会福祉協議会与商工会議所に配置し、10月には生活支援・介護予防体制整備協議会を設置し、ボランティアの育成と被介護者への生活支援サービスの支援内容について継続的に協議、検討しております。(2)、認知症施策推進事業は2区分され、認知症初期集中支援事業では認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けるために認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制の構築が目的となっております。本町におきましては、空知中部広域連合において共同実施をしており、浦臼町を除く1市4町でサポート医を砂川市立病院と協定を結び、各市町において支援チームを編成することとなっており、包括支援センター職員5名と福祉課保健予防係3名の合計8名がその任に当たることとなっておりますが、町内外の医療機関との関係を構築する上でサポート医の研修やかかりつけ医の指定によって認知症やその疑いのある方と家族への訪問による受診勧奨、情報提供、相談、観察、評価を行うことが目的となっております。次に、認知症地域支援・ケア向上推進事業では、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人へ効果的な支援を行うことが重要であり、本町において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関につなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ることを目的としています。(3)、在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢

者が住みなれた地域で自分らしく暮らし、人生の最後まで続けることができるよう在宅医療と介護を一体的に提供するために居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としております。(4)、地域ケア会議推進事業は、在宅医療、介護の提供体制について課題を抽出し整理するとともに、具体的な対応策を検討し、在宅医療と介護が一体的に提供される体制のネットワークを構築することが目的となっております。2、事業の内訳ですが、各生活支援体制整備事業につきましては社協と商工会議所に配置する支援コーディネーターの経費などとして800万円、(2)、認知症施策推進事業は1,810万8,000円で、このうち認知症初期集中支援事業ではアからエに記載の砂川市立病院サポート医の委託契約と専従職員の負担及び町独自のサポート医、かかりつけ医研修会参加などの経費として1,026万6,000円、認知症地域支援ケア向上推進事業ではアからケに記載の認知症支援推進員の配置、認知症カフェや地域サロンを初め認知症サポーターの養成講座などの経費として784万2,000円、(3)、在宅医療・介護連携推進事業ではアからクに記載の医療と介護の連携推進や体制の構築などに要する経費として406万8,000円、(4)、地域ケア会議推進事業では町内外の関係機関による会議などの経費として127万2,000円を見込んでいます。3、予算額ですが、歳出の介護保険費では講師謝礼などの報酬費として27万6,000円、旅費4万3,000円、消耗品、印刷製本費の需用費として172万3,000円、通信費等の役務費として40万9,000円、広域連合サポート医委託などの委託料1,143万2,000円、備品購入費184万7,000円、広域連合専従職員負担金などとして162万9,000円を計上しております。また、人件費として1,408万9,000円を財源充当しているところでございます。歳入につきましては、地方交付税29万9,000円、諸収入では広域連合交付金として3,114万9,000円を計上しております。予算書の51ペ

ージにお戻り願います。19節負担金、補助及び交付金の空知中部広域連合負担金は1億1,058万5,000円の計上で、前年度対比194万7,000円の増となっております。

次に、53ページでございます。8目後期高齢者医療費、本年度予算額1億231万5,000円、前年度比較833万9,000円の増で、財源内訳は国・道支出金1,540万3,000円、その他特定財源65万4,000円、一般財源8,625万8,000円でございます。本目は、北海道後期高齢者医療広域連合から受託していません後期高齢者健診に要する費用と同連合への負担金並びに後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上しております。13節委託料54万円の計上で、前年度対比9万円の増は、健康診査の受診件数の増によるものでございます。54ページでございます。19節負担金、補助及び交付金7,711万3,000円の計上で、前年度対比731万円の増は、北海道後期高齢者医療広域連合へ支出する療養給付費等の増によるものでございます。28節繰出金2,454万8,000円につきましては、後期高齢者医療特別会計にて説明をさせていただきます。そのほかにつきましては、前年度と同額の計上につき、内容の説明は省略いたします。

次に、55ページでございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、20節扶助費につきましては前年度実績を勘案し、乳幼児医療費では5万7,000円減の377万9,000円、ひとり親家庭医療費では2万1,000円増の315万5,000円を計上しております。

以上で3款民生費のうち住民課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、永井地域支援推進室長、お願いをいたします。

○地域支援推進室長（永井孝一） それでは、民生費のうち所管する地域支援推進室分についてご説明させていただきます。

51ページをお開きください。本目は、地域包括

支援センターの運営に係る人件費等を計上するものであります。1項社会福祉費、6目地域包括支援センター費、本年度予算額2,943万円、前年度対比1,302万3,000円の増額となっております。財源内訳は、全てその他特定財源であります。主な増減内容につきまして説明させていただきます。

2節給料、本年度予算額1,395万8,000円、前年度対比683万2,000円の増は昨年10月の人事異動により2名が増員となったことにより4人分の給料及び定期昇給分の増、3節職員手当等、本年度予算額533万4,000円、前年度対比263万7,000円の増は2名増員による各種手当の増、52ページをお開きください。4節共済費369万円、前年度対比182万9,000円の増は2名増員及び掛け率の変更、7節賃金255万円、前年度対比3万円の増は単価アップによる増、昨年計上しておりました8節報償費の認知症サポーター養成事業に係る協力人員の経費につきましては介護保険費において計上のため皆減、9節旅費、本年度予算額19万2,000円、前年度対比11万2,000円の増は昨年計上しておりました認知症初期集中チーム員研修旅費を介護保険費にて計上のため減及び介護支援専門員更新研修等の旅費を計上したため相殺による増、11節需用費、本年度予算額12万円、前年度対比4万円の減は認知症サポーター養成事業に係る消耗品費を介護保険費に計上のためによるもので、12節役務費、本年度予算額1万8,000円、前年度対比7万8,000円の減は庁用電話がダイヤルインに変更となりましたので電話料の減、13節委託料、本年度予算額34万7,000円、前年度対比21万9,000円の増は介護保険制度に伴う介護計画、介護報酬システム導入によるもので、19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額322万1,000円、前年度対比152万7,000円の増は旅費においてもご説明いたしましたとおり、介護支援専門員更新研修への参加負担金の増及び退職手当組合の2名増員及び掛け率の変更によるものであります。そのほかにつきましては、前年度同額のため、説明は省略させていただきます。

す。

以上で地域支援推進室が所管いたします関係予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で3款民生費の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

初めに、47ページから48ページ、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について質疑を受けます。質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次、48ページから50ページ、2目老人福祉費、3目社会福祉施設費、4目複合施設費について一括質疑を受けます。質疑のある方はご発言願います。数馬委員。

○5番（数馬 尚） これは、要望という形になるかと思うのですけれども、これから中央バスの減便に伴いまして町内のいわゆる移動手段について総合的に今検討をされていくというふうに聞いておるのですけれども、例えば敬老会なども例にとると相当やっぱりそれぞれ高齢化が進んできて、バスの集合場所に行くのも大変遠くなってきているというようなことも聞いておりますし、東鶉なんかでいくと東鶉5丁目から町民センターまで歩いていかなければならぬというようなことで、新年会だとか、そういう懇談する機会でいろいろ要望なんかも私は受けているのですけれども、そこら辺についても平成29年度はいろいろご配慮していただきたいなというこれは要望でございます。

○委員長（吉川 洋） 要望ということでございますけれども、何か答えることございますか。要望ですから、受けるということではよろしいですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（吉川 洋） 副町長。

○副町長（林 智明） 今数馬委員のほうから言われた部分については、また敬老会をやる前に各

自治会にその協議がありますので、そちらの皆さんの意見を聞きながら、なるべく皆さんの負担にならない、参加する方の負担にならないような形で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○5番（数馬 尚） ありがとうございます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

それでは次、5目介護保険費、6目地域包括支援センター費、7目介護予防費、8目後期高齢者医療費、9目臨時福祉給付金給付事業費について一括質疑を受けたいと思います。数馬委員。

○5番（数馬 尚） 私ばかり質問してあれなのですけれども、常任委員会でもいろいろ聞いたのですけれども、この資料7の包括的支援新規4事業、説明を受ければ受けるほどすごく何か中身のボリュームがあって、それから他関係機関との連絡調整だけでも大変な仕事がふえるのではないかなと思うのですけれども、いわゆるコーディネーターさんは雇用するということではあるのですけれども、やっぱりいわゆる常勤町職員がこの事業をやっていくには相当ウエートが高くなるのではないかなと思うのですけれども、果たしてうまくいくのかどうかという聞けば聞くほどちょっと心配になってきている部分と、それからこれまでもやっていたこれにかかわる特に高齢化に伴ういろいろな事業について、今は各課分散して仕事を受けていますよね。町民にとっては、非常にわかりづらい何か分担になっているのではないかなという気がするのですけれども、そこら辺は担当課に聞いてもあれなので、できれば副町長にそこら辺の考え方をちょっとお聞きしたいなと思うのですけれども。

○委員長（吉川 洋） かかわる部分をまとめた

ほうがいいということですよ。

○5番(数馬 尚) そこら辺がかえってわかりやすいのではないかなと思うのと仕事もやりやすいのではないかなという気がするのですけれども。

○委員長(吉川 洋) それについて、そうしたら副町長。

○副町長(林 智明) 最後の部分の今一本になっているかどうかという部分は我々も感じているところで、当初は本年度機構改革をやりようと思ったのですが、もうちょっと包括ケアシステムが30年度までに進めなければならないということがありますので、担当課の役割分担等については30年度に向けて庁舎内のほうで事務分掌も含めて検討していきたいというふうに考えております。

それとあと、うまくいくかどうかというのは、今永井室長を中心にいろいろやっております、ただなかなか一般の町民の方がわからない部分というのが相当あるかと思っておりますので、その辺の周知の方法につきましても検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長(吉川 洋) よろしいですか。

○5番(数馬 尚) はい、わかりました。

○委員長(吉川 洋) ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切りたいと思ひます。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) 次、55ページ、56ページ、2項児童福祉費全般について質疑を受けたいと思ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切りたいと思ひます。

次、57ページ、3項生活保護費、4項災害救助費について一括質疑を受けたいと思ひます。質疑のある方はご発言を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切りたいと思ひます。

以上で3款民生費について質疑を打ち切りま

す。
それでは次、4款衛生費に入りたいと思ひます。衛生費については、扇谷福祉課長、斎藤住民課長に順次説明を求めてまいりたいと思ひます。初めに、扇谷福祉課長。

○福祉課長(扇谷洋子) それでは、4款衛生費のうち福祉課が所管いたします予算につきましてご説明いたします。

予算書58ページをお開き願ひます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額1億687万6,000円、前年度比較1,051万5,000円の増でございます。財源内訳は、起債120万円、その他特定財源360万円、一般財源1億207万6,000円でございます。本目は、医師の確保対策、救急医療対策に係る負担金や分担金、妊婦の健診費用等を計上しております。19節負担金、補助及び交付金586万円、前年度比較364万6,000円の増でございます。福祉医療センター負担金360万円につきましては、このたびの補正予算でご審議いただきましたとおり、町内医師確保のための施策として指定管理者で雇用する医師の人件費の一部を負担するものであり、指定管理者との協定において平成28年度から向こう5年間、同額を負担することから当初予算において計上するものでございます。20節扶助費242万2,000円、前年度比較88万1,000円の増でございます。妊婦健康診査超音波検査6回分を全14回に拡充する13万1,000円の増であります。新規事業であります特定不妊治療費助成事業75万円を計上するものでございます。対象は、北海道の不妊治療費助成対象者で北海道の助成を受けてもなお残る自己負担分を全額町が助成するものでございます。

2目予防費でございます。59ページ、予防費でございます。本年度予算額1,058万6,000円、前年

度比較 8 万 2,000 円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金 39 万 7,000 円、起債 700 万円、一般財源 318 万 9,000 円でございます。本目は、各種検診や予防接種事業にかかわる経費につきまして対象者数の増減や実績を勘案した見込みにより所要額を計上してございますが、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

以上で 4 款衛生費に係ります福祉課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。それでは、続きまして斎藤住民課長、お願いいたします。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、4 款衛生費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書 60 ページでございます。3 目環境衛生費、本年度予算額 909 万 8,000 円、前年度比較 105 万 2,000 円の増で、財源内訳はその他特定財源 9 万 5,000 円、一般財源 900 万 3,000 円でございます。11 節需用費 212 万 3,000 円の計上で、前年度対比 59 万 9,000 円の増につきましては、鶉共同浴場の煙突の修繕による増でございます。61 ページ、19 節負担金、補助及び交付金 544 万 2,000 円の計上で、前年度対比 44 万 8,000 円の増は、砂川地区保健衛生組合負担金の増でございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、2 項清掃費、1 目清掃総務費、本年度予算額 20 万 8,000 円、前年度同額で財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、衛生車庫と事務所の諸経費を計上しております。前年度と同額の予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、2 目じん芥処理費、本年度予算額 8,135 万 6,000 円、前年度比較で 39 万 3,000 円の減でございます。財源内訳は、その他特定財源 1,021 万 7,000 円、一般財源 7,113 万 9,000 円でございます。本

目は、ごみ収集処理費用及びごみ処理最終処分場の経費を計上しております。9 節旅費では、廃棄物処理施設技術管理者講習の受講に伴い 4 万 4,000 円を計上しております。11 節需用費 956 万 5,000 円の計上で、前年度比較で 79 万円の減は、じんかい車と 4 トンダンプの冬タイヤ購入経費の減と一般廃棄物最終処分場の各所機器修繕経費の減でございます。次に、62 ページでございます。19 節負担金、補助及び交付金 5,894 万 4,000 円の計上で、前年度比較 41 万 4,000 円の増でございます。砂川地区保健衛生組合負担金 19 万 9,000 円の増と廃棄物処理施設技術管理者講習受講料として 21 万 5,000 円を計上したものでございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の計上につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

3 目し尿処理費、本年度予算額 2,206 万 9,000 円、前年度比較 1,132 万 1,000 円の増で、財源内訳はその他特定財源 577 万 8,000 円、一般財源 1,649 万 1,000 円でございます。63 ページ、19 節負担金、補助及び交付金 1,599 万 2,000 円の計上で、前年度対比 1,161 万 6,000 円の増でございます。砂川地区保健衛生組合負担金 1,194 万 6,000 円、前年度対比 1,111 万 1,000 円の増は、旧砂奈浦衛生センターの廃止に伴う取水施設撤去工事によるものでございます。石狩川流域下水道組合負担金は 404 万 6,000 円の計上で、前年度対比 50 万 5,000 円の増となっております。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

以上で 4 款衛生費のうち住民課の所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で 4 款衛生費の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

初めに、58 ページ、59 ページ、1 項保健生費、1 目保健衛生総務費について質疑を受けます。質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次、59ページから60ページ、2目予防費について質疑を受けます。質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次、60から61ページ、3目環境衛生費について質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

それでは次、61ページから63ページ、2項清掃費全般について質疑を受けます。高橋委員。

○8番（高橋成和） 確認のため、ちょっと聞かせていただきたいのですけれども、僕が聞き落としているのかもしれないのですけれども、61ページのじん芥処理費の11節需用費の中に修繕料459万7,000円というのがあるのですけれども、これをちょっと教えてほしいのですけれども。

○委員長（吉川 洋） 斎藤課長。

○住民課長（斎藤昭彦） 内訳でございますが、まず処分場のシーケンサー各所修理ということで308万円、それと処分場の各所修理ということで87万3,000円、あと小破修理として2万円、それとじんかい車と4トンダンプの車検費用がありまして、これが42万3,000円、それと一般修理として10万円、あと収納ボックスの修繕料として10万円、そういった経費を計上してございます。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○8番（高橋成和） はい、ありがとうございます。

○委員長（吉川 洋） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切りま

す。

それでは、64ページ、5款労働費に入ります。内容の説明を求めます。浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） それでは、労働費につきましてご説明申し上げます。

64ページをごらんください。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額310万1,000円、前年度比較で889万7,000円の減でございます。財源は、全て一般財源でございます。本費目は、地区連合等の助成金などについて予算計上しているものでございます。減額の主な内容であります。平成28年度については緊急雇用創出推進事業用として賃金、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費など合計809万8,000円を計上しておりましたが、道路維持作業員と連携し、作業の効率化を図るため、土木費の道路維持費に予算を振りかえたことが主な減額の要因となっております。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同様の内容ですので、説明は省略させていただきます。

以上です。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で5款労働費の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。労働費全般について、質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で5款労働費について質疑を打ち切ります。

それでは次、農林水産業費に入りたいと思います。6款農林水産業費に入ります。斎藤住民課長、お願いいたします。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、6款農林水産業費につきましてご説明をいたします。

6款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額154万7,000円、前年度比較130万5,000円の増で、財源内訳は全て一般財源で

ございます。本目は、有害鳥獣駆除等に係る経費を計上しております。12節役務費では、熊出没時の注意看板の作成経費として9万7,000円を計上しております。13節委託料につきましては、ヒグマやエゾシカの捕獲駆除業務を猟友会に委託する経費として前年度対比127万3,000円増の133万3,000円を計上しております。なお、エゾシカにつきましては今年度9月補正におきまして40頭分を計上しておりましたが、29年度につきましては80頭分を見込んでおりましたところでございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額予算の計上につき、内容の説明を省略させていただきます。

○委員長（吉川 洋） それでは、6款農林水産業費の説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。農林水産業費全般について質疑を受けたいと思います。質疑のある方はご発言願います。数馬委員。

○5番（数馬 尚） ちょっと委員会で聞き漏らしたのですけれども、この駆除をやるときに注意というか、住民に対する注意というか、人家に近いところはできないというふうに聞いているのですけれども、例えば朝駒だとか、あっちのほうの山林に入って行ってやっていることがあるかもしれないのですけれども、中には間違っただけで住民が山スキーをやるだとかなんとかということになり込むこともあると思うのですけれども、そういった場合の注意というか、どんな形で実施されているか、わかる範囲で結構なのですけれども。

○委員長（吉川 洋） ただいまの質問に対して。

○住民課長（斎藤昭彦） 昨年9月に補正予算を計上した後に捕獲をしたのですが、その際につきましても町広報におきまして服装だとか、例えば目立つ服装をしてくださいだとか、あるいは猟友会がパトロールで町内を回ったりしていましたが、そういったことで広報で注意喚起をしておりましたので、29年度の実施段階におきましてもまた広報等におきまして注意喚起を図りたいと考えております。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○5番（数馬 尚） はい、結構です。

○委員長（吉川 洋） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で6款農林水産業費について質疑を打ち切ります。

それでは、7款商工費に入ります。商工費については、浅利企画課長、斎藤住民課長に順次説明を求めてまいりたいと思います。初めに、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） それでは、7款商工費のうち企画課所管事項につきましてご説明申し上げます。

66ページをごらんください。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額2,052万7,000円、前年度比較で26万2,000円の減でございます。財源については、国・道支出金15万9,000円、その他特定財源といたしまして1,068万6,000円、一般財源は968万2,000円でございます。企画課所管事項といたしましては、産業活性化センターの管理経費や商工会議所等への補助金、中小企業原資預託金などとなっております。産業活性化センター管理経費につきましては、11節需用費の修繕料で10万円の増額で23万円の計上となっております。こちらにつきましては、駐車場のライン引きの増となっております。また、管理委託料で10万3,000円増の128万9,000円、次のページをごらんください。21節貸付金では、中小企業融資についての償還終了等に伴い原資預託金50万円減の1,025万円を計上したところであります。

次に、企業開発費でございます。2目企業開発費、本年度予算額1,480万5,000円、前年度同額でございます。財源につきましては、地方債1,400万円、一般財源80万5,000円でございます。前年度同額につき、説明は省略させていただきます。

次に、3目観光費、本年度予算額1,025万5,000

円、前年度対比86万3,000円の減でございます。財源につきましては、全て一般財源であります。19節負担金、補助及び交付金でプレミアム宿泊券発行事業助成金の減によるものが減額の内容となっております。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、説明を省略させていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、7款商工費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書66ページでございます。1目商工振興費のうち消費者行政に係る経費といたしまして、7節賃金、9節旅費、11節需用費、13節委託料、19節負担金、補助及び交付金、総額で185万7,000円を計上しております。平成21年度から実施しております国の消費者行政活性化事業に伴いまして、11節需用費では啓発用チラシ作成等の経費として10万2,000円、13節委託料では消費者被害を防止するための地域講演会開催経費として5万円を予算計上しております。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額でございますので、内容の説明は省略をさせていただきます。

以上で7款商工費のうち住民課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

商工費の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

初めに、66ページから67ページ、1目商工振興費について質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次、67ページから68ページ、2目企業開発費、3目観光費について一括質疑を受けたいと思います。質疑のある方はご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

以上で午前中の委員会を一旦とめたいと思います。ここで昼食のための暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 零時58分

○委員長（吉川 洋） 昼食休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、8款土木費に入りたいと思います。内容の説明を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） それでは、8款土木費につきましてご説明申し上げます。

予算書の69ページをお開き願います。土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額9,989万7,000円、前年度比較1,348万9,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金7万4,000円、起債70万円、その他特定財源115万1,000円、一般財源9,797万2,000円でございます。本目は、主に街路灯の維持費と下水道事業特別会計への繰出金に係る予算を計上するものでございます。11節需用費922万7,000円で、前年度比較163万2,000円の増額は老朽化した街路灯の計画修繕料として200万円を追加計上したことによるものでございます。次のページをお開きください。28節繰出金8,970万1,000円、前年度比較1,185万2,000円の増額は下水道事業特別会計への繰出金の増によるもので、内容の説明については下水道事業特別会計で行わせていただきます。そのほかにつきましては、前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度予算額9,337万7,000円、前年度比較665万7,000円の減額で、財源内訳につきましては国・道支出金140万円、一般財源9,197万7,000円でございます。本目の減額の主な要因は、昨年ロータリー除雪車を購入した備品購入費の減によるもので、7節賃

金1,807万6,000円、前年度比較748万5,000円の増額となっておりますが、雇用対策事業用作業員4名分の賃金を5款労働費から組み替えたことによるもので、所管を企画から建設課に移行し、道路維持作業員と連携した作業を行ってまいります。次に、本年度の除排雪経費につきましては7節賃金、11節需用費のうち燃料費、13節委託料、14節使用料及び賃借料の排雪ダンプ借り上げ料を合わせまして総額2,151万4,000円と前年度とほぼ同様に計上しております。資料ナンバー10の事業箇所図をあわせてご参照願います。13節委託料1,491万1,000円、前年度比較1,335万1,000円の減額となっておりますが、減額の主な要因は橋梁長寿命化計画に基づく補修実施設計の減によるもので、前年度春日橋の実設計調査で大型H鋼の塗膜から低濃度のPCBが検出されたことから、構造が同様で未調査である5橋の塗膜検査を実施し、その結果により補修計画を今後見直すこととするものでございます。また、町道鶉北線の道路改修に係る測量調査設計業務委託を新たに計上しております。14節使用料及び賃借料437万5,000円、前年度比較115万5,000円の増は、主に雇用対策事業用の小型ショベル借り上げ料を計上したことによるものでございます。71ページでございます。15節工事請負費につきましては3,940万円の計上で、前年度比較2,310万円の増額となっておりますのは、道路維持費を500万円増の1,000万円とし、優先度をつけて道路維持補修を行ってまいるのでございます。また、経費を縮減するため本年度予定しております水道管の布設がえ工事にあわせ町道鶉北線の改修工事190メートルと旧消防庁舎横の町道を40メートルにわたり拡幅工事を行うものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、3項住宅費、1目住宅管理費についてご説明いたします。本年度予算額5,318万5,000円、前年度比較989万5,000円の増額で、財源内訳につ

きましては起債260万円、その他特定財源5,058万5,000円でございます。本目は、町営住宅の維持管理経費を計上するものでございます。資料ナンバー11から15をあわせてご参照願います。11節需用費4,575万円、前年度比較995万円の増額となっておりますが、住宅改善事業として鶉若葉台団地1棟4戸の水洗化整備と鶉改良住宅4棟20戸の屋根塗装工事、また景観の向上を図るため鶉改良住宅9棟48戸の外壁塗装工事を行うものでございます。72ページをお開き願います。19節負担金、補助及び交付金87万5,000円、前年度比較35万円の減額は下水道受益者分担金として昨年度より20件減の50件分を計上するものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、2目公営住宅建設費、本年度予算額5,384万4,000円、前年度比較2,634万2,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金2,188万9,000円、起債2,180万円、一般財源1,015万5,000円でございます。本目は、1名の人件費と住宅整備費を計上するものであります。73ページ、15節工事請負費4,777万9,000円の計上で2,592万9,000円の増額は、平成27年度に策定いたしました公営住宅等長寿命化計画に基づき、下鶉地区改良住宅4棟24戸の屋根のふきかえと危険防止や景観に配慮をいたしまして用途廃止を行った緑が丘公営住宅10棟38戸の除却工事を行うものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で8款土木費の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

以上で8款土木費の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。69ページから70ページ、1項土木管理費について質疑を受けます。質疑のある方はご発言を願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

それでは次、2項道路橋りょう費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

次、71ページから73ページ、3項住宅費全般について質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

以上で8款土木費について質疑を打ち切りたいと思います。

それでは次、9款消防費に入ります。内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、消防費につきまして説明いたします。

74ページでございます。9款消防費、1項消防費、1目消防費、本年度予算額1億5,966万1,000円、前年度比較で8,377万8,000円の減で、財源は全て一般財源でございます。平成28年度において新庁舎にかかわります外構工事及び備品整備を終えたことにより負担金の減でございます。なお、付記にございます砂川消防本部庁舎建設負担金42万9,000円につきましては前年同額でございますが、起債の償還が平成29年度をもって終了となりますことから、予算計上は最終年度となるものでございます。

以上で9款消防費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で9款消防費の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。9款消防費全般について質疑がありましたらご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

以上で9款消防費について終わりたいと思います。

それでは、10款教育費に入ります。教育費については、斎藤教育次長、浅利企画課長に順次説明を求めてまいりたいと思います。初めに、斎藤教育次長、お願いします。

○教育次長（斎藤琢也） それでは、教育費についてご説明申し上げます。

75ページをごらん願います。内容について説明をさせていただきます。1節報酬、本年度予算額は118万8,000円、前年度と比較いたしまして32万円の増となっております。昨年9月31日、教育長の任期満了で10月1日から新たに教育委員会制度に移行したことに伴い、教育長と教育委員長が一本化され、教育長が教育委員でなくなったことから、教育委員が2名になったことで上砂川町教育委員会の委員の定数を定める条例第2条に基づき1名を増員することとし、昨年10月1日付で1名を新たに教育委員に選任したことから1名分の報酬分が増になり、教育長の職がなくなったことによる減との差し引きによるものでございます。

次に、2目事務局費、本年度予算額1,218万4,000円、前年度と比較いたしまして71万3,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金が41万9,000円、地方債が200万円、一般財源が976万5,000円でございます。主な項目につきましてご説明申し上げます。76ページをお開き願います。13節委託料、本年度予算額231万8,000円で、前年度と比較いたしまして24万円の増となっております。放課後子ども教室に係る会場管理業務費として、東鶉ふれあいセンターの指定管理を行っております東鶉自治会に対しまして月額2万円の委託料を支払うことによるものでございます。19節負担金、補助及び交付金でございます。本年度予算額545万6,000円、前年度と比較いたしまして61万6,000円の増となっております。言語障害児治療教室負担金の本年度予算額が129万7,000円と前年度と比較いたしまして68万7,000円の増となって

おりますが、主な理由といたしまして本町の小学生も通級しております砂川市の言語障害児教室にはこれまで正職員が配置されておらず、児童福祉法の改正により勤務体制の見直しが必要になったことから、平成29年度から管理責任者に係長クラスの正職員を配置することになったことによる負担金の増となっております。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額2億1,950万1,000円、前年度と比較いたしまして9,433万1,000円の増となっております。財源内訳は、地方債9,470万円、その他特定財源1億300万円、一般財源2,450万1,000円となっております。主な項目につきましてご説明いたします。77ページをごらんください。11節需用費でございますが、本年度予算額911万3,000円、前年度と比較いたしまして25万4,000円の減額となっております。主な理由といたしましては、燃料費の単価減によるものでございます。13節委託料、本年度予算額486万円、前年度と比較いたしまして309万3,000円の増となっておりますが、本年度も実施いたします小学校大規模改修工事に伴う監視業務に係る経費が計上されたことによるものでございます。78ページをお開き願います。15節工事請負費、本年度予算額1億9,500万円、前年度と比較いたしまして9,140万円の増でございます。資料ナンバー16をごらんください。中央小学校につきましては、築後26年が経過をいたしまして老朽化が進んできたことから、平成28年度と29年度の2カ年にわたり改修工事を実施するもので、昨年度につきましては暖房機設備やICT教育につなげる有線LANの設備整備などを行いましたが、本年度は屋根防水の更新ですとか、あと外壁、内壁塗装、照明のLED化、アスベスト対策やフェンスの更新、グラウンド周辺の立ち木の伐採を行う予定でございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同額でございます

ので、説明は省略させていただきます。

予算書78ページにお戻り願います。続きまして、2目教育振興費、本年度予算額965万5,000円、前年度と比較いたしまして142万1,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金が2万8,000円、地方債が170万円、一般財源が792万7,000円でございます。主な項目につきましてご説明申し上げます。12節役務費でございますが、本年度予算額52万5,000円、前年度と比較いたしまして11万6,000円の増となっておりますが、学校の米飯及びパンに係る加工賃は全額町費で負担しているところでございますが、今まで米飯とパンをお願いしておりました砂川の業者が平成29年度から給食用のパンをつくらなくなったことから、美唄の業者をお願いすることにしたことで運送費が今まで以上にかかることになったことによる増でございます。13節委託料と14節使用料及び賃借料でございますが、昨年の12月定例会において小中学校のICT教育に係るタブレットの購入とネットワーク機器の整備の予算を計上いたしましたが、本年度につきましてはウイルス対策用ソフトや教育ソフトなどの購入及び研修会に係る経費で委託料として43万8,000円、使用料及び賃借料として126万6,000円を計上するものでございます。19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額253万5,000円、前年度と比較いたしまして11万4,000円の減となっております。これは、給食費助成事業について対象人数が昨年と比較して10名程度減ったことによるものと新たに修学旅行のバス借り上げ料と高速料金を助成する関係経費を計上したことによる差し引きによるものでございます。79ページをごらんください。20節扶助費でございますが、本年度予算額297万2,000円、前年度と比較いたしまして19万3,000円の減となります。これは、主に対象者数の変動によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3項中学校費へ参ります。3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,676万9,000円、前年度と比較いたしまして29万8,000円の減となります。財源内訳は、全て一般財源でございます。主な項目についてご説明申し上げます。11節需用費でございますが、本年度予算額1,054万3,000円、前年度と比較いたしまして43万4,000円の減となっております。これは、主に燃料費の単価減によるものでございます。80ページをお開きください。13節委託料でございますが、本年度予算額140万7,000円、前年度と比較いたしまして13万円の減で、昨年実施した3年に1度の消防設備保守点検が今年度はないことによるものでございます。18節備品購入費でございますが、本年度予算額42万1,000円、前年度と比較いたしまして32万1,000円の増で、これにつきましては古くなったカーテンの更新を行うことによるものでございます。

続きまして、2目教育振興費、本年度予算額95万2,000円、前年度と比較いたしまして208万2,000円の増額となります。財源内訳は、国・道支出金が18万6,000円、地方債が170万円、一般財源が764万2,000円でございます。主な項目についてご説明申し上げます。12節役務費でございますが、本年度予算額38万9,000円、前年度と比較いたしまして10万8,000円の増となっております。これは、小学校費と同様、給食のパンが砂川の業者から美唄の業者が変わったことによる運搬費の増によるものでございます。13節委託料43万8,000円、14節使用料及び賃借料129万6,000円につきましては、小学校費と同様、ICT活用授業に係るウイルス対策ソフトや教育ソフトなどの購入及び研修会に係る経費を計上したものでございます。81ページをごらんください。19節負担金、補助及び交付金についてですが、本年度予算額201万9,000円、前年度と比較いたしまして20万1,000円の減となっております。中学校各種大会補助金を実態に合わせて精査したことなどによるものでござ

います。20節扶助費でございますが、本年度予算額294万2,000円、前年度と比較いたしまして45万4,000円の増となります。これは、修学旅行に参加する対象生徒数の増によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、4項社会教育費へ参ります。1目社会教育総務費、本年度予算額148万2,000円、前年度と比較いたしまして48万3,000円の減となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。1節報酬、本年度予算額7万円、前年度対比12万8,000円の減となっておりますが、学校支援地域本部事業が補助金を受ける要件を満たさなくなったことで補助を使わない規模での事業展開に変更したことにより実行委員会を廃止したことによる減でございます。8節報償費、本年度予算額45万3,000円、前年度と比較いたしまして33万8,000円の減となっておりますが、町民センター費でもご説明させていただきましたが、学校支援地域本部事業のコーディネーターに係る報償費を町民センター賃金へ組み替えたことによる減でございます。その他の項目につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、説明は省略させていただきます。

82ページをお開き願います。2目青少年対策費、本年度予算額408万7,000円、前年度と比較いたしまして1万円の増額となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。本予算は、子ども会並びに子供に関する行事関係を計上する予算となっております。内容の説明につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、省略をさせていただきます。

83ページをごらんください。続きまして、3目社会教育施設費でございます。本年度予算額241万9,000円、前年度と比較いたしまして6万7,000円の増となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。本目は、趣芸館及び炭鉱館に

関する予算を計上するもので、教育委員会が所管いたします趣芸館に係る予算は98万1,000円となっており、昨年度と同額となっておりますので、内容の説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、5項保健体育費でございます。1目保健体育総務費、本年度予算額303万2,000円、前年度と比較いたしまして6万6,000円の減となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。内容の説明につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、省略をさせていただきます。

84ページをお開き願います。2目体育施設費、本年度予算額751万7,000円、前年度と比較いたしまして59万3,000円の減となっておりますが、財源内訳はその他特定財源が75万円、一般財源が676万7,000円でございます。主な項目につきましてはご説明申し上げます。7節賃金でございますが、本年度予算額250万2,000円、前年度対比14万7,000円の増でございます。プール管理人と監視人の勤務時間を見直したことによる賃金の増でございます。11節需用費でございますが、本年度予算額100万円、前年度と比較いたしまして60万5,000円の減となっておりますが、昨年はプールの上屋鉄骨補修工事を行っておりまして、今年度は修繕がないことによる減でございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で10款教育費の教育委員会部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

それでは、続きまして浅利企画課長、お願いします。

○企画課長（浅利基行） 10款教育費のうち、企画課所管の事項について内容の説明を申し上げます。

83ページをごらんください。3目社会教育施設費のうち、炭鉱館の管理経費であります。炭鉱館

につきましては、4月の下旬から10月末までの土曜日と日曜日、それとお盆期間の開館となっております。炭鉱館運営経費に係る主な増減の内容がありますが、7節賃金で炭鉱館の開館を9月末から10月末まで延長したことによる日数増によるため7万1,000円増の38万円の計上となっております。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、説明を省略させていただきます。

以上、10款教育費のうち企画課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で10款教育費の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。75ページから76ページ、1項教育総務費全般について質疑を受けます。質疑のある方はご発言を願います。小澤委員。

○1番（小澤一文） 2目事務局費の中の……

○委員長（吉川 洋） 何ページですか。

○1番（小澤一文） 75ページです。いいですか。

○委員長（吉川 洋） はい。

○1番（小澤一文） 2目事務局費の中の8節報償費の中で頑張った児童生徒顕彰制度用10万という予算ですが、金額ではないのですけれども、この頑張った児童生徒の顕彰する選考基準及び平成28年度で実際顕彰された事例があれば教えてください。

○委員長（吉川 洋） 教育次長。

○教育次長（斎藤琢也） この頑張った児童生徒顕彰制度なのですけれども、これにつきましては大体道大会レベルの大会ですとか、そういったようなものに参加した児童生徒に対して顕彰する制度でございます。

それで、28年度なのですけれども、学校のほうに誰か対象者はいますかということで聞いておりますけれども、本年度については該当者はございませんでした。ちなみに、27年度については小学校でピアノのコンクールに出た子供が1名おまして顕彰をしているところでございます。

以上です。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか、小澤委員、何か。

○1番（小澤一文） 再質問ではないのですけれども、大体今のお話でわかったのですけれども、やっぱり児童生徒一人一人当たり前ですけれども、個性があって能力もそれぞれありますので、そういった意味ではいろんな角度から児童生徒に目を向けて、確かにそういう基準を考えれば当初の趣旨からはずれるかもしれませんが、できればやっぱりそういういろんな子がいて当たり前で、その子らが頑張っって本当に周りの先生方からも認めて学校からの推薦があれば、僕はぜひそういった意味では頑張ったという部分で顕彰というのも考えてあげてもいいのかなとは思っていますけれども、その辺の所見がもしあればお聞かせ願えればと思います。

○委員長（吉川 洋） 大会だけでなくということですね。大会等、そういうことだけでなくということ、広範に……

○1番（小澤一文） ではなくて、校内の中でという感じです。

○委員長（吉川 洋） 教育長。

○教育長（飯山重信） 一応私からも答弁させていただきます。

顕彰の条件ということで、国または道単位で主催する事業において優秀な成績をおさめた者、また特に顕彰することが適当と認められる業績のあった者ということになっております。

〔「マイク」と呼ぶ者あり〕

○教育長（飯山重信） 済みません。もう一回最初からいきます。顕彰の条件につきましては、国または道単位で主催する事業において優秀な成績をおさめた者、もう一つ、特に顕彰することが適当と認められる業績があった者というふうになってございます。

それで、今年度、28年度、残念ながらこの条件に当てはまる者がいなかったということで、各学

校の校長先生から小澤委員のような感じでもうちょっと条件を見直してもらえないだろうかという発言がありましたので、私のほうでもう一回ちょっと内容を検討させてもらいたいという答弁もさせていただいております。ただ、無条件に低くしてしまうと、ちょっとこの頑張った顕彰が内容が余り薄いものになってしまうかなというところも懸念されるものですから、そこら辺は兼ね合いを見ながらちょっと今後検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○1番（小澤一文） よろしくお願いたします。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○1番（小澤一文） よろしいです。

○委員長（吉川 洋） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りしたいと思います。

次に入りたいと思います。76ページから79ページ、2項小学校費全般について質疑を受けたいと思います。ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りしたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） それでは、次に行きます。

79ページから81ページ、中学校費全般について質疑を受けたいと思います。ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りしたいと思います。

それでは次、81から82、4項社会教育費、1目社会教育総務費について質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りしたいと思います。

それでは次、82から83ページ、2目青少年対策

費、3目社会教育施設費について一括質疑を受けたいと思います。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、83から85ページ、5項保健体育費全般について質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で10款教育費については質疑を打ち切ります。

次に、11款災害復旧費に入りたいと思います。内容の説明を求めます。佐藤建設課長、お願いします。

○建設課長（佐藤康弘） それでは、11款災害復旧費につきましてご説明申し上げますので、予算書86ページをお開き願います。

災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度予算額1万3,000円で前年同額となっており、財源内訳につきましては全額一般財源でございます。7節賃金は、災害が発生した場合の賃金を計上しているものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

災害復旧費の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。11款災害復旧費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で11款災害復旧費について質疑を打ち切ります。

それでは次、12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。12款公債費から14款予備費まで続けて内容の説明を求めてまいりたいと思いま

す。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、公債費につきまして説明をいたします。

87ページでございます。12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額3億2,433万5,000円、前年度比較で3,140万5,000円の減、財源内訳はその他特定財源が1億116万7,000円、一般財源が2億2,316万8,000円でございます。23節償還金、利子及び割引料につきましては、昭和63年度から平成27年度借り入れの長期債94件分の償還元金で平成25年度借り入れの臨時財政対策債などの長期債7件の償還開始と一般廃棄物処理事業債など8件の償還が終了した相殺による減でございます。

2目利子、本年度予算額3,422万1,000円、前年度比較で1,124万9,000円の減、財源内訳はその他特定財源が1,131万9,000円、一般財源が2,290万2,000円でございます。23節償還金、利子及び割引料につきましては、昭和63年度から平成28年度借り入れ予定までの125件の長期債償還利子及び一時借入金利子の計上で、長期債など償還終了に伴う利子の減でございます。

次ページへ参りまして、職員費でございます。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額4億6,635万1,000円で、前年度比較3,998万8,000円の減、財源内訳はその他特定財源1,340万8,000円、一般財源で4億5,294万3,000円となっております。本目は、総職員数71人から広域連合への派遣や各特別会計などに計上した7人分を除く一般職64人に特別職3人を含めた67人分の人件費を計上するものでございます。2節給料、本年度予算額2億3,683万円、前年度比較で41万4,000円の増となっております。増額要因といたしましては、定年退職者1名、再任用の任期満了で1名、計2名の退職に対しまして新年度におきましては新規採用で2名、新規再任用で1名の計3名の採用との相殺でございます。3節職員手当等、本年度予算額1億897万5,000円、前年度比較で276万3,000円の増でございます。給料同様、退職者

と採用者との相殺に人勸の実施分の0.1月分を取り入れたことなどによる増でございます。4節共済費、本年度予算額7,028万6,000円、前年度比較で356万円の減でございます。共済負担金率の引き下げなどに伴う減でございます。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額5,026万円、前年度比較で3,960万5,000円の減でございますが、主な要因といたしまして昨年度計上しておりました退職手当組合への3年ごとの追加負担金が減となるものでございます。

最後に、89ページ、予備費でございます。14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円で前年度同額、財源内訳は全て一般財源でございます。

以上で12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。12款公債費全般について、また13款職員費全般について並びに14款予備費全般について一括質疑を受けたいと思います。質疑のある方、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で12款公債費、13款職員費、14款予備費について質疑を終了させていただきます。

それでは、歳入に入りたいと思います。歳入全般について内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、歳入につきまして一括説明を申し上げます。

予算書14ページでございます。前年度と比較しまして増減の大きいものにつきましての説明とさせていただきますたいと存じます。

初めに、町税、町民税でございます。1目個人、本年度予算額6,350万円、前年度比較で170万円の減となっております。均等割及び所得割額の減に

よるものでございます。

2目法人、本年度予算額738万4,000円、前年度比較で55万1,000円の減でございます。法人税割の減によるものでございます。

固定資産税、1目固定資産税、本年度予算額5,250万円、前年度比較28万8,000円の減で、償却資産におきまして誘致企業2社の工場設備の価値が低減したことによるものでございます。

15ページへ参りまして、軽自動車税、1目軽自動車税、本年度予算額627万円、前年度比較18万円の増で、軽自動車の自家用等に対する税額改正などに伴う増によるものでございます。

16ページをお開きいただきまして、町たばこ税、1目町たばこ税、本年度予算額1,820万円、前年度比較44万4,000円の減で、売り上げ見込み本数の減によるものでございます。

次に、18ページをお開き願います。中段の地方交付税でございます。1目地方交付税、本年度予算額16億3,300万円、前年度比較3,000万円の増額となっておりますが、算定の基礎数値となります国調人口の減に対しまして平成28年度の交付実績及び人口急減補正などを勘案の上、普通交付税におきましては5,200万円増の14億1,000万円、また特別交付税におきましては昨年の全国的な災害に対する復旧の影響が少なからず交付額に影響するものと見込み2,200万円減の2億2,300万円を計上するものでございます。

19ページへ参りまして、使用料及び手数料、使用料でございますが、1目総務使用料、本年度予算額43万7,000円、前年度比較13万7,000円の増額で、2節就業・観光体験等宿泊施設使用料におきまして通称シェアハウスの施設使用料を見込むものであります。

20ページへ参りまして、3目商工使用料、本年度予算額1万円、前年度比較120万円の減額で、1節産業活性化センター使用料につきましては商工会議所等からの同使用料についての減免の要望があり、平成28年度より無償貸与としていること

から減免となるものでございます。

4目土木使用料、本年度予算額1億6,420万8,000円、前年度比較669万1,000円の減で、2節住宅使用料におきまして公営改良住宅等の入居戸数の減による使用料の減及び町営住宅の家賃制度見直しに伴います収入減によるものでございます。

続きまして、下段の証紙収入でございますが、1目証紙収入、本年度予算額1,541万7,000円、前年度比較165万3,000円の減で、公営改良住宅の水洗化に伴いますし尿処理分の証紙収入の減が主な要因でございます。

21ページ、国庫支出金、国庫負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額1億4,811万5,000円、前年度比較で808万8,000円の増額となっております。1節社会福祉費負担金で、障害者自立支援法に基づきます該当者の増などによるものでございます。

続きまして、国庫補助金でございます。2目民生費補助金、本年度予算額2,116万8,000円、前年度比較で1,082万4,000円の増額は、臨時福祉給付金給付事業の増と28年度の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の減との相殺でございます。

22ページをお開きいただきまして、4目土木費補助金、本年度予算額2,328万9,000円、前年度比較で2,158万6,000円の減は、1節道路橋りょう費補助金では橋梁の長寿命化補修事業及び除雪車の更新事業の終了により3,495万円の減、2節公営住宅建設費補助金では下鶉団地改良住宅屋根板金ふきかえ事業の終了と新たに下鶉改良住宅の屋根改善事業及び緑が丘団地の除却事業との相殺により増となるものであり、これらを合わせて前年度比較2,158万6,000円の減となるものでございます。

23ページへ参りまして、道支出金、道負担金でございます。民生費負担金、本年度予算額8,582万9,000円、前年度比較で450万4,000円の増額となっております。1節社会福祉費負担金で、障害者自立支援法に基づきます該当者の増によるもの

でございます。

24ページをお開きいただきまして、道委託金でございます。1目総務費委託金、本年度予算額360万8,000円、前年度比較458万円の減額で、参議院議員選挙費委託金の減によるものでございます。

25ページ、財産収入、財産運用収入でございます。1目財産貸付収入、本年度予算額1,658万5,000円、前年度比較177万円の増は、土地建物貸付収入の増によるものでございます。

26ページをお開きいただきまして、繰入金、基金繰入金でございます。1目基金繰入金、本年度予算額1億3,740万円、前年度比較6,680万円の増で、2節教育施設整備基金繰入金1億30万円につきましては中央小学校大規模改修事業に充当、3節ふるさとづくり基金繰入金900万円につきましては防災用テント購入事業に充当、4節公共施設等整備基金繰入金2,750万円につきましては認定こども園等複合施設の実施設計事業に充当するため、それぞれの基金を取り崩し、計上するものでございます。

27ページへ参りまして、諸収入、貸付金元利収入でございます。1目中小企業融資資金貸付金収入、本年度予算額1,025万円、前年度比較50万円の減額は、中小企業融資預託金事業の緊急運転資金を減額したことによるものでございます。

28ページをお開きいただきまして、諸収入、雑入でございます。5目雑入、本年度予算額7,992万2,000円、前年度比較で2,608万5,000円の増額で、介護保険法改正に伴いまして包括的支援事業や介護予防事業などの実施により増となるものでございます。

最後に、町債でございます。1目総務債、本年度予算額1億2,200万円、前年度比較で270万円の減でございます。昨年度終えました職員住宅の水洗化事業の減によるものでございます。

2目土木債、本年度予算額2,180万円、前年度比較660万円の減でございます。平成28年度に終

えました橋梁長寿命化補修事業及び除雪車更新事業などの減に対しまして、下鴨改良住宅の屋根改善事業及び緑が丘団地除却事業の増との相殺でございます。

3目教育債、本年度予算額9,470万円、前年度比較6,110万円の増は、中央小学校大規模改修事業に係る起債を計上するものでございます。

消防債につきましては廃目でございます。

以上で歳入全般の説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

以上で歳入の説明が終わりました。14ページから29ページまで、歳入全般について質疑を受けたいと思います。ページ数と項目を述べてからご発言を願いたいと思います。ご発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で歳入についての審査を終了いたします。

ここで歳出と歳入全般について質疑をもう一度受けたいと思います。質疑のある方はご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切りたいと思います。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 平成29年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決をいたしました。

◎散会の宣告

○委員長(吉川 洋) 以上で一般会計予算の審査が終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたしたいと思えます。

なお、16日午前10時から当委員会をまた再開をいたしますので、ご出席のほどよろしくお願いをいたします。

本日は本当にどうもありがとうございました。

(散会 午後 1時53分)

平成29年第1回定例会予算特別委員会会議録（第2号）

3月16日（木曜日）午前10時00分 開議
午前10時36分 閉会

○議事日程 第2号

議案第12号 平成29年度上砂川町国民健康
保険特別会計（事業勘定）予算

議案第13号 平成29年度上砂川町後期高
齢者医療特別会計予算

議案第14号 平成29年度上砂川町下水道
事業特別会計予算

議案第15号 平成29年度上砂川町水道事
業会計予算

◎開議の宣告

○委員長（吉川 洋） おはようございます。た
だいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員
会は成立をいたしました。

直ちに会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎議案第12号

○委員長（吉川 洋） それでは、付託案件の審
査に入りたいと思います。

議案第12号 平成29年度上砂川町国民健康保
険特別会計（事業勘定）予算について議題といたし
ます。

内容の説明を求めます。斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、平成29年度
国民健康保険特別会計予算について説明をいたし
ます。

歳出でございます。114ページをお開き願いま
す。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1
目一般管理費、本年度予算額1億8,315万8,000円、
前年度比較2,732万2,000円、財源内訳は国・道支
出金2,723万8,000円、その他特定財源1億1,115

万円、一般財源は4,447万円でございます。12節
役務費は、隔年で実施しております被保険者証の
更新に伴う郵便料として25万5,000円を計上して
おります。13節委託料につきましては、国保の都
道府県化に伴う市町村標準システム導入に伴うデ
ータ連携等に要する経費として1,093万5,000円を
計上しております。19節負担金、補助及び交付金
は1億7,191万8,000円の計上で、前年度比較1,61
3万2,000円の増でございます。空知中部広域連合
分賦金につきましては、前年度対比17万1,000円
減の1億5,561万5,000円を計上しております。標
準システム導入負担金につきましては、北海道が
推進主体として複数の市町村により共同利用する
ためのシステム導入負担金として1,630万3,000円
を計上しております。

次に、2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度予
算額122万8,000円、前年度比較54万5,000円の増
で、財源内訳はその他特定財源でございます。11
5ページ、14節使用料及び賃借料54万5,000円につ
きましては、国保税及び資格システムに要する経
費で一般会計戸籍住民基本台帳費からの変更によ
るものでございます。

2款諸支出金、3款予備費、いずれも前年度同
額につき、内容の説明を省略させていただきます。

歳入に参ります。戻りまして、110ページをご
らん願います。2、歳入、1款国民健康保険税、
1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康
保険税、本年度予算額4,436万2,000円、前年度比
較405万6,000円の減と2目退職被保険者等国民健
康保険税、本年度予算額54万6,000円、前年度比
較270万4,000円の減につきましては、後期高齢者
医療制度への移行や転出等に伴う被保険者数の減
などによるものでございます。保険税合計では、

前年度比較676万円減の4,490万8,000円を計上するものでございます。

次に、112ページでございます。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料は前年度同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国民健康保険事業費補助金、1節国民健康保険事業費補助金につきましては、標準システム導入費用と同額の2,723万8,000円を計上しております。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額5,037万8,000円、前年度比較258万9,000円の増でございます。内訳につきましては、保険税の低所得者軽減に伴います減収分を補填する保険基盤安定分が2,936万4,000円、低所得者や高齢者が多いことでの財政安定化支援分として1,184万3,000円、広域連合職員給与費分等で917万1,000円を繰り入れするものでございます。

2項基金繰入金、1目基金繰入金につきましては、前年度比較480万円増の6,200万円を繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

5款諸収入につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で内容の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

まず初めに、114ページ、115ページ、歳出全般にわたって質疑を受けたいと思います。質疑のある方はご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、110ページから113ページ、歳入全般にわたって質疑を承ります。質疑のある方はご発言を願います。数馬委員。

○5番（数馬 尚） 一般も退職もなのですけれども、滞納繰り越し分の金額が昨年と比べて減っているのですけれども、これは28年度で滞納繰り越し分の収納率が上がったという意味なのか。

○委員長（吉川 洋） 答弁願います。

○税務出納課長（西村英世） 国保税の関係ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

今までの累積の滞納繰り越し分が減っておりまして、実質集めるべき滞納繰り越し分が減っているという事実でございます。それで予算額も下げたということでございます。

○5番（数馬 尚） 収納率が上がったという意味ではなくて。

○税務出納課長（西村英世） 過去の収納率が上がってきていて繰り越しの滞納額が減ってきているものですから、全体で残っている額が減ったということでございます。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○5番（数馬 尚） はい。

○委員長（吉川 洋） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

それでは、議案第12号について採決をいたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決をいたしました。

◎議案第13号

○委員長（吉川 洋） それでは次、議案第13号平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、平成29年度後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

歳出でございます。124ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額49万8,000円、前年度比較1万8,000円の増で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。前年度とほぼ同額でございますので、内容の説明は省略をさせていただきます。

2項徴収費、1目徴収費、本年度予算額118万2,000円、前年度比較で77万8,000円の増で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。14節使用料及び賃借料77万8,000円は、後期高齢者医療システムに要する経費で一般会計、戸籍住民基本台帳費からの変更によるものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額7,058万6,000円、前年度比較176万6,000円の減で、財源内訳はその他特定財源2,286万8,000円、一般財源4,771万8,000円でございます。125ページ、19節負担金、補助及び交付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金で、保険料負担金は医療給付に係るもので前年度比較196万9,000円減の6,835万1,000円、事務費負担金につきましては前年度比較20万3,000円増の223万5,000円の計上でございます。

3款諸支出金と4款予備費につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

歳入に参ります。戻りまして122ページでございます。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、

1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度予算額3,578万4,000円、前年度比較142万9,000円の減でございます。

2目普通徴収保険料、本年度予算額1,202万9,000円、前年度比較47万6,000円の減でございます。

保険料全体では4,781万3,000円の計上で、前年度比較190万5,000円の減は被保険者数等の減少によるものであります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度予算額1,000円の計上で、前年度と同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度予算額401万円、前年度比較99万9,000円の増は、北海道広域連合への事務負担金の増によるものであります。

2目保険基盤安定繰入金、本年度予算額2,053万8,000円、前年度比較6万4,000円の減につきましては、保険税の低所得者軽減に伴う減収分を補填するもので、繰入金全体では93万5,000円増の2,454万8,000円を繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

5款諸収入につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

これより質疑に入りたいと思います。124ページ、125ページ、歳出全般にわたって質疑を受けたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

それでは、122ページ、123ページ、歳入全般にわたって質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

それでは、議案第13号について採決をいたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決をいたしました。

◎議案第14号

○委員長（吉川 洋） 次、議案第14号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） それでは、平成29年度下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、135ページをお開き願います。下水道費、1項下水道整備費、1目総務管理費、本年度予算額2,318万6,000円、前年度比較319万9,000円の増額で、財源内訳につきましては全額一般財源でございます。136ページです。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額785万2,000円、前年度比較106万8,000円の増額は、石狩川流域下水道組合管理運営負担金として消化タンクの更新工事による維持管理経費の増によるものでございます。27節公課費652万9,000円、前年度比較208万4,000円の増額は、平成28年度の消費税確定申告額の見込みによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2目下水道建設費、本年度予算額451万1,000円、

前年度比較208万8,000円の減額で、財源内訳につきましては起債300万円、その他特定財源94万5,000円、一般財源が56万6,000円でございます。減額の主な要因は、前年度流域下水道の認可期間満了により事業計画の変更業務が完了したことによるもので、19節負担金、補助及び交付金351万1,000円、前年度比較91万2,000円の増額は処理場のポンプ等機器更新工事による石狩川流域下水道事業建設負担金の増によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2項下水道維持費、1目維持管理費、本年度予算額866万5,000円、前年度比較6万1,000円の増額で、財源内訳は全額一般財源でございます。11節需用費401万3,000円、前年度比較6万2,000円の減額は、修繕料でマンホールポンプの詰まりを解消するための装置を前年度に引き続きマンホール内1カ所に設置するものでございます。137ページです。13節委託料262万4,000円、前年度比較3万4,000円の増額は、接続件数の増加に伴う水道への賦課徴収事務委託料の増によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額8,259万6,000円、前年度比較115万円の減額で、財源内訳につきましては起債1,240万円、その他特定財源7,019万6,000円でございます。減額の要因は、平成16年度借上げの償還が終了したことによるものでございます。

2目利子、本年度予算額1,976万4,000円、前年度比較141万1,000円の減額で、財源内訳につきましてはその他特定財源1,950万5,000円、一般財源25万9,000円で、平成8年度から平成28年度までの起債借入れにかかわります106件分を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、133ページをお開き願います。分担金及び負担金、

1項受益者分担金、1目受益者分担金、本年度予算額94万5,000円、前年度比較35万円の減額は、公営住宅で前年度より20戸減の50戸分を計上するものでございます。

使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、本年度予算額3,277万4,000円、前年度比較50万9,000円の増額となっておりますが、1節現年度使用料で公営住宅と一般住宅を合わせまして前年より16人増の1,298戸、2,375人分を計上するものでございます。

繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額8,970万1,000円、前年度比較1,185万2,000円の増額は、町債の資本費平準化債による制度見直しによる算定額の減による増額で、収支不足額を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

町債、1項町債、1目下水道事業債、本年度予算額1,540万円、前年度比較1,190万円の減額となっております。次ページでございます。1節流域下水道事業債、本年度予算額300万円、前年度比較90万円の増額は処理場等建設負担事業分の増によるもので、2節資本費平準化債、本年度予算額1,240万円、前年度比較1,280万円の減額は算出方法の変更によるものでございます。

国庫支出金は、事業の終了により廃款といたします。

以上で下水道事業特別会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。135ページから138ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方、ご発言をお願いします。堀内委員。

○6番(堀内哲夫) 2目の15節工事請負費とあるのですが、金額は別にかかわるわけではないのですけれども、ただちょっと伺いたいのはこの時期、雪解けが進んでくると地盤が悪いというのは確かにあるのです。そこで、除雪等が入ったときにマ

ンホールのふたをひっかけていくということで、穴がかなり大きいのです、マンホールの場合。それで、おかげさまで今のところはそういう事故も何もないのですけれども、ちょうど道路のど真ん中にあるマンホールでございますので、この点については担当課にすればいろいろと調べていただいていると思うのですけれども、この時期1回、道路上のマンホールの状況等を確認するようしていただければなど、そういうことでございますので、よろしくをお願いします。別に特別答弁は要りません。

○委員長(吉川 洋) 要望ということで、そうしたら。

○6番(堀内哲夫) はい。

○委員長(吉川 洋) よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかございせんか。高橋委員。

○8番(高橋成和) ちょっと確認のために聞かせていただきたいのですけれども、2項下水道維持費、1目維持管理費の中の修繕料で255万3,000円、詰まり解消という部分、去年もやられていて、これって……

○委員長(吉川 洋) 済みません、マイク。

○8番(高橋成和) 済みません。もう一回最初から言いますね。2項の下水道維持費の1目維持管理費の中の修繕料、11節需用費の中の修繕料です。マンホールポンプの先、詰まりの解消というお話を課長のほうからしていただいたのですけれども、この詰まりの対象になるマンホールポンプというのが何カ所ぐらいあって、今のところどれぐらい進んでいて、今後どれぐらいやっていくかというのをちょっとお聞かせいただければなど。うまく言えないのですけれども、済みません、よろしくをお願いします。

○委員長(吉川 洋) 答弁願ひます。

○建設課長(佐藤康弘) 今のご質問にお答えしたいと思ひます。

上砂川町のマンホールポンプは、全町に11カ所

設置されております。この中で、よく詰まりの事故を起こすのがプール下の八千代橋のそばに設置されているマンホールポンプが詰まりまして、詰まりの原因につきましてはタオルですとか、本当に信じられないようなものがポンプに絡まって詰まっている状況でございます。この詰まり防止装置というのは、網目状のかごを排出口に設置をして汚物を受け入れて人力で取り除くと、そういう作業をしておりますので、今後詰まりの状況を見ながら優先度をつけて設置をしていきたいと思っております。

〔発言する者あり〕

○委員長（吉川 洋） どうぞ。

○建設課長（佐藤康弘） ことし初めて詰まり防止装置を設置しました。それで、今後順次設置をしていきたいと考えております。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○8番（高橋成和） はい。

○委員長（吉川 洋） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、133ページ、134ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方はご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 平成29年度上砂川町下水

道事業特別会計予算は、原案のとおり可決をいたしました。

◎議案第15号

○委員長（吉川 洋） それでは次、議案第15号 平成29年度上砂川町水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） それでは、平成29年度水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

収益的支出からご説明いたしますので、154ページをお開き願います。水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額1,675万8,000円、前年度比較308万円の減額となっております。委託料160万円、前年度比較80万4,000円の減額は、浄水場のガラス清掃業務と配水池の排泥作業が隔年での休止の年に当たることによるものでございます。修繕費250万円、前年度比較200万円の減額は、昨年実施しました取水棟沈砂池の屋根塗装工事の完了によるものでございます。動力費500万円、前年度比較40万円の減額は、単価の減少によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2目配水及び給水費、本年度予算額1,558万9,000円、前年度比較682万9,000円の増額となっております。155ページでございます。委託料110万1,000円、前年度比較76万1,000円の増額は、配水管の夜間排泥作業業務が隔年での実施の年に当たることによるものでございます。修繕費1,364万円、前年度比較644万円の増額は、検満量水器の取りかえとして前年比151台増の270台分を計上しております。そのほかにつきましては、前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

3目業務費、本年度予算額143万円、前年度比較1万9,000円の減額は、委託料の検針業務件数の50件減によるものでございます。

4目総係費、本年度予算額1,439万6,000円、前年度比較8万2,000円の増額となっております。人件費等は、浄水場水道技術員1名と嘱託職員2名の計3名分を計上しておりますが、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次のページをお開き願います。5目減価償却費、本年度予算額5,378万5,000円、前年度比較94万円の増額は簡易水道整備事業に伴う償却資産の増によるもので、資産減耗費24万3,000円、前年度比較20万7,000円の増額は平成28年度更新事業に伴う増圧ポンプ固定資産を除却するものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度予算額2,630万1,000円、前年度比較375万1,000円の減額は昭和61年度借り入れ債の償還が終了したことによるもので、2目雑支出、本年度予算額131万4,000円、前年度比較52万5,000円の増額は料金の不納欠損で平成23年度及び24年度の20件分を計上するものでございます。

3目消費税及び地方消費税、本年度予算額403万6,000円、前年度比較19万7,000円の減額は、修繕費等営業費用の増によるものでございます。

次に、収益的収入のご説明をいたしますので、153ページをお開き願います。水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額8,826万8,000円、前年度比較105万8,000円の増額となっております。家事用につきましては、一般分として50件減の1,200件、福祉料金該当分として20件増の410件、合計1,610件を見込み、前年度比較76万9,000円減の5,871万2,000円を計上し、業務用は前年同の90件と使用水量の増加を見込み、前年度比較182万7,000円増の2,520万9,000円を計上しております。

2目その他の営業収益は、前年同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

2項営業外収益、2目繰入金は、収支不足補填のための一般会計からの繰入金で、前年度比較44

万4,000円増の4,365万2,000円の計上は支払利息の減額と修繕料の増額の相殺によるものでございます。

3目他会計負担金183万円、前年度比較3万4,000円の増額は、下水道会計からの使用料等賦課徴収事務の委託負担金で、事務費の件数の増によるものでございます。

1目受取利息及び配当金、4目雑収益は前年同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

次に、資本的支出についてご説明をいたしますので、159ページをお開き願います。資本的支出、1項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額1億685万4,000円、前年度比較647万1,000円の増額は、平成27年度借り入れの償還が始まることによるもので、昭和62年度から平成27年度までの企業債27件分を計上するものでございます。

2項建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費、本年度予算額4,910万円、前年度比較340万円の減額は、整備事業の減によるものでございます。資料ナンバー17をあわせてご参照願います。1節工事請負費は、前年に引き続き町道鶉北線に昭和50年に埋設された配水管を更新するもので、東鶉職員住宅付近から東鶉団地までの190メートルの布設がえと鶉若葉改良住宅に昭和53年から55年に設置し、36年を経過した配水管252メートルの布設がえを行うものでございます。

続きまして、158ページ、資本的収入につきましてご説明申し上げます。資本的収入、1項出資金、1目負担区分に基づかない出資金、本年度予算額5,282万7,000円、前年度比較531万3,000円の増額は、企業債償還元金のうち内部留保資金にて補填し、さらに不足する額を一般会計出資金として補填を受けるものでございます。

2項企業債、1目企業債、本年度予算額3,370万円、前年度比較500万円の減額と3項国庫補助金、1目国庫補助金、本年度予算額1,401万4,000円、前年度比較109万7,000円の増額は簡易水道等施設整備事業と連動するもので、4項他会計補助

金、1目他会計補助費、本年度予算額138万6,000円、前年度比較50万3,000円の増額は起債対象外の給水管接続など単独事業費の増によるものでございます。

以上で水道事業会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。154ページから157ページと159ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方はご発言を願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

それでは次に、153ページ、158ページ、歳入全般にわたって質疑を受けたいと思います。質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

議案第15号について採決をいたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成29年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決をいたしました。

全てが終了いたしましたので、全体を通してこの際でございますので、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

◎閉会の宣告

○委員長（吉川 洋） 以上をもちまして本予算特別委員会に付託になりました議案の審査が全て終了いたしました。

全議案が原案のとおり可決をされましたので、その旨を本会議において報告をさせていただきたいと思います。

これをもちまして予算委員会を閉会をいたします。

委員各位のご協力をいただきましてスムーズに進行できましたこと、心から感謝を申し上げまして終了といたします。どうもありがとうございました。

（閉会 午前10時36分）